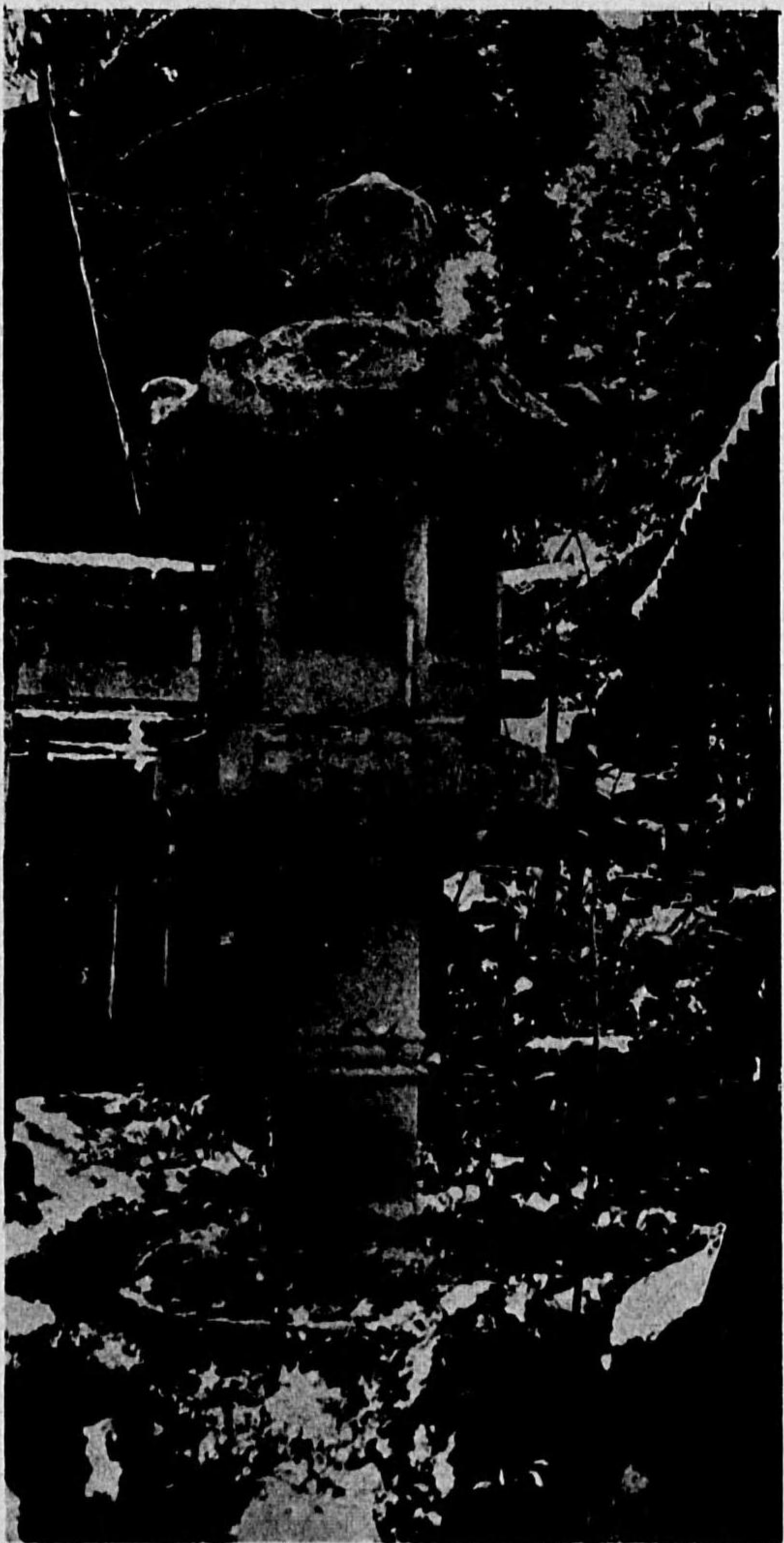


四三。馬見岡綿向神社石燈正面

(物差は曲尺の約五寸(六吋)・昭和十八年一月十日)



神社は日野町の東端にあり、鳥居前が乗合自動車の終点になってゐるので、甚だ便利である。境内は廣く森殿の氣にみち、立派なお宮である。本石燈は本殿に向つて右手に、小さい小高いところをつくり、其上にたててある。平素は用ひないにしても、祭禮等にはやはり點火する様で、火口や窓に新(次頁へ)

四四。馬見岡綿向神社石燈背面

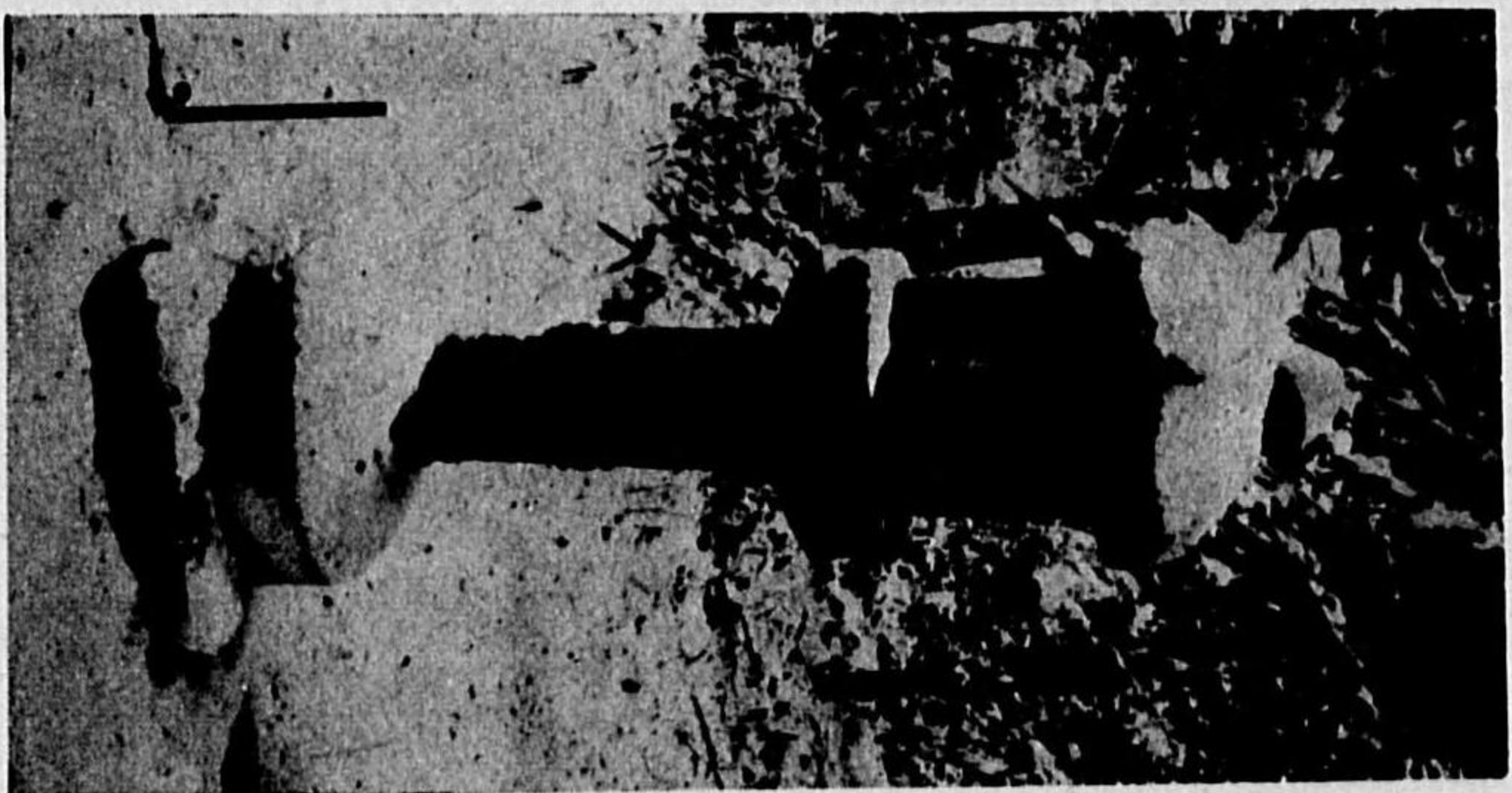
(物差は曲尺の約五寸(六吋)・昭和十八年一月十日)



(前頁より)らしい紙が貼つてあつたのを、取去つて見たところ、火袋の正面には大圓窓、背面には從來未だ見たことのない形の「散蓮花窓」があつた。石燈全體當初の儘を存し、後世變改の跡はない。



右、四一。妙樂寺石燈 其一  
共二



(兩圖共物差は曲尺の一尺・昭和十八年一月九日)

一月八日相當に雪が降り、夫がつもり翌九日に行つた時は右圖の様な有様で、あつたに出遇はない景色だから、鎌倉石燈の雪景を記念に寫し、夫から雪を拂ひ落して左圖を得た。こうすると時代の見當がこの寫眞からでもつくであらう。基礎と中臺は圓い。寶珠は後の補加。

以上で四日三泊の近江國石燈行脚は終了した。僅かの日數であつたが、あらゆる天候、雪・霰・霰・雨・曇・晴・風等が交互にきて、いろいろな目に遇ひ、石燈四基を見學した中には、綿向神社のの様な逸品もあり、近來京都あたりでは珍品に屬する餅の而も優秀品を三日に亙り賞美する事ができ、嚏も出ず風も引かず、無事に歸つて來たのは何といつても有難い事だと、我輩は頗る感激してゐるのである。

(昭和十八年一月十九日成嶋樓筆記)

長講一席が漸く終つたら、次にUは取手が半分きれた所を、丈夫な絲でぢぢむさい素人修理をして、ともかくも辛ふじて下げられる様にしたポロ靴から、アルス文化叢書の内の一冊、「タイ王國」といふのを取出し、「君アこれを見たか」といった。來たなと思つたら先手を打つて、石燈籠の竿の逆立ちだらうといつたら、ウンさうだ、困るなといふ返事。此上長講一席の續編をまくした

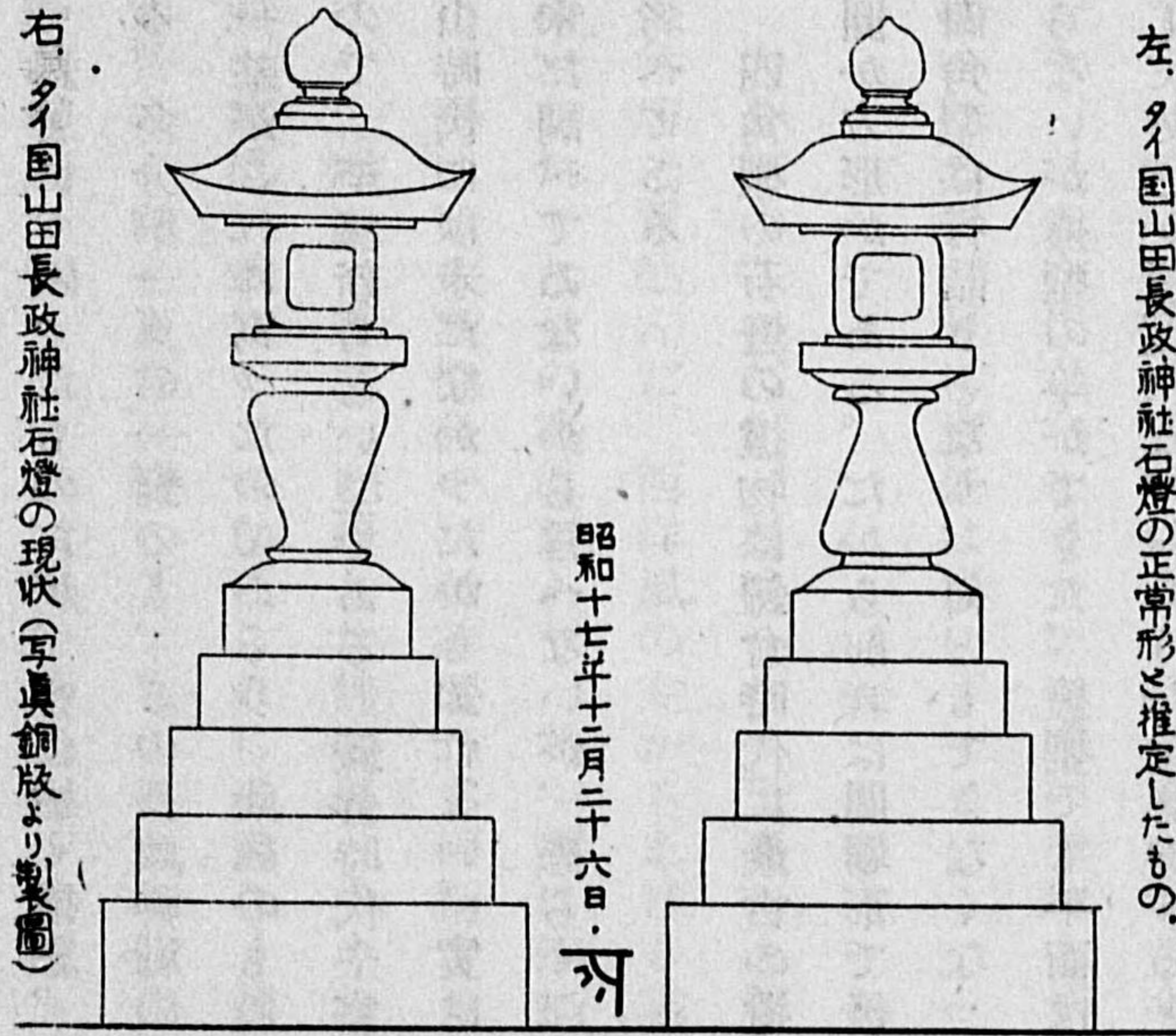
てられたら結果は相當に重大だから、君の今の話の筆記のあとへ僕が附加へておき、二人合作としようといつて、やっと切りぬけた。だから以下は成蟲樓が書いたので、Uに責任はない。

大分前のことだが、私は「タイ王國」と題した繪の澤山入つてゐる書物を町の書店で買込んだ。西洋風の左からあける書物で、先づ第一に日本人町舊趾と標木をたてた景の寫眞があり、其一部に洵に不思議な一對の石燈籠が寫つてゐた。謂はゆる高燈籠で「神前型」と俗稱するものに似てゐた。夫から次の頁には、上部に「廢墟」と題した佛塔群と多くの石柱、下には「山田長政神社」社頭の寫眞が載せてあつた。これには大きく前記と同じ様な燈籠が前方に見え、背景にこれもまた石燈とどつちかといふ位の珍鳥居が顔を出し、遙か後方に社殿か拜殿か判らないが、何か建築物が朦朧と寫し出されてゐた。

鳥居にも困つたものだが、今は姑く措き、ここでは石燈籠だけを考察してみる。多分第一頁の一對のも、この長政神社のも同じもので、前者の石燈の内の一基がこれに寫つたのであらう。此種のもものは内地の神社に多く見出されるもので、至極新らしい型である。鎌倉時代や室町時代には未だ出現せず、多分桃山時代には未だなかつたかも知れない。實は此種の最古の在銘のものはいつか、未だ調べてゐないから言へないが、恐らく江戸時代に創まつた形式であらうと考へてゐる。

四角型の石燈の遺物は鎌倉時代に最古の遺例があり、以降あるが竿は平面が圓か方形かである。だから前者は圓壘形で後者は方柱であるのである。これで四角型は行詰りとなり、何ともできなくなった。そこでどの様な動機からか知らないが撥型の竿ができた。撥型でも平面は方形であるが、立面が異なる。どうして方柱が撥型になつたらうかを想像すると、これは何もこんな時代に始まっ

左、タイ国山田長政神社石燈の正常形と推定したもの。



右、タイ国山田長政神社石燈の現状(写真銅版より製圖)

四六、普通神前形と呼ぶ石燈の正常形と異常形との比較圖。

時代が割合に新しくなると、特殊の形をした竿を有する一種の石燈が流行しだした。これを石工の仲間では「神前型」と呼んでゐる。其神前型を、石段を高く積んだ上にのせる様になってから、一に「高燈籠」といつてゐる様である。其竿は立面が特殊で、一般に太い方を下にするが、これは安定感を増させるためであらう。然るにこの竿を逆置したのがあるので、何だか見馴れないせいか不安定でいけない。餘程考へたつもりかも知れないが、不自然である。

たのではなくて、既に鎌倉時代に於いて、料拱間の間料束が方柱であつたのが、下が開きだし、次に其兩側面が内側に反つて撥型になつた例がある。又豕扱首の扱首束も下が開き出したりした。だから四角型石燈の竿でも撥型に發展して、この方面に活路を求めたのは當然過る位當然である。さうして四角な基礎の下に、四角な石を何段かに積み、其上に乗せて立派に見せようとした結果、神前型高燈籠なるものができたと思へられる。

併しながら、其撥形の竿は常に上が狭くて下が廣い。竿にはよく「奉獻」等といふ文字を彫刻してある。何かそんな字があれば間違ふことは絶対にあり得ないが、これには遇ま何もはつてなかつたのであらう、さうして恐らく内地で彫刻して積み出されたもので、尙ほ其上に盤谷あたりには日本の石工が居なかつた爲に、關係者が寄つてたかつて舶載した一對の石燈をたてる時、竿の上下一つ知らず、逆立させて平氣であつて、タイ國在留邦人の無智無識を全世界に示

してゐるのだから、洵に以て言語道斷と言はざるを得ない(四六)。大瓶東に象つたのだとか、新機軸をだして従來の型を破つたので、その位のこととは誰だつて知つてゐるといふのなら、私はだまつて引下るばかりである。常識で判断する以上、四六右圖の様になるべきであらう。この圖をつくつたのは、實はこの寫眞を原にしたので、勿論怪しげなものだが、どうせ此頃の石工の造つたものだから、其價値は知る人ぞ知るので、大して問題にしないでもよからう。此石燈籠の各部及び全體に就いての批評は書くだけ無駄だからやめておく。先年瑞西國ゼネバ府へ、吊鐘の返禮に寄贈した謂はゆる「善導寺型」石燈といひ、揃ひも揃つて拙いものを、知らないとは言ひながら、得意になつてよくも外國へ出したものだ。タイ國へ行った人で、此神社へ參拜した人は何人あるか知らないが、一人位はその位のことを知つてゐて、注意でもしてやればいいのに、さうもしなかつたのか、或はしても當局で取上げなかつたのか、洵に心細い限りである。

である。

随分以前の話だから記憶は頗る朦朧だから少しばかり怪しいが、ある雑誌にある人が石塔や石燈籠に就いて書いてゐるのを讀んだ事があつた。どちらも忘れて了つたので、話がはつきりしないから雑誌をXとして書いた人をYとしておく。X誌にはたしか毎號(?)續きもので相當長期に亙つて、Yさんは實によく知つて居られる様に書かれたので、初めの間は敬服しながら拜讀してゐたが、そのうちにYさんは果して實物を觀て書いたのか、或は他人の書いたものを讀んだだけで、御自分では見學はなさらず、少なくとも其一部は机の上で捏上げたのではないかと思はざるを得なくなつて來た。といふのは本文中で在りもしないものを在る様に思つて——他の書物には在るとかいてあるためか——議論をしたり、古いところに實例があるのに、無いと思つていろいろ書いたり、

他人の實測圖と全然同じものへ同じ寸法を記入して掲げたり、實物は既に亡くなつてゐるのに、あると思つて勝手に描いたり、實物には初めから無いのに勝手に作つて入れたり、どうも全體として本文も圖も共にどこ迄がほんとうかと、論文の價値を疑はざるを得なくなつた。私が多くの年月を費して漸く一通り目鼻が付きかけたのに、Yさんは一體いつの間にかこんなに詳しく調べられたのか知らんといふ最初の驚きは、拜讀の後には大分解消して了つた。

石塔や石燈に限つた事はない、建築・繪畫・彫刻のみならず、何でも彼でも永年かかつて潜心研究をしなければ、他人のものをそっくり其儘失禮したのでは、ほんとうの事が言へも書けもできるものではない。だからYさんのお書きになつたものの中に、嘗てZといふ人がどう間違へたものか「元弘三年」在銘のものを「元久三年」としたのを、そっくり其儘元久として掲げ、無斷借用したためZの誤りをYさんがくり返しておいでになるのを洵にお氣のどくに思つ

た事があつた。これはほんの一例で、あらを探す氣で探したら幾つもでてくるかも知れない。

これももう彼此七八年にもならうか、〃といふ人が、〃といふ新聞紙の燈籠考證といふ欄へ「石燈籠は鎌倉から」といふ題で縷縷數千言を費して石燈籠に就いてこまごまと書かれた中に、當麻寺金堂前の石燈を指して「あんな粗惡な泥石燈」とか、興福寺五重塔前の創立當初の石燈基礎と思はれるものを、「……南圓堂にさへ銅燈があるのに光明皇后が日の寄進された五重塔前に、油揚形の土臺を有する石塔を想像するなんぞ天平精神を解せざるにもほどがある」とかいてある。石塔の「塔」は「燈」の誤りなことは言ふ迄もあるまいが、あの三角形の單瓣蓮花文を刻みだした礎石、今のところ奈良後期唯一の遺例なる基礎を「油揚形」と毒づくに至つては、〃さんは果して眞面目で書いて居られるのかどうか、疑はざるを得ない。〃も〃なら〃も〃だといふ様な氣がした。

αさんの様な人は別として、三年や五年では中中ものになりかねる。判った様でも私の経験からだ、夫はほんの上っ面だけで、深い所迄の研究は思ひもよらない。要はたとひ三角形の基礎でも油揚形等と悪口を言はず、いろいろの點から調査研究が必要である。三角形が油揚なら、四角はさしづめ豆腐であらう。さうすると法隆寺・薬師寺・唐招提寺等、奈良縣所在の古建築には、礎石に油揚や豆腐ばかり使用してゐて、けしからんといふ理窟になる筈である。

(昭和十八年一月二十日稿)

## 附 録

## 續石燈籠見物旅行記

昭和十八年二月十六日、近江安土鎮座の沙沙貴神社他一社の石燈を見學すべ

く出かけた。大阪から遠齋九郎翁、京都から園造氏が参加された。實は二月二日に決行すべく手筈がしてあったが、急用出來のため小生が東京へ行く事になり、一月三十日東上、二月十二日に歸ってきた。夫がため東京にゐるうちから書面で遠齋翁に伺ひをたてたところ、十六日ならよろしいとの御事であったし、園造氏は萬障差繰り同行希望であつたので、十六日に京都から日歸りをしたのである。日歸りに旅行記なんか大袈裟だが、前のに相應する様にして續編としたのである。これも亦成蟲樓が記したのである。

## 沙沙貴神社石燈 (四五)

拜殿に向つて右手に、あたりに何もなく平地に建つてゐるから、近くへよつて充分に研究する事ができる。笠が一見後補であるのが惜しい。

一、基礎。平面圓形で側面は無地、上端に十六瓣の復瓣蓮花文を刻す。

一、竿。 圓形で三節あり、中節を巡りて珠文を附す。中節と上節との間に銘文を刻してあるが、石面が可なりあれてゐたり、油が流れて一部分汚くなつてゐたりするので、文字があるかないか判然しない點があるが、見えたる分は次の通りである様である。拓本をとつて見たがどうもはっきりしないところがある。

石<sup>?</sup> 炉<sup>?</sup> 呂<sup>?</sup>

佐々木 □<sup>?</sup>

正安二年<sup>庚子</sup>

三月八日

願主 □<sup>?</sup> □<sup>?</sup>

石<sup>?</sup> 炉<sup>?</sup> 呂<sup>?</sup>

石<sup>?</sup> 炉<sup>?</sup> 呂<sup>?</sup> (假りにき)より前にもう少し字がありさうだが、そこに油が流れて、

眞つ黒に固まつてゐて手がつけられない。夫から丁度この銘文の反對側あ

たりにも、字がある様な、無い様な風である。ゆつくり時間をかけて丹念に拓本をつくつたら、何か新発見があるかも知れない。

一、中臺。六角。下側に單瓣蓮花文、側面は無地。これが古い様な氣もするし、後補の様に思へなくもないが、マアよろしいであらう。

一、火袋。六角で前後に火口、残りの四面は棧唐戸に象つたものの如く、上の間と中の間は無地、下の間に粗なる縦連子を入れてある。火口に當るところは、大きな丈夫な板を入れてあり、肝心な部分が隠されてゐて見る事ができなかつたから、上下の間が他と同じかどうか判らない。

一、笠。上限桃山、下限江戸中期。大きはよろしいが、まるで調和がとれてゐない。

一、寶珠。形は完好とは言ひかねるが、當初のものと見られる。下部(笠と接するあたり)に少しく缺損ある様に思はる。



笠の推定復原——これは比較的容易と思ふが——そして、時代相當のものにすれば、見違へる程立派にならう。尤も小生は其必要は認めてゐない。この儘で結構である。

#### 長嶋神社石燈 (四七)

此神社の所在地は滋賀縣野洲郡篠原村大字長嶋であるが、篠原驛から線路傍の道——細い途、謂はゆる小徑ではあるが、鐵道規則違犯の途ではない、公道である——を、初めの間は線路の右側を野洲驛の方へ戻ると、自然に線路の左側にでる。水のない川に架けてある橋を渡り、左側を少しばかり行くと鐵道線路の下の煉瓦で巻いた半圓穹窿から拜殿が見える。これが目的の神社である。神社は小本殿と末社と竝んでゐる。石燈は本殿の後側にある。幸な事に此日祭典があるとかで、正面の扉は開いてゐたので、自由に見る事ができた。神職

#### 四七 長嶋神社石燈殘闕

(昭和十八年二月十六日)



此石燈は社殿の裏に簡単な柵をした内にある。惜しい事に火袋以上を亡失して了つてゐる。石燈年表に元弘を元久と誤つて載せてゐたものである。右方に立てる物差は曲尺の一尺。私が誤つてのせた石燈年表を無斷轉載したために、同じ誤をくりかへしてゐるのがある。いつも上には上があるのは事實である。

石燈籠見物旅行談の筆記

一八一

の所在を尋ねたが不明で、そのうちに氏子總代が所用で來られたので來意を告げ、承諾を得たのであつた。柵の側面に小さい出入口はあるが、平素は南京錠が掛けてあり、自由に入りはできない。大笹原神社の神職がここも兼務ときいた。だから平素は簡單に僅かな時間で見學はできかねると心得なければならぬ。六角型の可なり小形のもの

と思ふ。火袋以上を亡失してゐるので、どうも頗るもの足りない。黄檗寺院の本堂前等にある「さば臺」の様な感のあるものである。

一、基礎。六角で側面無地、上端に單瓣蓮花文を刻す。

一、竿。圓形三節。中節に珠文あり、銘文は中上節の間に二行に

元弘三年

八月十五日

と刻す。

一、中臺。六角で側面無地、下端に單瓣蓮花文を刻す。

一、火袋・笠・寶珠亡失。

私が石燈年表に、何度訂正しても「元久三年」としておいたものである。年表の備考欄に「基礎と竿のみ當時のものと記憶す」とかいてゐるから、或は大正七・八・九年頃に一度行ってゐたかも知れない。其頃は滋賀縣に關係があつ

たので、あちこちの寺や神社へ行ったから、多分見てはゐるのだらうが全く記憶になく、どうも今度初めて見た様な氣がしてならない。昭和十五年再版の拙著【慶長以前の石燈籠】には取敢へず元弘にしておいたが、夫はK君が見て來て話してくれたからである。併し今度は確かに自分で觀察し、寫眞もとつたのだから、責任を以て「元久は元弘の誤り」といったのである。尙ほ序に新に見學したもの及びUの話のものも加へて、年表の増補をしておく。

鎌倉時代

天皇	元號	干支	名稱	所在地名	備考
四條	嘉禎三	丁酉	鴻池別邸石燈	大阪市南區瓦屋町	竿に多くの文字を刻したうち 嘉禎三年丁酉 四月一日 とあるので日本最古の在銘石燈として有名になった。

室町時代		長慶	後醍醐		後伏見
		應安二	曆應元	元弘三	正安二
		己酉	戊寅	癸酉	庚子
	眞樂院石燈	妙樂寺石燈	東漸寺石燈	長嶋神社石燈	沙沙貴神社石燈
	滋賀縣蒲生郡日野町	滋賀縣蒲生郡東河原	滋賀縣蒲生郡八幡町大字大林	滋賀縣野洲郡篠原村大字長嶋	滋賀縣蒲生郡安土町大字常樂寺
	基礎・竿・寶珠は室町と見られる。他は後補。	寶珠のみ後補。銘は火袋にあり。	謂はゆる寄せ集めもの。竿に多くの文字を刻す。	火袋以上亡失。銘は竿にあり。	笠は後補、其他當初の儘を存す。銘は竿にあり。
		無銘なり。	銘は竿にあり。	無銘なり。	無銘なり。
		無銘なり。	銘は竿にあり。	無銘なり。	無銘なり。
		無銘なり。	銘は竿にあり。	無銘なり。	無銘なり。
		無銘なり。	銘は竿にあり。	無銘なり。	無銘なり。
		無銘なり。	銘は竿にあり。	無銘なり。	無銘なり。
		無銘なり。	銘は竿にあり。	無銘なり。	無銘なり。

(昭和十八年一月二十日稿了)

石燈籠に應用された散蓮花

内地には奈良時代以前の遺物がないから、飛鳥 奈良時代のものに就いては明らかに言へない。奈良市官幣大社春日神社若宮社殿の傍にある謂はゆる「柚木型」として知られてゐる燈籠は、平安後期と認められるけれども、生憎火袋が後補であるため、やはり同様に判らない。併し鎌倉となると相當に遺物があるから、従つて火袋や中臺の側面に「散蓮花」を應用したのも五基は残つてゐるが、何れも確かに自身で見えてゐるのだから、責任をもつていへる。現に小生の知つてゐる鎌倉石燈は、銘文のあるのは勿論、無銘でも様式上左様推定し得るもの、或はまた寄せ集めものにしても、ともかくも其一部に鎌倉と認められるところがあるので、其時代に入れておくのが最も穩當と思はれるもの等を含せて、只今のところ八十五基を數へる。だからこの全數に比べると、散蓮花文様又は散蓮花型窓のあるものは、僅かに1/17に過ぎない。右五基の内三基迄は滋賀縣に、一基は兵庫縣にあり、一基は個人の所有である。即ち

- (一) 滋賀縣 蒲生郡 日野町、馬見岡綿向神社。
- (二) 滋賀縣 蒲生郡 朝日野村 大字 岡本、高木神社。
- (三) 滋賀縣 蒲生郡 北比都佐村 大字 石原、祇園神社。
- (四) 兵庫縣 水上郡 竹田村 下竹田 字 寺内、清菫寺。
- (五) 大阪市 東區 今橋 二丁目、鴻池本邸。

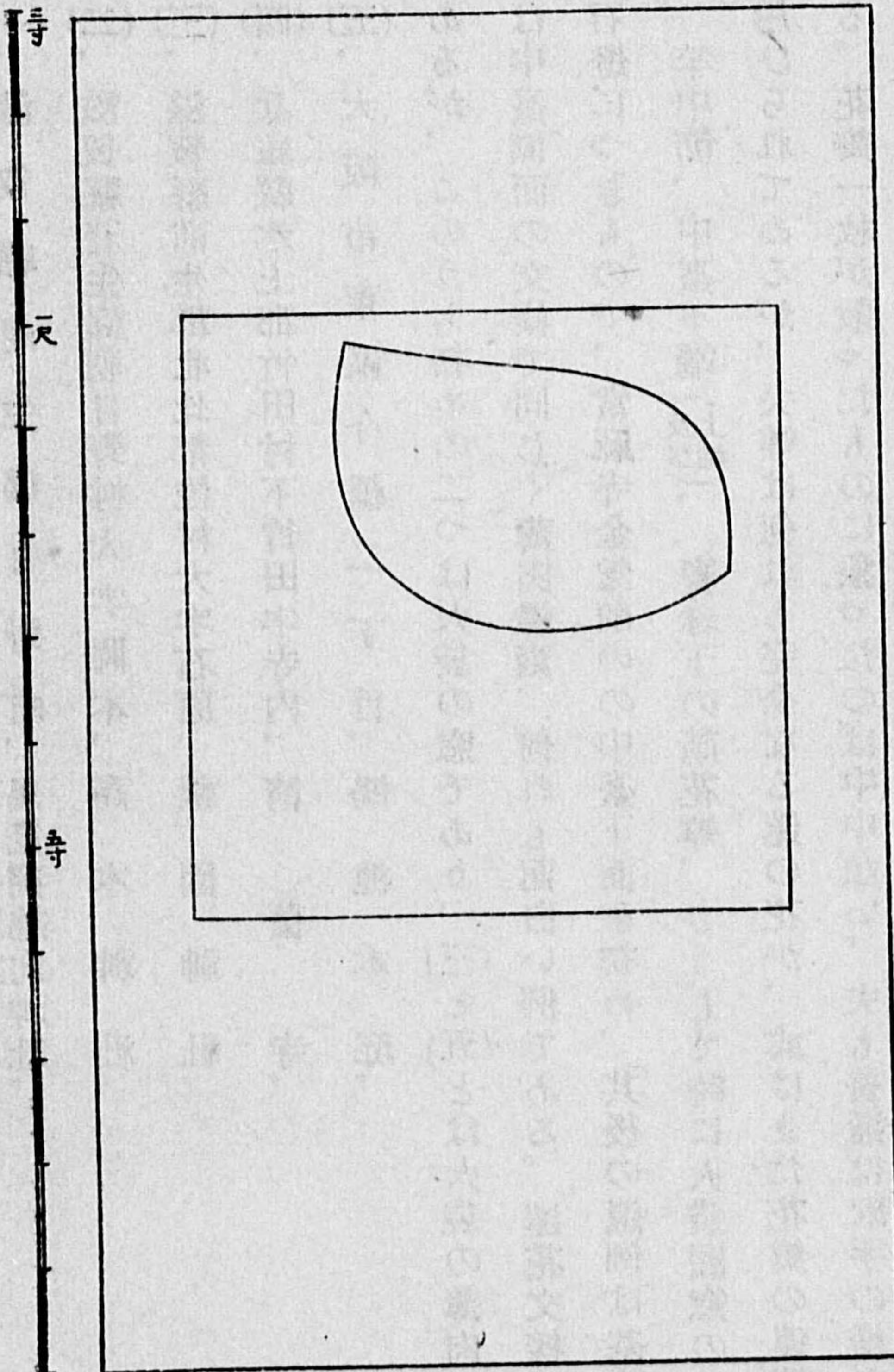
であるが、このうち初めの二つは火袋の窓であり、(三)と(五)とは火袋の薄肉刻、(四)は中臺側面の文様で同じく薄肉陽刻、何れも面白い例である。蓮花文様は古來石燈につきもので、當麻寺金堂前の中臺下面を初め、其後の遺例は基礎上端、竿中節、中臺下端(及び)、寶珠下の請花等、さうして時に火袋圓窓の周圍に用ひられてゐるが、夫等は何れも完全なる蓮の花か、或はまた花瓣の連続である。花瓣一枚が散つたものに象つたのは中中ない。夫も普通は取手の様なところがついてゐるが、馬見岡綿向神社のは、うっかり見てゐると「月」ではな

石燈籠に應用された散蓮花

滋賀縣蒲生郡日野町 馬見岡綿向神社石燈火袋散蓮花窓

一八八

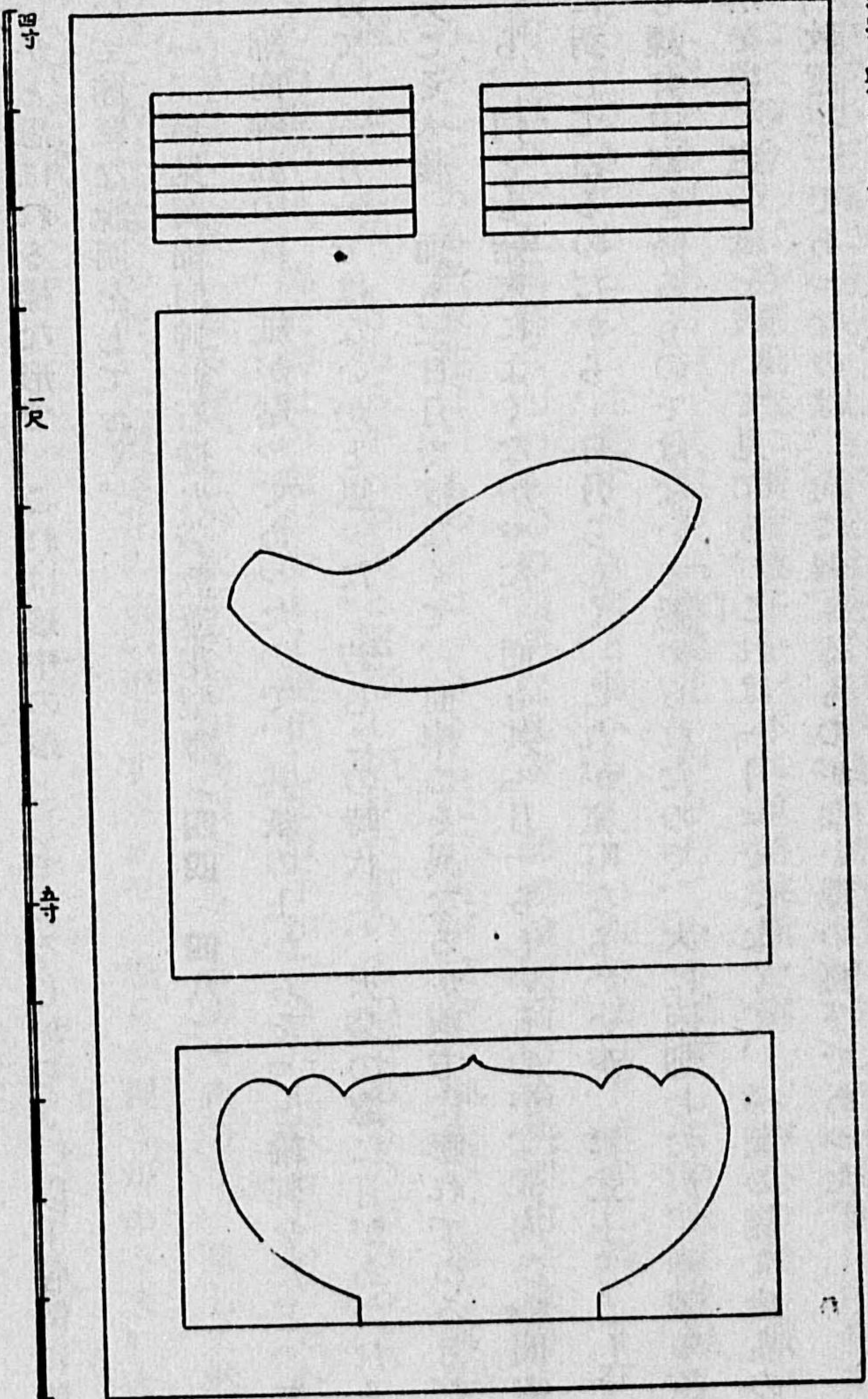
昭和十八年十月廿一日



四八

滋賀縣蒲生郡朝日野村大字岡本 高木神社(正和)石燈火袋散蓮花窓

昭和四年十月廿一日



四九

石燈籠に應用された散蓮花

一八九

いかと思はれる様な形で、これは珍中の珍としてよろしからう。以下各例に就いて簡単な説明をしておく。

(一)、馬見岡綿向神社石燈火袋散蓮花型窓(四四・四八)。

綿向神社のは、紙が貼つてあったので、其紙の上からそつと輪郭をたどつてみて、「月」ではないかと思つた。若しこの時代に、火袋の窓に月があつたら夫こそ大變。而も三日月ではなくて、曲率こそ異なるが兩方に膨れてゐる月だから、何とも始末によくなかつた。而も其「月」らしいものが、眞向ひの圓窓に對してゐるのだから、日月らしく、これが室町ならいいが、様式上どうしても鎌倉中期を降るものではないと認められたので、大に困却したが、神職の諒解を得て窓の紙を破いて見たら、これは「月」ではなくて、挿圖の様な珍品の「散蓮花」であつたのは、洵に例ふるものがない程の喜びであつた。

(二)、高木神社石燈火袋散蓮花型窓(四九)。

前例は頗る簡單だが、夫に比べるとこれは火袋の各面が公式通りである。即ち上中下の三區に分ち、上と下とは狭く中が最も廣い。さうして上は更に中央で縦に二等分し、各區劃内に横盲連子を、下には格狭間を刻し、中央の最も廣い間に窓をあけてあるが、其窓が「散蓮花」型をしてゐる。併しこの窓は蓮瓣に取手ができてゐるのに注意すべきだと考へる。といふのは以下示す三例、及び室町と思ふが五輪塔らしいものの四角な基礎、即ち地輪側面の格狭間に薄肉に刻みだしてある散蓮花は、もつとはつきりした、角が立った細長い、寧ろ寫生に遠いところの、どちらかといふと墮落しかけた形のものであるのでみると、この石燈のは、綿向神社の窓が少しく變化して取手ができだしたらしいのである。さうして後になる程、この取手の先が角張ってくるのであらう。果して然らばこれは取手の付いた散蓮花の古い形とすべきで、恐らく誤りがあるまいと考へてゐる。

此石燈は、不幸にして銘文がひどく磨滅して了つて、はつきり判らないが、正和年間の作である事は確かである。夫も元年と六年とではないから、二年から五年迄、つまり四年の間にできたのである。蓮花瓣の形の見方に誤りがないとすれば、綿向神社のが最古で、次はこれと考へてよきさうに思ふ。

(三)、祇園神社石燈火袋の薄肉散蓮花。

昭和四年十一月一日に見學した時は、本殿に向つて左手に石柵を廻らしてあつたが、其後行かないから、今ではどうなつたか知らない。併し勿論舊位置にある事と思ふ。

火袋の意匠は前例の様で、上中下の三區に別ち、上に盲連子、下に格狭間を入れてある。併し上の連子は、中央の縦の仕切の一方(て左)は縦、一方(て右)は横連子にしてある。この手法も滋賀縣所在の此種のもの火袋に珍らしくはないが、縦なら縦、横なら横と、何れか一方にきめた方がよろしい。此石燈の

竿の銘文に貞和四年十二月五日とあるから正に吉野時代である。鎌倉の末になると總てがこんな風になつてくる。此火袋と竿とは同時代と見るべきだから、やはり貞和のものである。散蓮花は二つ刻みだしてあるが、上のは右、下のは左を向いてゐる。つまり取手が夫夫左と右とにあるが、其取手が前例に比べて大變に細く長い。従つてただ散蓮花といふだけで、恰好は大してよくない。

(四)、清菫寺石燈中臺側面の薄肉散蓮花(五〇)。

石燈としては丹波・丹後邊の地方色をよく現はしたもので、全體としても堂堂としてゐるし、細部も申分なし、洵に立派な美術工藝品である。竿の上部に

右志者爲天下泰平

六道四生一切普利

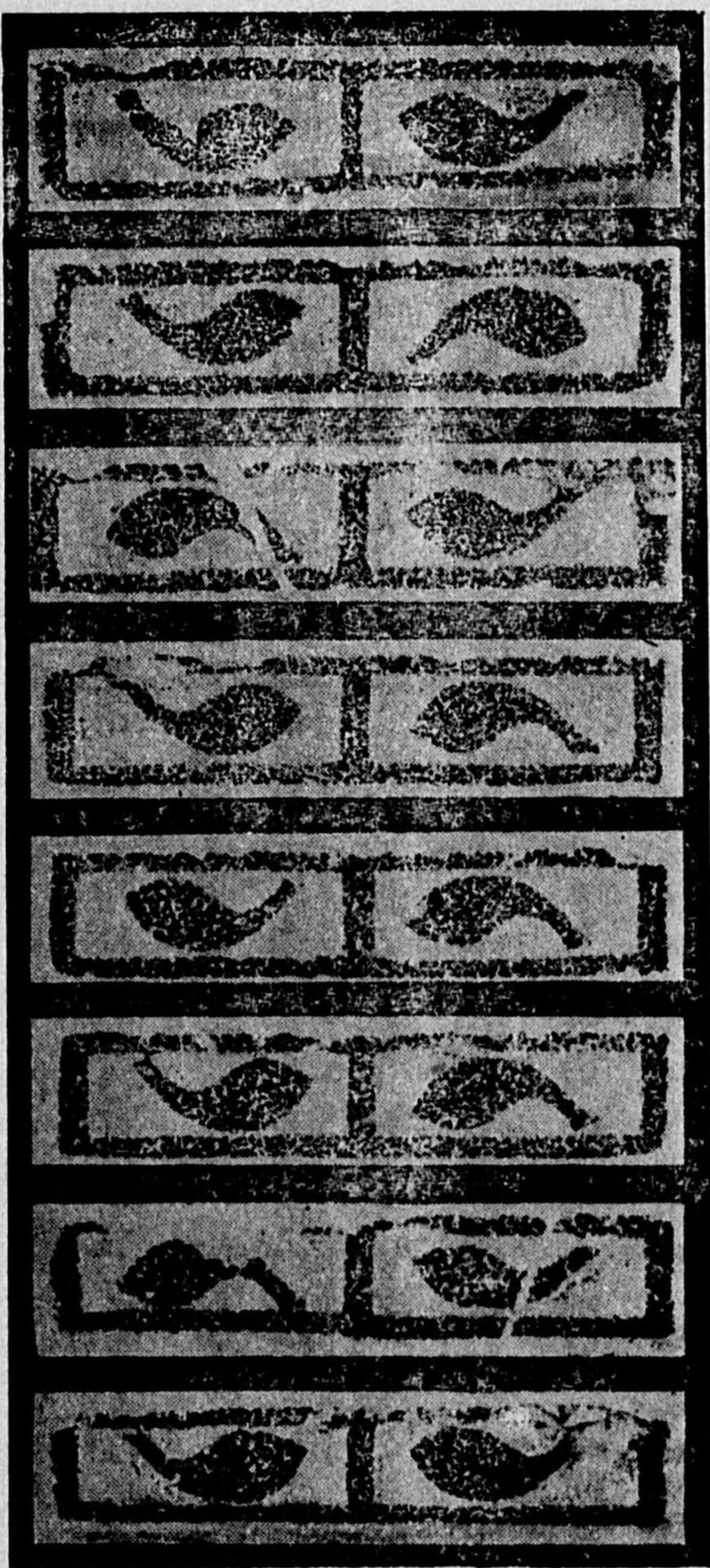
貞和三亥丁九月八日

左衛門尉平顯信敬白

石燈籠に應用された散蓮花

五〇、清園寺石燈中臺側面散蓮花文様

(昭和十六年九月一日手拓)



清園寺の門を入ると、直に貞和三年在銘の石燈がある。火袋は方形で大面取であるが、中臺は正八角で、其側面の普通格狭間を刻してあるところは、珍しい事に散蓮花が陽刻してあること圖の如くである。これは上から下へ、正面から向って左巡りに並べたもので、鎌倉でも末期だから、蓮瓣は何れもデボン紀の魚の様な形をしてゐる。

の刻銘がある。前例は貞和四年だから、これとは僅に一年違ひだが、金の出し様も異つたらうし、石工の腕も相違があつたと見え、まるで比較にならない位、この方がよくできてゐる。

火袋は方形の平面で大面取である。いくら大面でも面はどこ迄も面だから、邊よりは少し幅は狭い。然るに中臺は先づ正八角形である。其側面は規則通り二區に分つてゐるが、各區劃内に格狭間とか斜十字とかを入れる代りに、珍しい事に薄肉刻の散蓮花を入れてある。その散蓮花は五〇の如く何れも一方へ反つてゐて、或は上を向き或は下を向き、或は互に向き合ひ、或は一が他を追ふてゐる様に同じ方を向いてゐる。何の事はない此時代の中臺側面裝飾の一公式ともいふべき獅子の代りに散蓮花を以てした様なもので、八角の一面に二つづつだから合せて十六。恐らく一つの石燈に用ひたのでは最大限であらう。取手の切り様も直角ではなく、斜になつてゐるところが變つてゐる。



## (五) 鴻池家本邸石燈火袋の散蓮花。

此も今は動かしてもっと待遇をよくしたかも知れないが、以前は庭の植込の間から、漸く中臺以上を現はしてゐただけで、觀察にも頗る不便であつた。基礎等は晝尙ほ暗い様ところに据ゑてあるから、もう一度見直さなければ何ともはつきり言へないが、竿はいけなかつた。確かなのは中臺 火袋・笠といふところ。この火袋の下の間に、これも普通格狭間を入れてゐるのに引かへ、薄肉の散蓮花を以てしてあつた。一面に二つづつ、夫が何れも左向きで、火袋の廻りを同じ方向に巡つてゐるのだから、始めも終りもない十二の薄肉散蓮花が刻まれてゐるのである。其數の多い點に於いては、清菴寺のの次である。

以上私は石燈に應用された「散蓮花」の五例をあげて、夫夫簡單な説明をしたが、銘文のあるのは言ふ迄もなく、無銘のものでも様式上鎌倉時代と認めら

れるものばかりである。だから只今の所——只今といふのは、將來變つた實例が出て來ない限りといふつもりである——次の様なことが言へるだらう。

鎌倉時代の石燈籠の中臺又は火袋には、時に窓又は薄肉彫刻として散蓮花を用ひてある。其形は古いものは花瓣に柄なく、末期に近づくに従ひ漸く柄を生ずるが、初めは比較的短く、遂に細長い取手の様に延長してくる。

室町時代になると、石燈籠には見出してゐないが、五輪塔の基礎と思はれるものの側面に、格狭間内に二瓣を薄肉に刻みだしてある例を提出できる。併し此は私が様式上室町と推定してゐるので、鎌倉時代かも知れないのだから、甚だ以て怪しげな次第ではあるが、自分では室町と信じてゐるのだから、其積りで話を進める事にする。二例とは

- 一、滋賀縣蒲生郡南五箇莊村大字石馬寺、石馬寺境内。

一、滋賀縣蒲生郡安土村大字下豊浦、摠見寺境内。

所在の石塔基礎と思はれる加工した石の側面に刻んだもので、何れも蓮花に長い取手がついてゐた。石燈籠ではないのだから、今回はただ二例を挙げたに止めておく。

(昭和十八年一月二十二日稿)

序に断つておく事がある。大分以前であつたが、ある時ある個人所有の石燈の調べをした事があつた。その石燈のうち大型の立派な鎌倉石燈があつた。元はいづれどこかの寺のものであらうが、庭の飾物にされる様になつてからは、周圍に漢木を植ゑて了ひ、當時どこからでも見えたのは中臺から上で、基礎と竿とは周圍の漢木の枝葉をかき分けて見なければならぬ状態であつた。此石燈調査の紹介をしてくださった人は、私をそこへ連れて行つてくだされ、竿には銘文がある様だが、はっきり判らないと言はれた。此時は調べ様にも方法はなく、又拓本も見込はなかつた。夫が後に庭の他の場所に移されたものの如く、基礎迄立派に寫つてゐる寫眞を添へて、竿に發見された新しい銘文の拓本と共に、日本に於ける在銘の最古の石燈として報告された事があつた。こんな事もあるから、右に記した五基の散蓮花文様を有する石燈の外に、或は土中に埋まつてゐる基礎の側面にも、此種の文様を刻したのが將來發見される可能性はある。

(昭和十八年四月二十五日追記)

## 文展の國寶建築

仔細あつて私はもう長い間、帝展時代から、今の文展になつても見に行かない。他の展覽會は萬障繰合せ、都合をして出来るだけ見に行くが、文展だけはやめてゐる。ただ數年——といったところで最早かれこれ十年にもならうか——ある方面からの依頼により、岡崎公園で開いた帝展を、ある年一度だけ見た事がある。だから昨年も亦見なかった。ところが日本建築が三度の食事よりすきで、古建築を見てゐれば、三日位斷食しても平氣だといふ〇といふ人が、去年の秋の文展を見て、今度は割合に古建築が多かつたから、あるだけ繪端書を買つて來たといつて、閉會後四日目に夫を持ってやつて來て、挨拶もそこそこに、どうだい君、古建築の繪は總體薄っぺらで、莊重味なんかまるでありゃあしない。もう少し何とかできさうなものだ、君はどう思ふか、言はずと知れた僕に同感だらう。とばかり、隠しから出した繪端書五六枚を机の上に投げ出し、無條件で賛成しろといった有様であつた。さうして彼は語をついで、君序に一つ批評

を書いて見給へ、僕ではいかんといふ。きいてみると事情は如何にも尤な點もあるので、引受けたのである。引受はしたが實物を見ないで繪端書からは少し不都合だとは思ふが、繪としてはいくら上手でも、形が崩れてゐたり木割が細過ぎたりしてゐては、私共から見ても感が出てゐない。單に薄っぺらだけではなく、乾からびたやうで、ボール紙で造つた様に見えてゐて、とんと感服致しかねるのである。

中門。繪端書にはただ「中門」と書いてあるだけだから、何といふ寺の中門か判然しないが、四間二戸で柱に胴張があり、雲肘木や雲料を用ひてある上に、入母屋造本瓦葺の樓門で、上下層の間には例の卍崩の組子入の勾欄を廻らし、遠景に入母屋造の屋根が見え、又二所の出入口には、臨時に設けた低い柵があり、門の左右には粗い連子窓の廻廊が附けてある。だからこれはどうしても法

隆寺の中門でなければならぬ。全體としてはよくできてゐるが、礎石があれではないし、雲料・雲肘木も崩れてゐる。前方に出てゐる肘木は細くて折れさうに見える。建築其物は飛鳥式に描いてゐるが、隅木の飾金具・鬼瓦・鳥袂・礎石等、又廻廊では地覆と腰長押との間の束が一本で而も其位置が一定してゐなかつたり、どうも纏まつてゐない。木割なんか細くても、束の位置が一定してゐなくても、畫家は飛鳥時代の寺院中門の氣分がでてゐると考へて居るかも知れないが、これでは出てゐない。のみならず、此繪の様に後世の修補の入つてゐる飛鳥式の中門を描かないでも、繪だから推定復原したところにしたらどうであらう。さうして、あるべからざる所に、都合があつて臨時に設けた柵まで描かないでもよからう。随分以前の事だが、小松内大臣が坐つてゐる座敷の長押に江戸時代の釘隠の打つてゐる繪が、推薦か何かになつて展覽會にてゐたので大分氣になり、描いた畫家も、夫を推薦に推薦した審査員も、全然

古建築を御存知ないのか知らんと思つた事があつたが、丁度其時と同じ位にこの中門に於ける江戸時代の修補が氣になつたのである。

塔。此も亦單に「塔」といふ題故、どこのか判然しないが、三重で每重裳層のある塔で、日本に現存してゐるのは、内地外地を通じて藥師寺東塔しかないから、さう考へてよからう。此繪で最も工合のよくないのは、尾極がおそろしく長く出てゐること、他には隅木の鼻が斜に切つてあつたり、その様な塔はどこにもないから、此繪には夫だけ獨創的意匠が出てゐるかも知れない。併し藥師寺東塔の特徴である伏鉢上の平頭が方形で、花瓣を亡失してゐるところ迄忠實に描いてゐるのを見ると、此畫家はさういふ細かい點迄知つてゐたのか或は全く知らないで、現在ある通りこの邊は寫生をしたか、その事實は私には判らないが、何れにしても後世の修理が随分入つてゐるところを、其儘繪にしな

いでもよからうといふ感がなくもない。ただ第三重が方二間にしてあるのは、法隆寺五重塔や當麻寺東塔から暗示を得たのかも知れない。果して然らば藥師寺東塔を手本として、奈良前期頃の木造層塔の繪をかいたのであらう。夫なら夫で愈以て當時の塔を推定して描くべきで、後世の修補のところを寫生しては面白くない。

序にもう一つ書くことがある。塔基壇に昇降する石階も、これでは正面にはかりある様である。塔が東西二基あつても、石階は四方に設くべきではなからうか。尙もう一つ相輪寶珠上の避雷針の尖端迄丁寧にかいてあるのは、少しばかりかき過ではあるまいか。

塔の右下に石燈らしいものが一基ある。これは位置が頗る工合がよくない。鎌倉以前は石燈は唯一基建築物の正面中央にあつたし、室町以降は多くは一對となり、左右におかれる様になつた。此繪の塔は鎌倉以前と見られるから、石

燈があるとすれば中央に一基な筈である。夫ならもっと左方の、正面階段の前にもつて來なければならぬし、若し石燈奉獻の沿革を無視するか、或は室町以降に奉獻したものとして一對とするなら、向つて左の分が少し見えなければならぬ。一對あつたのが一方だけ亡くなつたのだといへば夫迄であるが、さうでない限りこの繪の様な位置に石燈があつたのではものにならない。

五重塔。非常な勞作で、多分寫眞から描いたのであらう。併しこれも亦惜しい事には細部が頗るなさげない。組物即ち料と肘木との割合及び相互の關係、支輪と槿との關係、間料束の形等等、あちこちに相當に文句がある。どの時代にもあの様な形はないから、折角の勞作は全體としては敬服するが細部ですつかり打壞されてゐる。殊にひどいのは各重平の組物で、二手先目の秤肘木の上にあるべき三つの卷料の内、中央の料を除き其上に直に尾槿がのせてある様に

見える。其上に隅の組物に於いても、二手先目の肘木の方が三手先目の夫より多く出てゐる。だからどうも見馴れない眼には、類例のない珍塔としか受取れない。どう考へても、この様なものは遺憾ながら實在するとは思へない。

日本内地の古建築の寫生(?)が何れも多少思はしくない點があるのに比べると、水彩畫の「山懷精舎」と題するものは、私は實物を知つてゐるせゐか、立派な出來榮だと思ふ。内金剛の正陽寺。あれは昭和十三年十一月の末に行つた時、阪道は氷がはつてゐて迂るので登るのに困つたが、さて上つて見たら高麗時代の石燈籠に新羅時代の三重石塔があり、其後方には朝鮮時代(李朝時代)ではあつたが藥師堂といふ六角六注周柱堂があり、内部の構造も甚だ面白く、更に其後方に少し離れて般若殿が建ち、北方の高地から一目に見える。餘り工合がよかつたので、同行したS君と園造氏がゐたらさぞ喜ぶだらう、一つ寫眞をと

つて行つて見せびらかしてやらうかと、駄辯を弄しながら光線を反射させて堂内の撮影を試みたので、今でも總てが眼前に髣髴してゐるが、あの全景を高地から寫生したもので、朝鮮の山寺の雰圍氣が實によくでてゐる。

O君が隠しから引張りだして私の眼前に竝べた繪端書では、この山懷精舎が一番よくできてゐて難がない。私は生意氣だといつて憎まれるのを承知の上で畫家諸先生に御注意を申上げる。諸先生はすべて建築物の細部をおかきにならない方がよろしいのであります。背景と一所に全景をおかきになれば、常に無難です。日本の社寺建築の構造や細部の變遷を充分に御存知がなく、さりとて其方面の専門家の意見をおききにもならず、適當に筆をお運びになると、平安後期の建築に江戸末の細部が入り込んでゐるの等はいい方で、できない構造をしたりなさる虞が多分にあるやうであります。勿論繪畫其物としては申分のあ

る筈はありません。だからこそ特撰とか推薦とか、其勞は立派に認められ、報いられるのでありますが、私共からみると、洵にどうも滑稽な感が湧いてくるのであります。どうか諸先生に於かれまして、充分御考慮の程御願致す次第であります。

(昭和十八年一月二十六日稿)

泉北行

はしがき

此所に述べようとするのは、昭和十八年一月二十三日から二十五日迄、三日に亙り大阪府泉北郡の古建築を見學した記事である。寒いのになせ歩いたかといふと、古くなると機械もガタガタして来て修理がきかなくなるから、どうか運轉してゐるうちに一つでも片づけて置いた方がよからうといふつもりで、同類の甲乙丙を誘ひ合はせて決行しようとしたのである。ところが同行したのは甲だけで、乙は社命により急に中國邊へ出張に決つたとてやめとなり、丙は何か一身上の都合で同じく中止、缺員ができたから、速達便で其事を丁に知ら

\* 法道寺多寶塔上層鯨肘木の拓本製作のため、更に五月九日に行ったが、其略記は第二四三頁に書いてある。

せてやったが、丁も亦何か事情で來なかつたから、結句甲と二人になつてしまつたのである。

泉北の古建築といふのは上神谷村ノリタニの法道寺多寶塔と櫻井神社拜殿と、久世村の多治速比賣神社本殿とである。ここには主として第一の多寶塔に就いて述べ、次のは以前相當詳しく記したからやめとし、第三のは別項に掲げた此お宮さんの手挾の記事中に書いておいたから、結句多寶塔だけになつたのである。

## 紀行

昭和十八年一月に、豫て希望してゐた法道寺多寶塔の見學をしたく思ったが、京都からの日歸りは冬期日の短い時では相當に困難だから、何とかして寺へ宿泊致し度く考へたけれども、全く縁故がないので、嘗て建築家のT君が同寺へ



行かれ、寫眞等をとった事があるから、一つT君を煩して頼んで貰はうときめ、當時北陸方面に居られた同君へ手紙を出したりした結果、漸く寺との交渉がまとまり、一月十五日以前ならいつでも差支ないといふ事が七日に判ったが、此時は既に九日から十二日迄他行の先約が成立してしまつたので、改めて二十三日から三日二泊といふことにして寺の快諾を得たのである。

前以て手紙で打合はせて、甲とは午前十時に南海鐵道の難波驛で出遇ふ事にした。これは幸に都合よくいった。だから十時十分難波發北野田行の電車にのり堺東驛下車、車は十一時半と覺悟をきめてゐたところ、幸に十一時にきたので直に乗って出かけた。昨日は久久で雨、夜は可なり降つたし、此朝も京都では時に霧雨が降つてゐた。夫が殆んど歇んで天候は恢復しかけ、間もなく申分のない好晴となり、十一時五十分終點の片藏着、ここからは乗物はなく、徒歩で寺に向つた。標木には寺迄二軒とあつた。一軒約九町だから大體半みちと

心得て歩きだしたのである。大分行つた時道は撞木になり、曲り角に「橋本正員卿墓」とあつた標木に沿ひて左折、夫からも随分歩いて十二時四十五分庫裡の玄關に達したのである。途中もききながら歩いたので、少しは無駄に時間を費したから、正味五十五分間かかった。中中半みちどころの事ではなかつた。二軒はまるで信用ができない。

院主仲村快道師は心よく迎へてくださった。寺の座敷の障子をあけると、多寶塔はつい鼻の先きに、美しい青空を背景に建つてゐた。上層椽腰組三料間のくりぬき墓股も、目的の鯨肘木も椽から至極明瞭に見えたので、大に安心する事ができた。午後境内を一巡して大體の様子を見、寺に保存してある銘文入の圓瓦の拓本を作つたりした。塔の正面には院主の好意で寺の梯子に防空用として新調の梯子を臨時につき合せ、下層屋上に容易に昇降できる様にしてあつた。或はこれはT君の發意で豫めこの様な設備をして貰ふ様にしておいてくださった

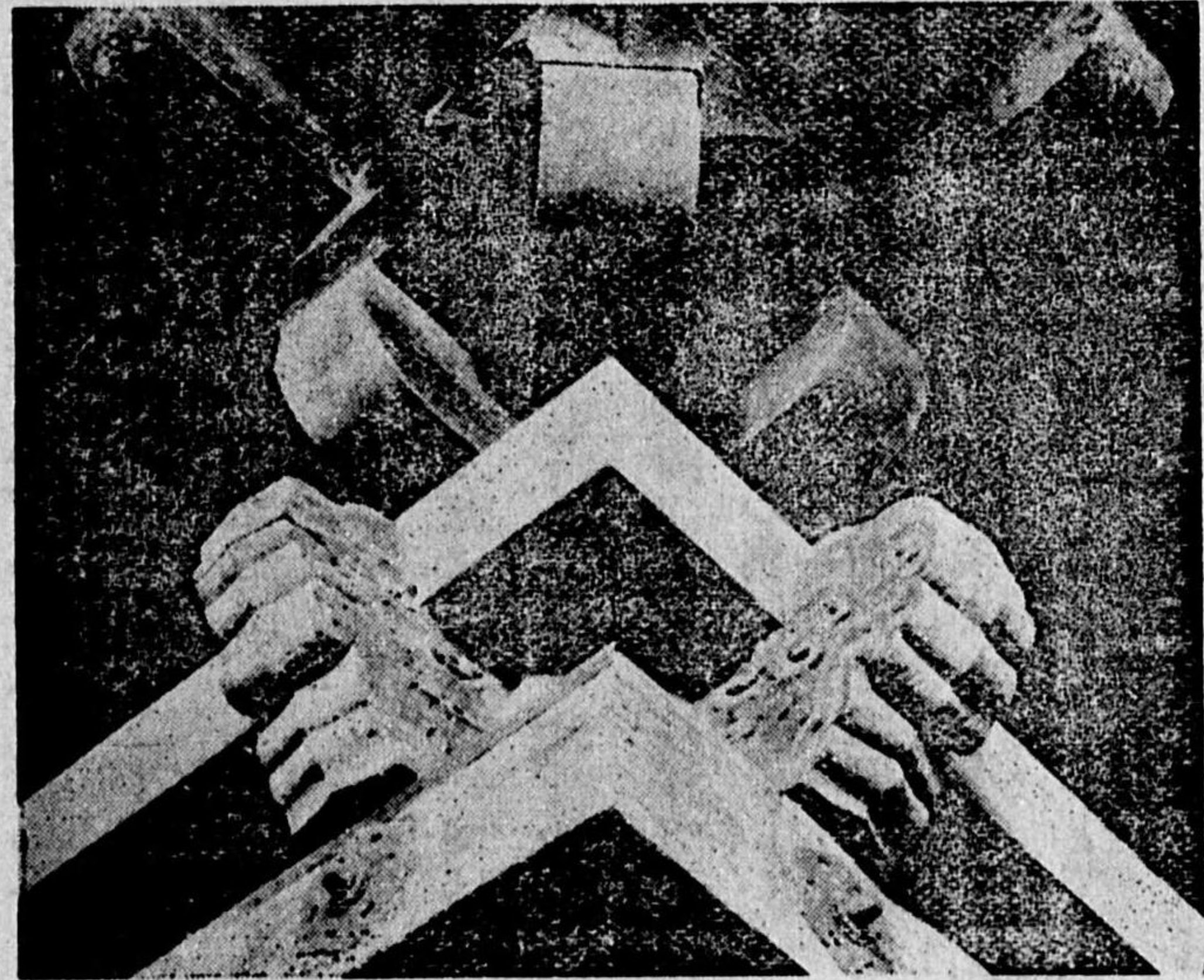
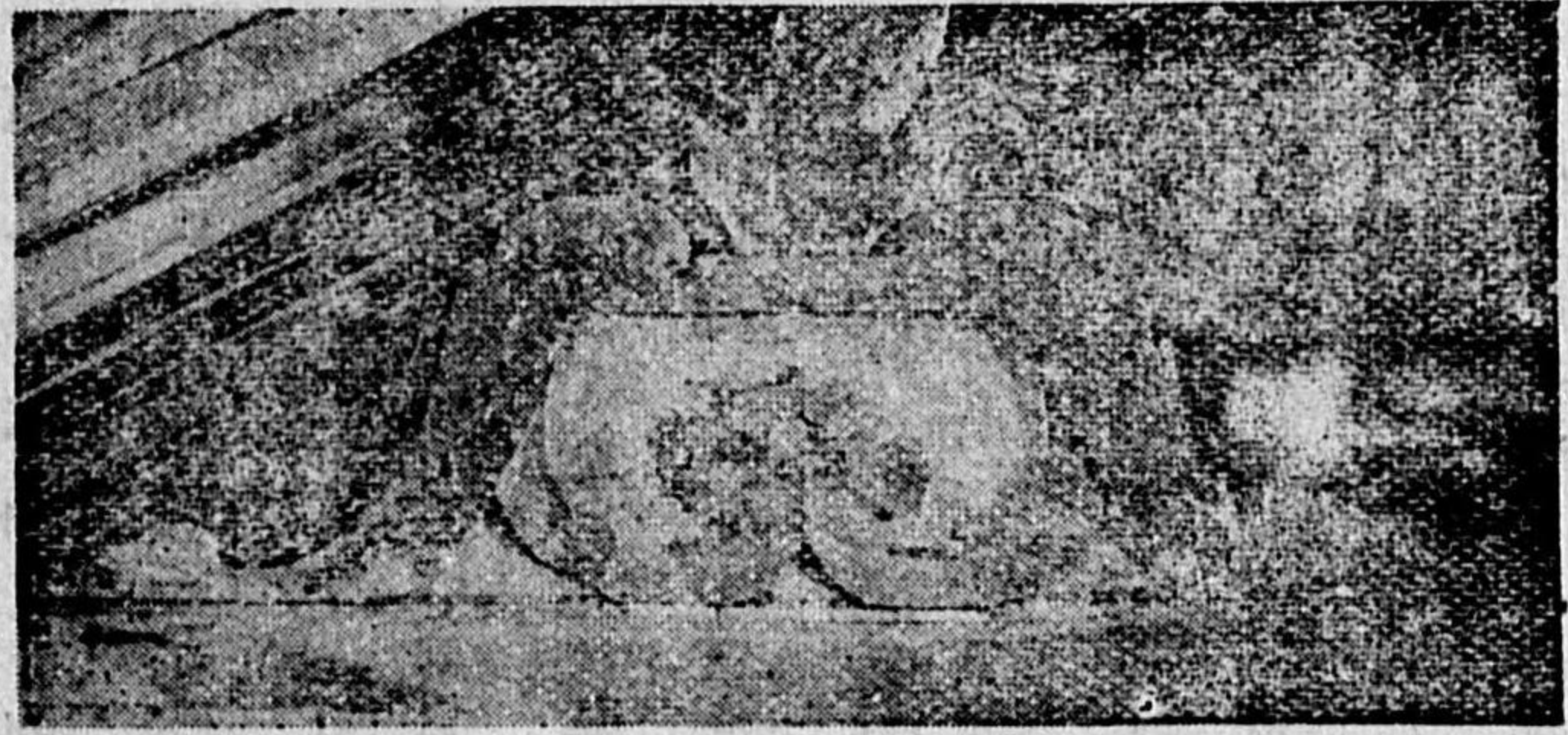
たのかも知れない。何れにしても墓股や肘木をそばでみるには洵に好都合であった。

二十四日の朝は少しばかり曇つてゐたが、やがて晴れたしたので、九時頃から先づ寫眞をとるべく屋根へ上った。フィルムは一本の六枚より用ひられない。背水の陣といふので一本きり持つて行かなかつた。上層軒全景一・鯨肘木二・腰組と墓股一・下層隅木鼻一・藥醫門に使用してある鎌倉式墓股一、以上合せて六、一枚でも失敗したら夫こそ一大事である。第一に腰組間の墓股をとるべく用意をしてゐたら、大阪からお客様が二人おいでになった。一人は三度目で一人は初對面。

三度目の人はMさんといふ若い法學士、六年前に九州は宮崎宮に程近い某所で知りあひとなつて以來、久しく再會の機のない間に、大阪の大鐵へ奉職され、同社の樞機に參與して居られる旁、同社に於ける日本古建築通の唯一の人とし

て重きをなし、押しも押されもせぬ存在とか。つい二日前の一月二十二日に突然拙宅へ來訪されたので、法道寺行の話をして、幸ひ二十四日は日曜だから、おひまでしたらいらつしやいと申しておいたところ、Tさんといふ紳士と共に大阪から見えたのであつた。

私が屋上で鯨肘木の寫眞をとるべく工夫してゐるとき、さうしてMさんが早速身輕に梯子を上つて來て、そばで手傳つてくださりつつある時、下界では甲とT紳士と連りに話をしておいでになる様子であつた。さては御二人は親しい間であつたのかと思つたりした。やがて屋上の寫眞をすまして下りてから、初めましてといふ挨拶をした。見受けたところ如何にも溫厚な紳士で、何の屈托もなく、洵に楽しく其日を送つて居らつしやる羨ましい御身分の様に拜察をした。Mさんの上役で同じ會社の幹部であらせらるる由。あとで甲からあのTさんは陸軍の將校で、昨年とか中支邊から歸還されたと聞かされて二度びっくり、



上、五一。法道寺薬醫門墓股（昭和十八年一月二十四日）。

（物差は曲尺の約一尺〔一呎〕）。

下、五二。法道寺多寶塔初重木鼻。

墓股は鎌倉時代。木鼻は唐様である事に注意せよ。

さうきくとTさんが軍服をめされたら、一見某將軍の壘を摩しさうな御風采。Tさんは「大阪の人で君と一緒に寺なんかへ行くのは甲さんに定まってゐます。だからM君からその事をきいたとき、それは甲さんに違ひないときめて、M君と同道したのです、さうしたらやはり其通でりした」と申された。いやはやどうも、公式通りなものだから直に當てられてしまった。

豫期せぬお客さんには、薬醫門の鎌倉墓股の寫眞をとるのに大變にお世話になった。門の堀へ昇るための短い梯子は院主が持ってきてくださったので、登ったのはいいが、どうしても三脚が立たない。結句一本はうまく棟の熨斗瓦の所で支へ、一本は甲に、一本はTさんに先端をもって戴き、Mさんに反射係をお願いして、つまりは五人がかりで原始的圖案的是あるが、中心飾の花が少しばかり珍しい墓股の寫眞をとる事ができた（五一）。だからどうあつてもこれは寫つて居なければ申譯がないので、若し失敗したら最後辯解の餘地がな

い。貧困にして愚直なる、従って當然善良なる老書生は、この時は一瞬間であったが殿様になった様な気がした。以上で六枚続きのロールフィルムは全部露出済になったのである。拓本は前日できたし、寫眞は此日にすんだし、あとは手帳へ心覚えを書くだけで、一段落となったのである。

Mさんは勿論、Tさんも古美術に就いては相當に興味をもつて居られたので、多寶塔が全體としても細部をみても、頗る面白いものである事について實物を見ながらお話をしたりした。夫から其塔の直ぐ前に建つてゐる「食堂」といふのをみた。これは先頃文部省からどなたかがおいでになった時、相當のものだから、國寶建築の候補として考慮してみようとか、考慮してもいいとか仰せがあつたとかで、院主は大分乘氣になつて居られ、小生共にも其つもりで觀て貰ひ度いとの事であつたが、生等は未熟でどうもはっきり判斷がつかかなかつた。といふのは、外觀こそ相當なものらしく、金剛寺の食堂なるものに似てはゐる

が、完全な建築とは見受られず、殊に内部は何だか未成品か左もなくば大分手が入れてあるらしい気がしたので、自然明確なるお返辭を致しかねたのは、洵に慚愧にたへなかつた。自分では一通り古建築は判つてゐる様なつもりであるが、扱て實地にあたりこの有様では、我ながらなさげなくなる。いつになつたら人前で恥をかかすにすむ様になれるであらうか。頭の平凡な者が此方面で一人前になるのは實際容易ならぬ次第であると、つくづく感心させられた。

四人も鼻面を揃へてゐながら、一人もろくに判るのがゐないのだから、いつ迄たつてもこの調子では、見込なしと見て取つた院主は、本堂を御覽になりますかと言はれた。本堂安置の諸佛像は優秀なる古彫刻と承り、拜觀を願ひ度く思つてゐたところだから、直に贊成をして一同本堂に向つた。佛像の中には全く立派なものがあり、殊に私は藥師如來の座像を有難く拜した。

以上で午前中の見學を終り、晝食後は客殿で古美術に關する閑談が續けられ

た。丁度A新聞の記者も來訪され、鯉肘木の寫眞をとったりした。三時になって私共二人を除き、何れも辭去されたので、私は歸途に櫻井神社拜殿を一見し、多治速比賣神社本殿へ參拜される様に、TさんとMさんとに勸告しておいた。決して失望をなさる様な事はありませんと申しておいた。空は漸く曇りだして薄ら寒く、遂に大曇りとなつて了つた。

甲と私とは此夜もう一泊をした。さうして翌二十五日朝早く辭去し、櫻井神社の前に出て、拜殿を遠望し本殿に向つて禮拜、乗合自動車終點の「片藏」から「和田」迄乗り、三度多治速比賣神社へ參拜した。前日の夕刻TさんとMさんはほんの僅かの時間であつたが、此お宮さんへ立寄られ、此朝私共が參拜の豫定である旨を神職の吉田さんへ話されたさうで、又復いろいろの御迷惑をかけた揚句、午後辭して大阪に出で、甲と分れて其夕滞りなく自宅へ歸る事ができた。

きた。あんなに望んでゐた多寶塔の見學は、かくて無事に終了した。

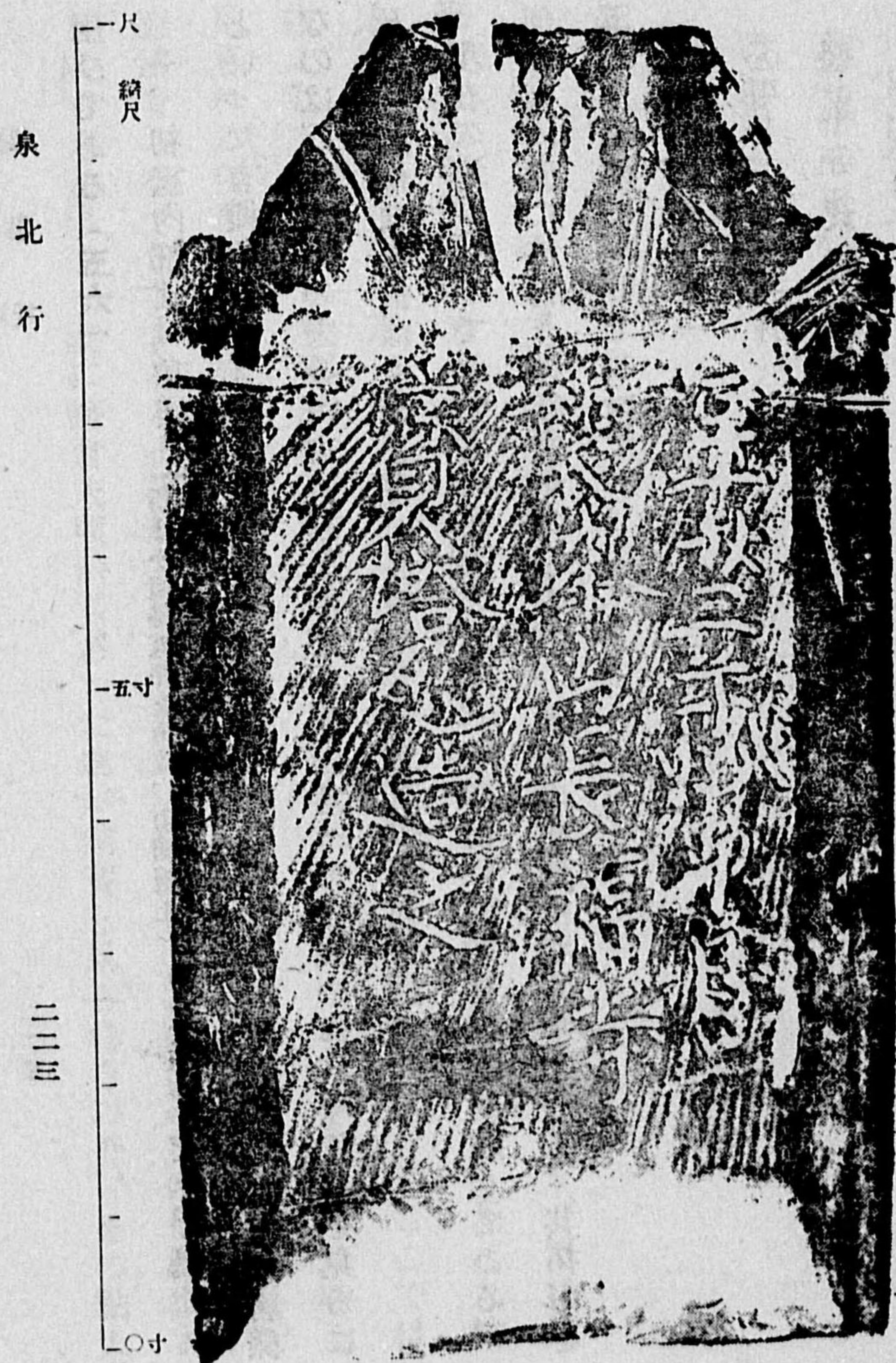
## 多寶塔

一見したのでは普通の多寶塔と變つた點はない様だが、少し詳細に觀察すると、非常に面白いところがある。判り易くするため一つ書きにしてみると、

一、初重は大部分「和様」で、唯僅かに四隅の長押と臺輪間より突出してゐる木鼻が「唐様」にしてある(五二)。其兩側面には雲文が刻してあるのを看過してはいけない。脚達へのつて詳細觀察すべきである。

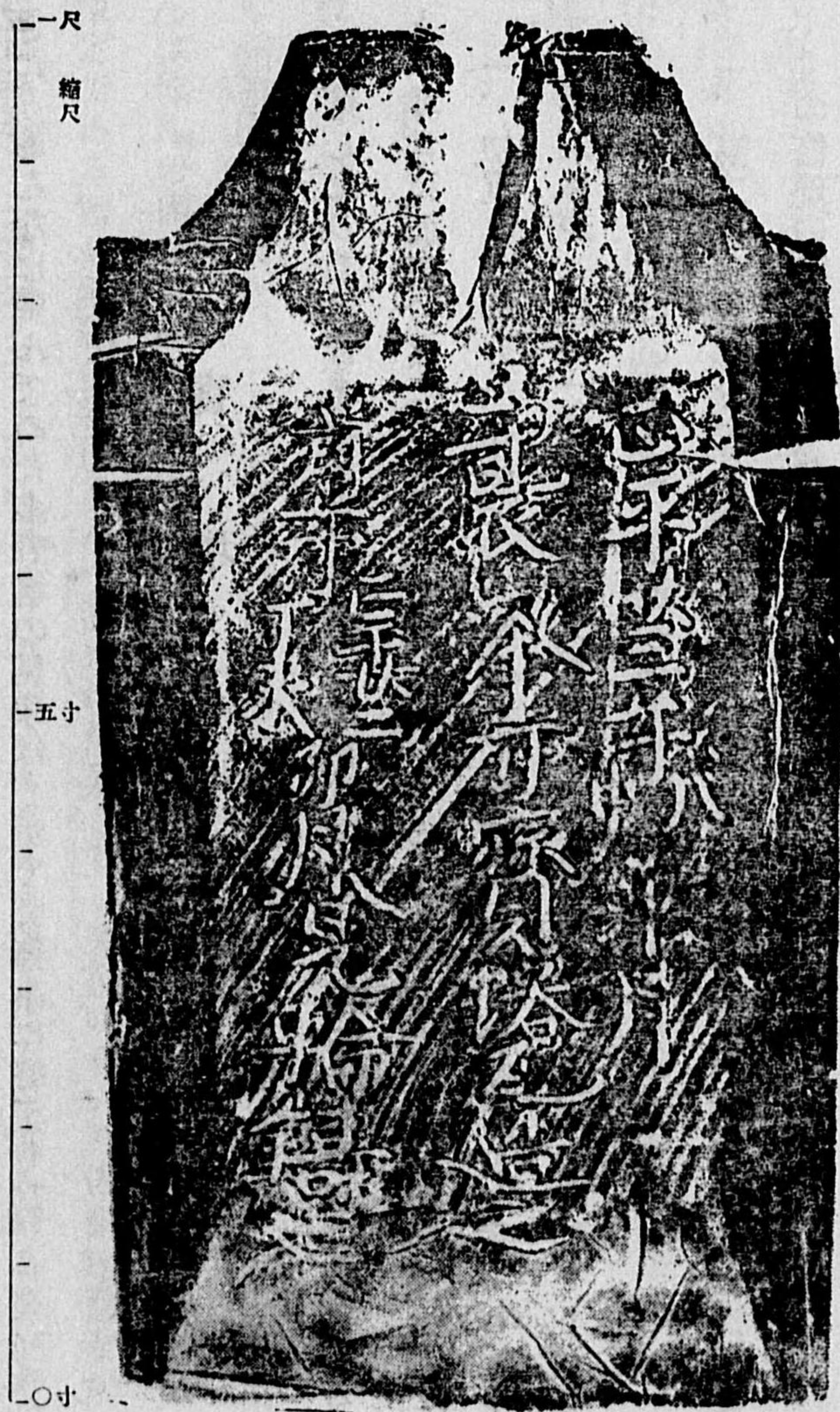
一、第二重は大部分が「唐様」で、軸部のみが「和様」である(五七)。後の修理の時にさうしたのかも知れないが、扇槌は此時代に珍らしい。

一、第二重椽勾欄は「唐様」だが、椽下料栱間には中空の至極簡単な墓股を



五四. 法道寺多寶塔圓瓦銘文 其二

(昭和十八年一月二十三日手拓)



五三. 法道寺多寶塔圓瓦銘文 其一

(昭和十八年一月二十三日手拓)

用ひてある(五六)。

一、初重内部は「和様」(折上小組格天井をかけ、須彌壇上)の取扱がしてある。といった有様である。多少の混淆は勿論あるとして、下層が和様で上層が唐様なのは、勝鬘院の夫等が古い方なのだらうと考へてゐたのに、今此塔を見るに及び、其様な取扱はもつと古いものだといふ事が相判つた。

現在の塔がいつできたものかといふに、寺に古い圓瓦を二本所藏してゐる。

何れも内側に篋書きの銘文があるので、製造の年代は明らかである。其拓影を

五三・五四に掲げておいたが、

圓瓦銘文 其一

正平廿三年<sub>戊申</sub>卯月

襲峯寺寶塔瓦造之

前年<sub>正平廿二年</sub>丁未卯月八日九輪鑄之

圓瓦銘文 其二

正平廿三年<sub>戊申</sub>卯月

襲峯山長福寺

寶塔瓦造之

といふ文字が刻してある。

字配迄同一にすべきは勿論であるが、これは學術的報告書ではなく、單に隨筆だから其點は讀者の諒解を得度いのである。先づこれで少なくとも瓦と九輪とだけは正平の末期にできたといふのに間違はない。其他の部分、即ここでは主として木部をさすのであるが、細部の様式の上から言つても、やはり此時と見られるので、鎌倉末か室町初期といふ所、正平二十三年の吉野時代なら正に適當である。さうすると上下層で唐様と和様とはっきり分れてゐるのは桃山よりはずっと早く、既に鎌倉末頃からあつた事が確實と見られるので、その點大

に興味を惹くのである。

今茲に私は此様な事に就いて多くを記すのではない。この上層の唐様肘木に「鯨」が刻みつけてあるので、この鯨のことをかいてみるつもりである。二十四日に偶然か或は寺から通知したためか、寺へ來訪したA新聞記者がこの塔に關しての質問に對し、よく判る様に自分では答へたつもりであったが、一月二十九日の同新聞紙には次の様な記事が現はれた。

吉野時代の忠臣橋本正貞卿の菩提寺として有名な泉州の名刹、大阪府泉北郡上神谷村法道寺に聳える岡寶多寶塔中央部の肘木に長さ二尺餘の珍しい「鯨」の彫刻が施されてゐるのを發見。

二十八日……精巧な浮彫で、塔の周圍に合計二十四個あり肘木に牡丹、獅子などを刻んだいはゆる「花肘木」は鎌倉初期の建築物に見られるがこのやうな「鯨」の彫刻は他に例がなく、恐らく「花肘木」の進歩したもので鎌倉末期のものと斷定された。

この多寶塔は建立した時代が詳かでなかつたが、今回の「鯨」の發見で建立年代がはつきりしたわけ。

日本建築細部の變遷を知らない人が讀んだら、成程さうかと感心するかも知れないが、少しでも其方面を心得てゐるならば、此記事の大部分がうそで固めてある事が判る筈である。然らばどの様な點がでたらめかといふに、左に試に一つ書きにしてみる。

一、此塔は明治三十五年四月十七日特別保護建造物に指定、大正六年八月來修理施工中、竣成に付大正十一年二月九日に精算書を大阪府に提出してゐる。「鯨肘木」等は既にとうの昔に見出されてゐるはずで、私が氣がついて居なかつただけの事であつた。だから新聞記者から特に新發見かときかれた時、決して左様ではない。そんな事はとうから判つてゐたが、誰も氣をつけて取上げなかつたのであらうといつておいたのである。

一、「花肘木」は鎌倉初期からあるかどうかそこ迄は未だ私は研究してはゐない。理論上からは中期以後位とみるのがいい様である。牡丹や獅子等を

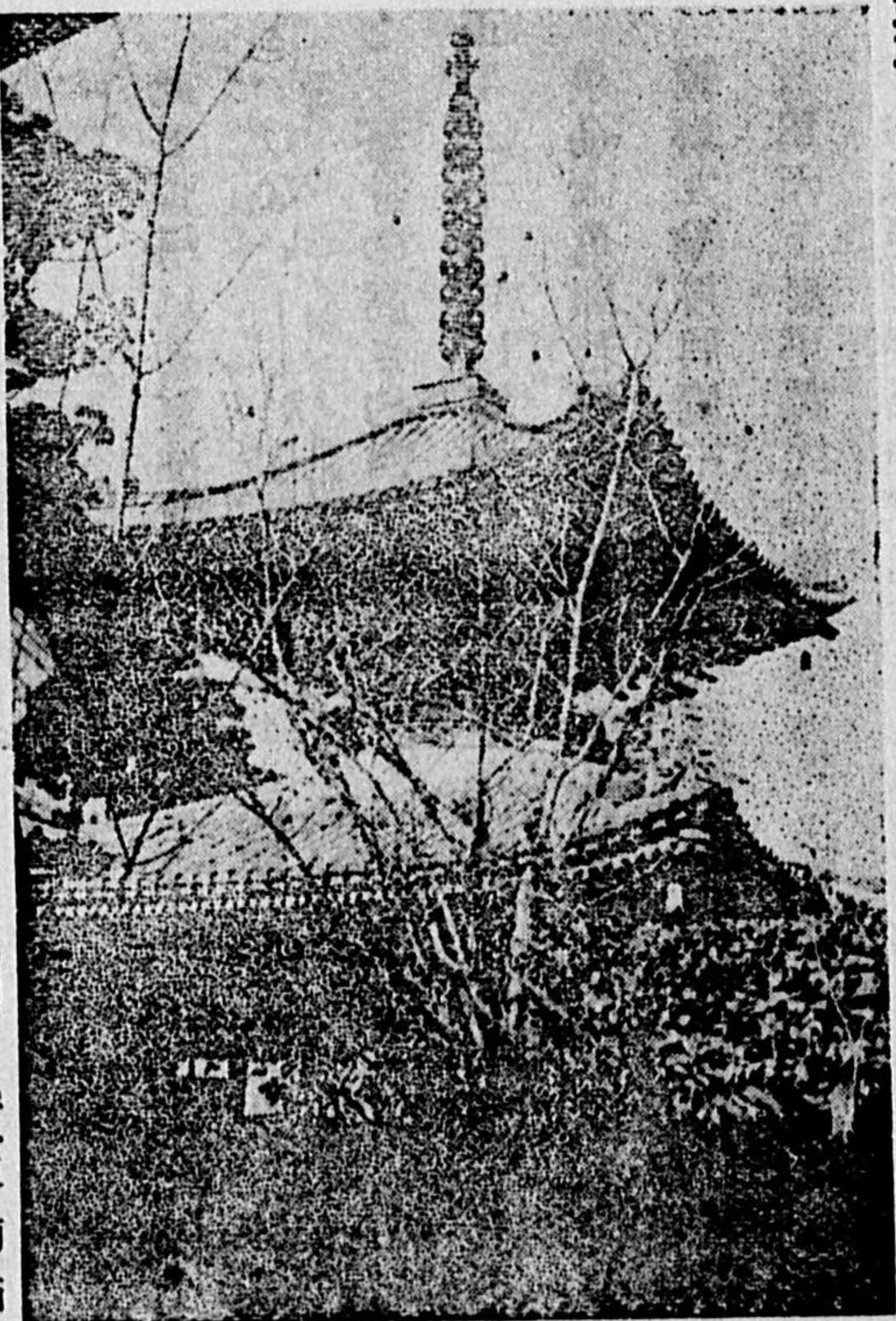


刻んだのは江戸初期位には確かにあったが、これは単に肘木の側面に牡丹を刻み、其中央から唐獅子を刻んだ木鼻を出して、夫で「牡丹に唐獅子」といった工合にしたもので、花肘木と言って言へない事はない、といふ様な事は確かに話したが、牡丹獅子等を刻んだものが鎌倉初期の建物にあるかどうか知らない。さうして「鯨肘木」が「花肘木」の進歩したものかどうか、そんな事も話さなかつたし、又研究もしてゐないから、話すこともできない筈である。従つてそんな事から鎌倉末期のものと断定することは少しむづかしからう。

一、此多寶塔の建立年代は明らかでないとしても、正平二十三年在銘の圓瓦が二個もあり、其一には其前年の正平二十二年に相輪を鑄造したとあるし、塔の様式手法も其時代でよろしいと見られるから、其様な點から鎌倉末として穩當なので、「今回の「鯨」の發見で建立年代がはっきりしたわけ」

五五、法道寺多寶塔

(昭和十八年一月二十四日・遠齋九郎氏)



法道寺客殿の椽からの眺め。充分餘地があるのは北側だけ、東南・西の三方はつまつてゐるから寫眞はとれない。併し北方は逆光線であまり行かないから、南側の客殿の椽から遠齋九郎氏にお願ひをしてとつて頂いたのがこれ。前に櫻の樹か何かがあるが、冬で葉を全部ふるつてゐたので、うまい寫眞ができた。春から秋にかけては到底見込はない。何れにしても塀があるから、下の方はどうしても寫らない。客殿の屋根からでもむづかしからう。

では断じてない。序ながら私が法道寺で新聞記者に面會したのは二十四日の午後で、二十八日ではなかつた。

日本で一二を争ふ大新聞のほんの埋草記事に對し、とうの昔に人が忘れてゐる時分に、こんな辯解は大人氣ないかも知

れないが、間違はどこ迄も間違である。あの男はいつ迄たつても未だこんな程度かと、そんじょそこいらからの悪口を甘受するのはいやだから、この機会に一言断っておいたのである。

此多寶塔は初重柱眞眞方約十六尺、惣高さ地盤——では不確實で石口でないといけない——からの高さ六十一尺七寸一分、内相輪の長さ約二十尺を減ずると、塔身の高さ約四十尺餘となる。此相輪は曩に掲げた瓦銘によると(五四)、正平二十二年に鑄造したものであるが、寺記に寶塔九輪第二重銘として、

泉劬大鳥郡若松庄内鉢峯山長福寺閑谷院

寶塔九輪再興施主當國郡代石河土佐守源利政

右爲天下泰平萬民二世安樂乃至法界平等利益也

于時承應三年三月吉日

本願主院主御所坊法印大和尚阿鑊敬白

冶工菊出雲少輔藤原家次

を掲げてある。現在の九輪が全部承應のものか、或はまた幾分古いところも残つてゐるかは、近くで充分見なかつたので確言しかねる。

第二回即五月九日には、相輪を観察する目的で、商賣道具の雙眼鏡を持参し、下からではあつたが充分觀た所、心柱に嵌めた圓壩だけは何とも判らなかつたが、露盤から寶珠迄は、何れも古い様に思はれた。最も輪にも後補のがあつたかも知れないが、夫は確かにあつたかどうか判然しなかつた。私一人ではあぶないから、居合はせた丙・丁兩君にもみて貰つたが、意見は一致した。丁君は眼鏡をかけてゐるが、眼力は私とは比べものにならないし、殊に丙君の眼は特製ともいふべく十町位先のものか手にとる様に見える事、カール・ツァイスのプリズム雙眼鏡以上だし、齒ときたら哺乳類齧齒目の動物でも足元へもよりつけない位であるが、其特製眼でみて證明したのだから確かといへよう。だから承應三年の九輪再興といふのは、或は四隅へ引張つてゐる鎖と小形の風鐸位に、せいぜい圓壩形のもの——それも數個であつたかも知れない——を補加した位で、殆んど正平鑄造のものを積み直したに止つたらしいやうに思ふ。

(此項昭和十八年五月十四日挿入)

尙ほ寺記に「寶塔天井出來之書付」として、終りに「建長參年辛亥六月日」とあつたり、又「奉修造寶塔天井事」として「寛正六乙酉年三月十八日始之云」とあるのは、共に寫しであるにしても、ともかくも塔が正平以前からあつたので、其二十二三年の頃再建し、修理を加へて今日に及んだことは確かと見られる。

扱て此塔の料栱は初重は和様二手先で蛇腹支輪を用ひ、上重は中の間兩脇柱上「四手先」、隅に當る柱上「六手先」、同隅行「七手先」の何れも唐様である(五八・五九)。さうして軒天井は鏡天井で、手先料栱の間には板支輪を用ひてある(五八・五九)。今ここに記さうと思つてゐる「鯨肘木」は、上重二手先——隅に當る柱上では四手先——目の下側の肘木である(五八・五九)。

鯨肘

魚偏に虎といふ字をかいて「シヤチ」とよむのは國字ださうな。これは空想動物かといふと、さうではなくて實在する海中の獸類である。【和漢三才圖繪】には「魚虎」として、龍頭にして魚身の様な挿繪を入れ、いろいろ説明をしたあとへ次の文字を記してある。

城樓屋棟瓦作置龍頭魚身形謂之魚虎其未蓋置嗤吻於殿背以辟火災者

有所以嗤吻詳于龍下

さうして魚類のうち「江海有鱗魚」に屬せしめてある。

更に鯨は「江海無鱗魚」に入れてあるが、其鯨の解説中に鯨に就いて其勇猛果敢にしてよく鯨を斃すことが書いてある。昔の事だから魚と思つたのは仕方がないとして、江海有鱗魚といふのが私は大變に面白いと思ふ。

明治七年には博物館(皇室博物館であらう)から【動物學】といふ書物をだしてゐる。手許にあるのは初篇上下二冊で、何れも哺乳類に就いての記載であるが、表紙の

見返に「明治七年十一月稟准」「博物館藏版」として、大きな印が捺してある。其下編に游水類一名鯨魚類として解説し、終りに「……此類を食草食肉ノ二部ニ分テ三科六屬トナス」とし、更に游水類ノ分科の表題の下に食肉部を置き、このうちに海豚科、海豚科のうちに海豚屬を隸せしめ、

鯨類中ノ小ナル者ニシテ甚暴食ナリ噴孔半月狀又楕圓ナリ各鰭ニ小ニシテ尖レル圓錐狀ノ齒アリ其數九ヨリ五十ニ至ル此屬凡五十種アリ。

としてサカマタ即鯨をこの中に入れてある。此書には學名を *Delphinus orca* と *Grampus sakamata* と二つ記してあるが、現今は *Orcinus orca* といつてある様である。今から七十年前の木版彩色の書物に學名迄記したのは大に學術的である。然るに明治十年五月二十四日出板(六十七年前)の【博物圖教授法】には、動物之部の臂頭第一に「動物第一、獸類一覽」とあつて

哺乳類ハ有背動物ノ最高階ニ位シ骨骸堅實ニシテ自在ニ行走シ或ハ水ニ游泳ス而シテ裸體ノモノアリト雖モ多クハ毛ヲ以テ被フ肺アリテ呼吸シ其兒ニ哺乳ス人類ヲ第一等トシ之ヲ十二目ニ分ツト雖モ

今茲ニ人類ヲ省略シテ十一目トス云云。

明治六年第一月

文部省

とあり、其十一目は左の通り

獼猴類、翅手類、殺生類、嚙嚙類、無齒類、翻羽類、單蹄類、多蹄類(厚皮類)、游水類(鯨魚類)、袋獸類、魚嘴類。

さうしてこのうちの初めから九つ目、游水類の解説に

海水ニ棲ム獸ニシテ多クハ陸ニ上ルコトナク其形チ甚ダ魚ニ似タリ故ニ人誤テ魚類ト思ヘリ。

と頗る簡明に片づけてゐる。さうして鯨は「サカマタ」として圖を掲げ

サカマタハ海豚ニ似テ大ヒナリ性猛ク其齒白ク堅剛ナレバ彫刻シ又入齒ノ材ニ用ユ。

としてある。此書は植物之部もあり、圖版は何れも銅版彩色、本文は木版印刷で活字を用ひてない。今となつては珍本の一たるを失はないと思つたので、引用しておいたのである。

現今では、鯨は脊椎動物のうちの哺乳類、鯨目、海豚科に屬して居る。海豚

(イル)科の動物では最大のもので全長九米(最近出版の「おさかな談義」には「十米の長身」とある)に及ぶものもあるさうで、特に雄の背鰭は高いといふ。非常に勇悍で鯨等を抗撃して殺して食ふといふ風だから、城堡建築の屋根の大棟の両端に便化鯨をあげ、敵を威嚇するには最適であらう。

私が子供の時分には、いつも大概「シャチホコ」といった。だから両手を突いて兩足を上にあげるのも、「逆立」とは言はないで「鯨鉾立」といったくらいで、シャチといふのは、どんなものか眞物を知らなくても、とにかくまともではなく、いつもきまつて逆立してゐる龍頭魚身のものといふ位にぼんやり考へてゐたのである。さうして名古屋の城には金の鯨鉾がのつてゐると聞かされてゐたものだ。金の鯨鉾とはどの様なものであるか、一度見度いものと念願してゐたのに、關東生れの私は關西旅行の機會に恵まれず、漸くのことで大學の一年生の時初めてみる事ができた。先年はこの金鯨の鱗を盗んだ奇抜な人類も

出現した位で、この天守屋根の金製のものは、何れにしても便化鯨の王座を占めてゐるのである。

併しながら屋上に便化鯨を用ひだしたのは左程古い事ではない。私の知つてゐる最古の例は室町時代のもので、長野縣小縣郡浦里村大字當郷所在、大法寺觀音堂内安置厨子大棟兩端にあるもの。其以前にあつたか無かつたか、あつたとすれば今でもどこかに残つてゐるか、洵に寡聞で其邊は知らない。私は鎌倉以前の建築に於ける大棟兩端の飾りは鳥衾か鬼瓦か鬼板か鴟尾であつたと心得てゐる。

鯨を屋上でなく他の所へ用ひた古い時代の例は、私は唯四つを知つてゐた。

一は須彌壇勾欄架木の末端に於けると、二は木鼻\*に刻してあるもの、三は向

\* 愛知縣東春日井郡品野町大字沓掛、定光寺本堂須彌壇。室町時代。

\*\* 奈良縣生駒郡、法隆寺北室院本堂向拜虹梁東木鼻南面。室町時代。

拜の柱を貫いたもの、四は墓股兩脚内の彫刻に現はれてゐるもので、中央に吊鐘があり、左右に向ひ合つて鯢(蒲牢かも知れないといった人もあったが、これは恐らくさうではあるまい。或は摩迦羅かも知れぬ)らしいものを刻してゐる珍例である(第二四五頁参照)。この最後の分が果して鯢なら、此を入れて僅に四種だけである。然るに今回もう一つの例を近くでゆっくりと見學する事ができたのは幸であつた。即ち法道寺多寶塔の肘木に於いてである。

此珍らしい「鯢肘木」を見るに至つた順序をかいてみると、實は私は去る昭和四年十一月二十八日、故I君と初めて櫻井神社拜殿を見學した時、幸に小型の車で行つたためと、時間に餘裕があつたのとで、思ひ切つてほんの僅かの間でもいいから、同君と相談をして此寺へ參詣した事があつた。車でのりつたのだから、時間に無駄はなかつたが、日の短いさかりであつたし、可なり夕方になつたので、一通りみた時には、饅頭型の上、上層勾欄の椽下の三料の間に、脚間に彫刻のない墓股が入つてゐるのを面白いと思つただけで、肘木の側面に

鯢が彫刻してあるの等は、全然氣がつかなかつた。

然るに昭和十六年二月、能登に於ける日蓮宗の大寺なる妙成寺に、友人二三名と共に宿泊した時、丸尾城天守閣の修理工事に關與して居られた建築家のT君に非常にお世話になつたが、此時T君から法道寺多寶塔には魚の肘木が用ひてあると聞かされ、疑つてはすまないが、ほんとうか知らんと思つたことがあつた。尤も墓股の脚内彫刻に魚を用ひたのは鎌倉末からあるし、大瓶束の笈形に鯢の瀧登りをほつたのは江戸時代の寺にある。いくら寺に魚は生臭で少なからず似合はないとしても、これ位のものならいいが、肘木ではちと變だし、ほんとうですかと反問したら、ほんとうです、證據を見せませうといふことであつた。其證據を心待ちに待つてゐた。

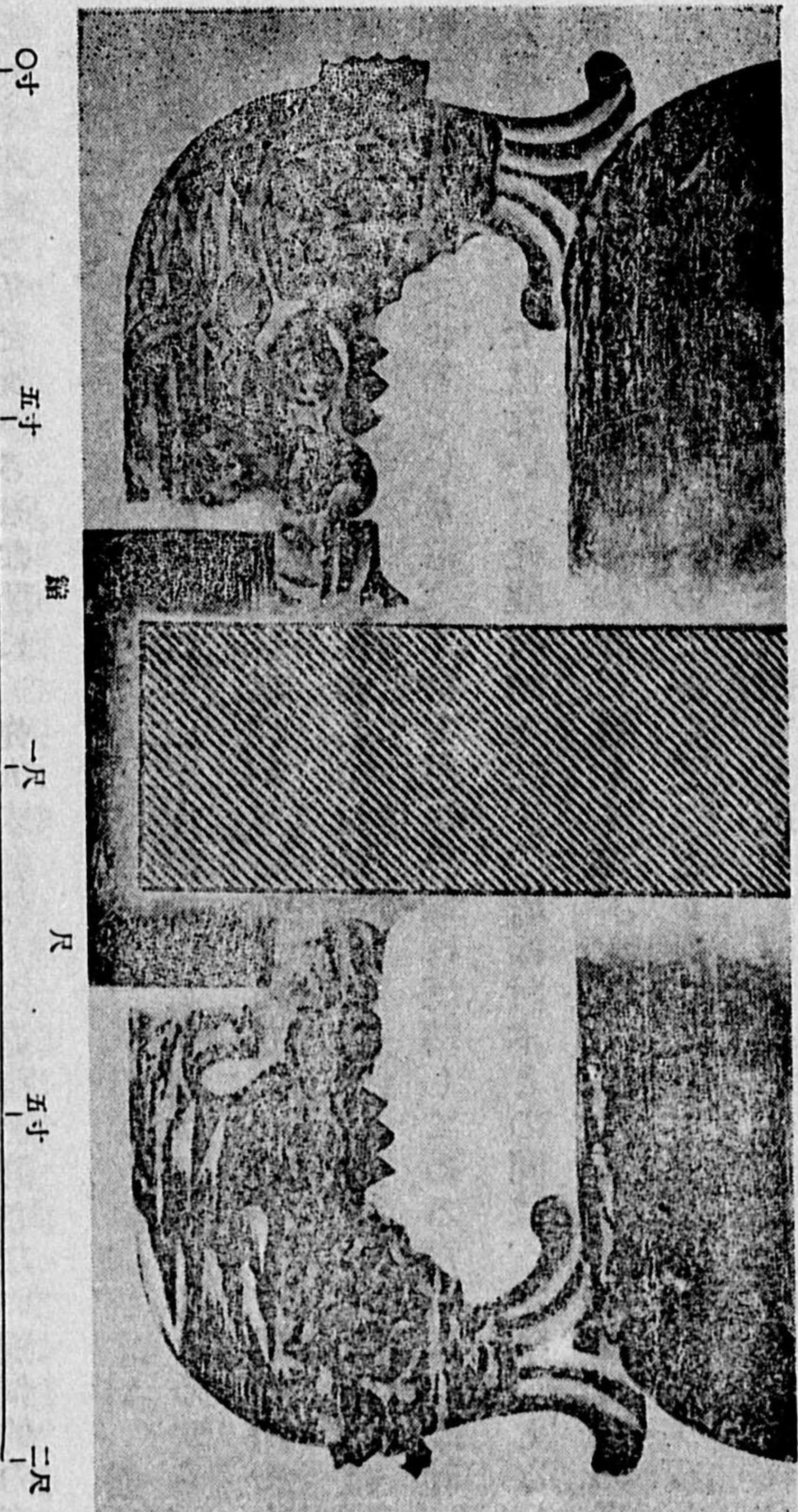
然るところ同年三月二十二日の消印附の書面がT君から來て、其中にいろいろの寫眞が封じてあつたが、このときに其證據が二枚入つてゐた。手紙には魚

とあつたが、これは明らかに鯨と見る事ができた位にはつきりと美事に寫つてゐた。これから先は初めに書いた紀行のうちにある通りである。とにかくこれで確かに鯨が大棟以外のところに、鎌倉末から用ひられた事が確實になつたのである。

此肘木は五八・五九等でみる様に、上層料栱二手先目のところに用ひてあるが、其用ひ方が甚だ面白い、といふのは肘木が二つ重ねてあるからで、即鯨肘木の上に直に普通の肘木が乗つてゐるのであつて、而も上下肘木の長さが同一であるから、見た所が非常に變つてゐるのである。併しながら鯨肘木は、他の總ての此種の例と同様、尾が魚類の夫の様に背骨と同じ方を向いてつけてあるから、此尾は特殊の料——三重縣阿山郡島ヶ原村所在觀菩提寺本堂側面中央柱上に於ける「魚尾型二料」——と同じ役目を果してゐると考へられる。この様

に肘木を二つ重ねた場合、普通なら三手先目の夫の様に、上の肘木は下の肘木より少し長くするのであるが、鯨の分は肘木に少しく意匠を加へ、尾の先で上の肘木の曲り角を支へさせた所に、先人未發後人の追隨を許さない獨創的の意匠がでてゐる。

其上に上層の料栱が唐様で、肘木の下角が滑かな曲線から成つてゐるから、鯨の腹部が外方に張り出すのには無理がなくてよろしい。さうして尾の所で少しく細くなり、更に尾が外方へ反轉してゐるため、肘木は背さへ充分あれば、幅の方は不變でよろしいから、木材も尾が外側に反轉してゐるために、餘計に入用といふ次第ではない。此鯨肘木と其上の唐様肘木との間は、空隙にしないで、間に板が入つてゐる。この板は裏から貼つたのではなく、下の鯨肘木の裏の方を初めから板状に残したのである。つまり相當に大きな木から、鯨の部分だけ残して、上の方の唐様肘木に接する迄を、薄く板の様にしたので、これは



六〇. 法道寺多寶塔上層鐮肘木拓本 (昭和十八年五月九日手拓)

五九に見えてゐる鐮肘木五本のうち、左から二と三、右から三と四との拓本で、五月九日に再び此寺に詣で、豫て希望してゐた通り、鐮肘木の拓本をとる事ができた。

去る一月下旬、甲と共に法道寺へ参詣し、二泊して多寶塔等の寫眞をとつた時は、氣候が寒かつたのと、他に事情もあつて、鐮肘木の拓本をとる事はできなかつた。其時以後、好機を得てもう一度出かけ、参考のため是非拓本をとつておかうと思ひ、機会をねらつてゐたが、ついに其ままで五月になつて了つた。先日種種の差聞があつたので、同行しなかつた乙・丙・丁の三君とも、今度こそ一所にといふ事になつた。

甲は専門家ではなし、一度行けば澤山な上に、小生と共に河内の高貴寺へ行く約があるから誘ふことをやめた。乙は東京から歸つて来て萬障綜合はして参加するとの事であつたから、結局京都からは小生と丙・丁兩君と三人だけ、而も小生は先發し、八日15.30分頃難波驛で兩君に出會ふ事に約束が成立したから、其通り實行して順路を片藏にとり、乗合自動車の終點から徒歩約七町か八町、上副谷村大字田中の小櫻亭といふささやかな旅宿へ着いたのは夕方であつた。

幸に客は我々三人限りであつた。天氣はよし、宿は静かだし、あたりは畠で、西の方は一面に柳が吊つてあり藤の花が満開であつた。落着いた氣持でゆっくりよくねて翌九日起きてみたら好晴、豫定より30分餘り早く、7.30分出發、8.20分には寺へ着いた。多寶塔には前の様に梯子がかけてあつた。私は直に寫眞を二枚とり、次に拓本にかかり、寺に一休して辭去の際、東京から歸つた乙が來た。そこで結局乙・丙・丁の三君を残してお先に失禮し、48分を費して片藏に出て、一度大阪へ歸り、甲の宅に寫眞機を預け高貴寺へ同行した。前頁に掲げた六〇は此時の拓本である。



大變に手がかかつてゐるのである。尙ほ其上に臀緒が外方に向つて體外にでてゐるが、これも亦尾の外側と同一の垂線上にあるから、このために木材に影響はない。かういふ風に仔細に觀察すると、洵に周到の注意を以てこの特殊にして類例絶無の鯢肘木がつくられてゐる事が判るであらう(六〇)。四隅の鯢は少し鱗が細かい様だが、大した差はない。軒天井が鏡天井で、支輪も板支輪である事が、一層この肘木を引立ててゐる。或は當初は他の木部が丹又は胡粉塗であるのに對し、鯢は彩色がしてあつたのかも知れないから、一層引立ってゐたと考へられる。今日でも全部を丹念に觀て歩いたら、或は少し位彩色が鱗の間位に残つてゐるのがあるかも知れない。

既に本文中に記した事は記したが、念のため鎌倉・室町の鯢をかいてみる。

鎌倉時代(吉野時代)

法道寺多寶塔上層肘木

室町時代

北室院本堂向拜虹梁木鼻薄肉彫

摠見寺三重塔初重臺股内彫刻

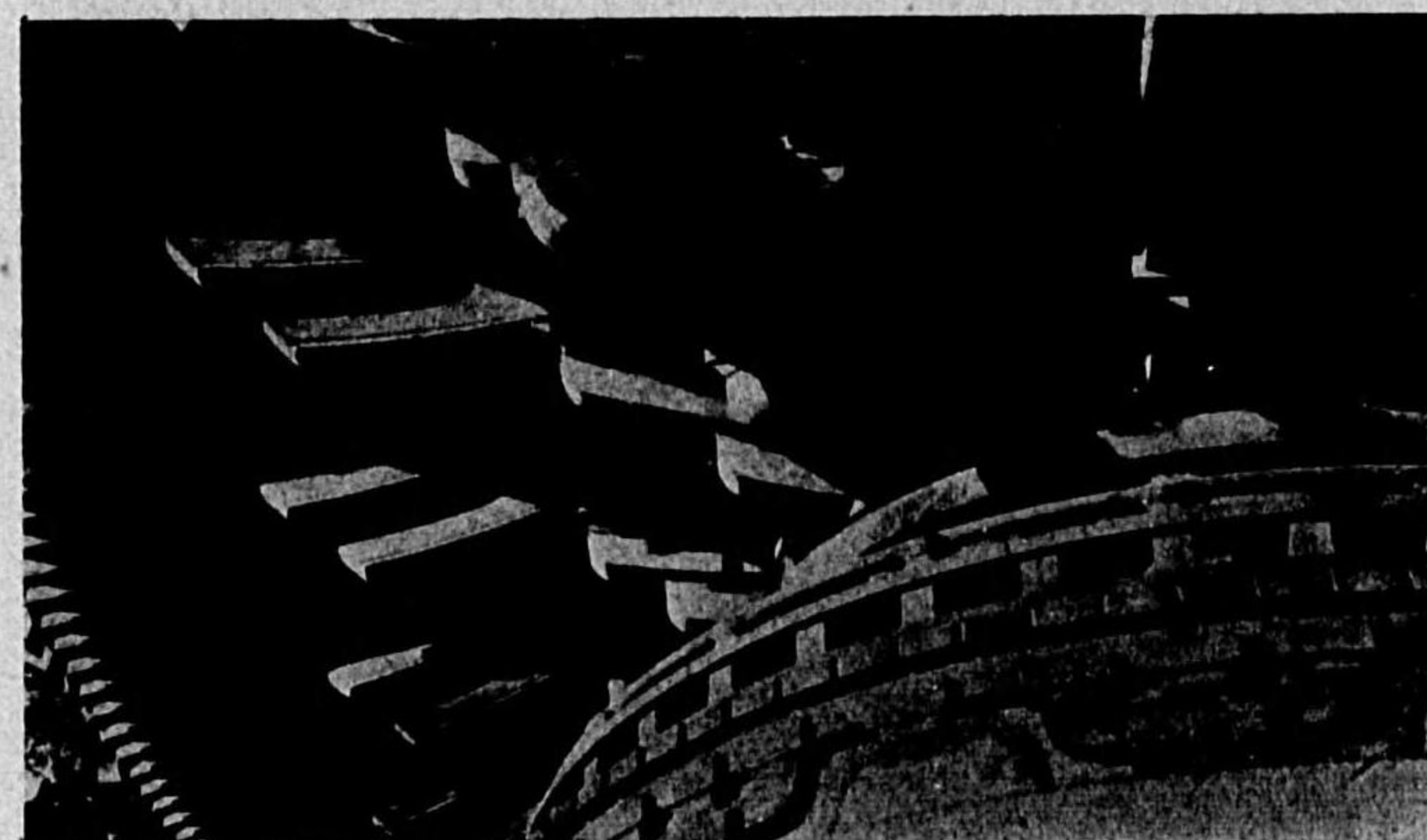
定光寺本堂須彌壇勾欄架木鼻

大法寺觀音堂内廚子大棟

國幣中社土佐神社本殿向拜柱(此は或は「マカラ」かも知れない)。

といふ事になる。これより古いのは鴟尾即脊形であり、大棟の末端に——或は時に降棟末端にも——用ひられたのではないかと考へてゐる。

(昭和十八年二月十八日稿了)



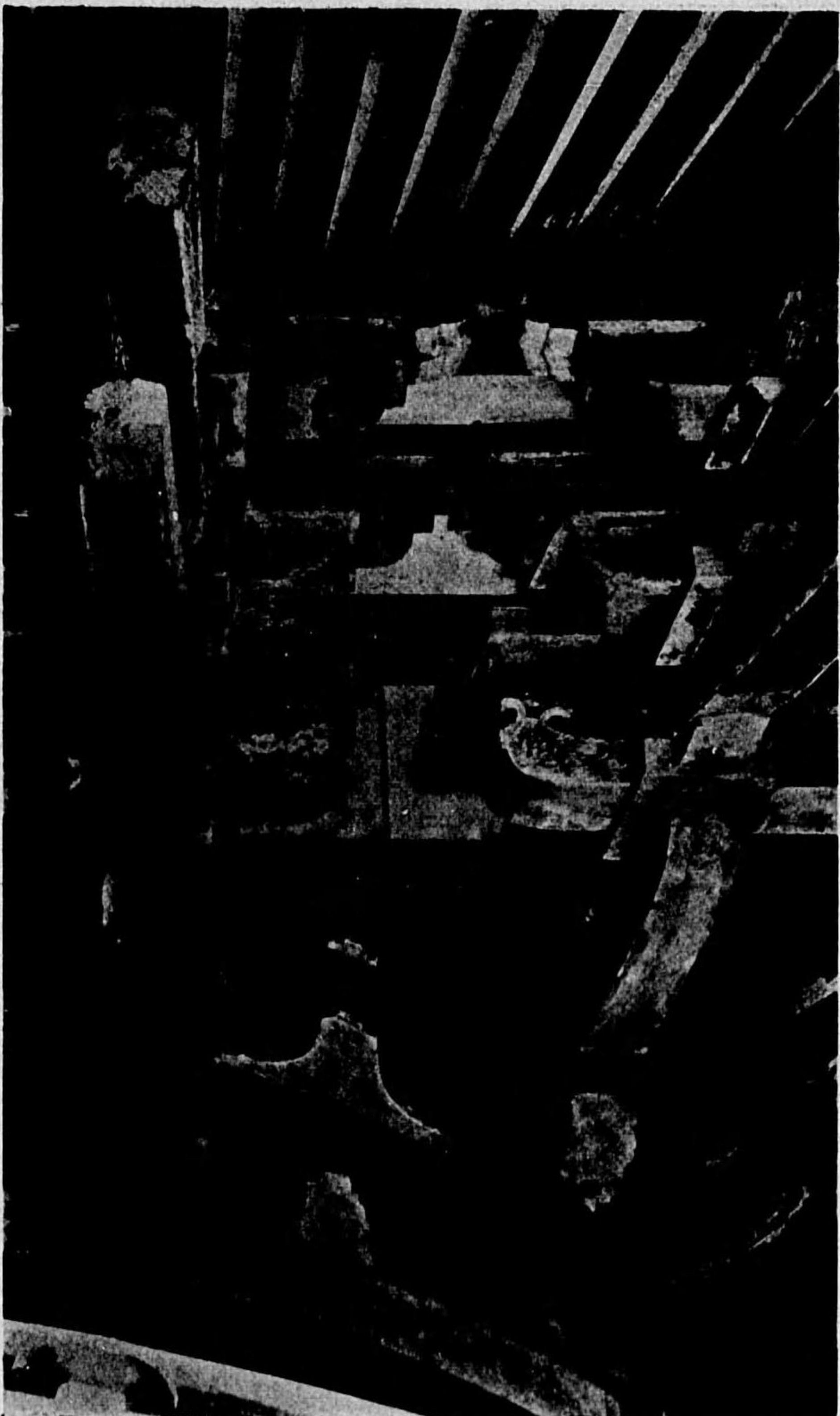
上, 五六。法道寺多寶塔上層椽  
勾欄及び椽下組物部分

下, 五七。法道寺多寶塔上層軒料栱部分  
(上層葺股上物差は曲尺の約一尺(一呎))

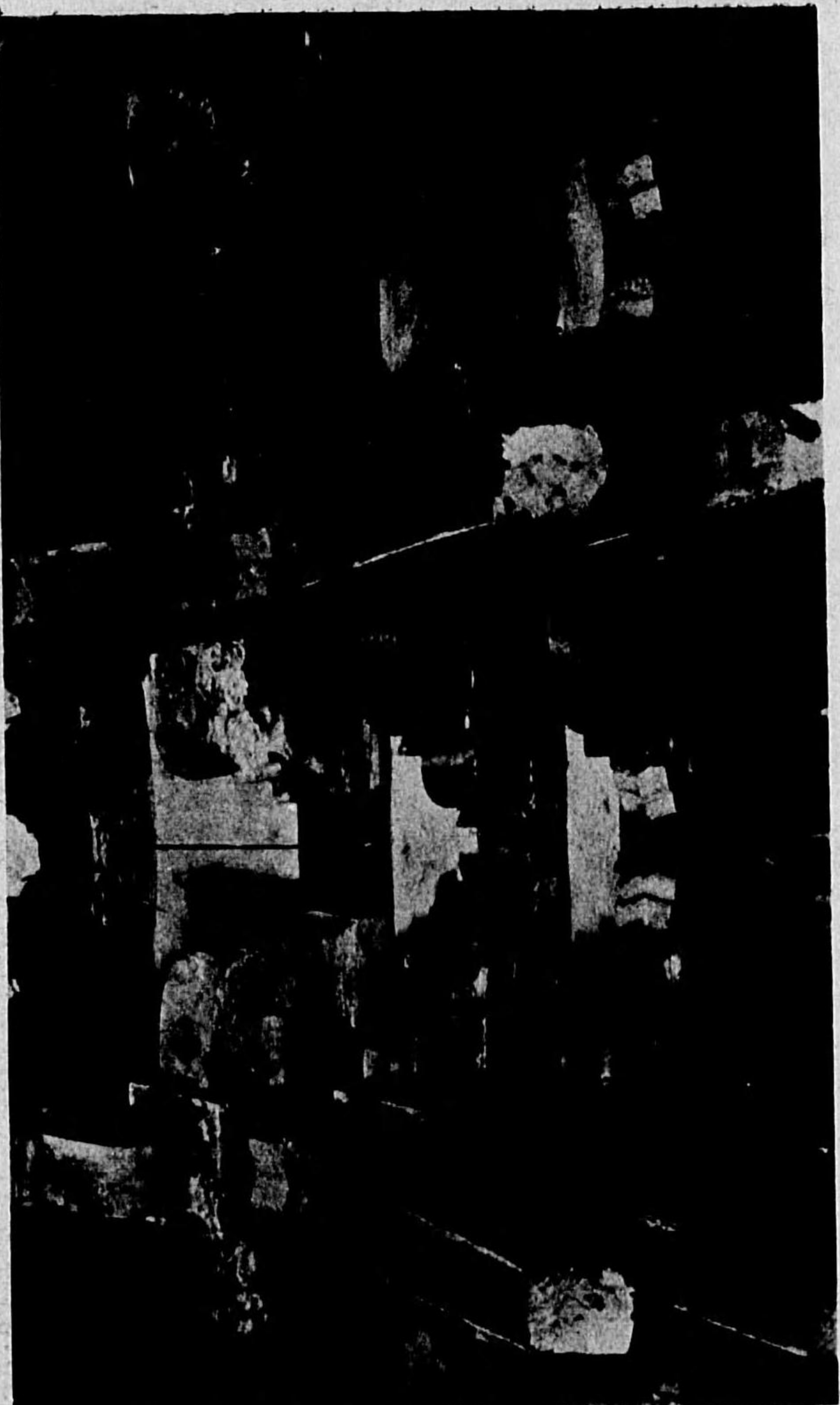
(兩圖共昭和十八年一月二十四日)

上層は總て唐様を主とし, 和様を従としてゐる。

五八。法道寺多寶塔上層鮫肘木 其一



(昭和十八年一月二十四日)



五九。法道寺多寶塔上層鮫肘木 其二 (昭和十八年一月二十四日)  
鮫肘木の上には料なく、其尾が料の代りをしてゐる。軒籠天井、板支輪。



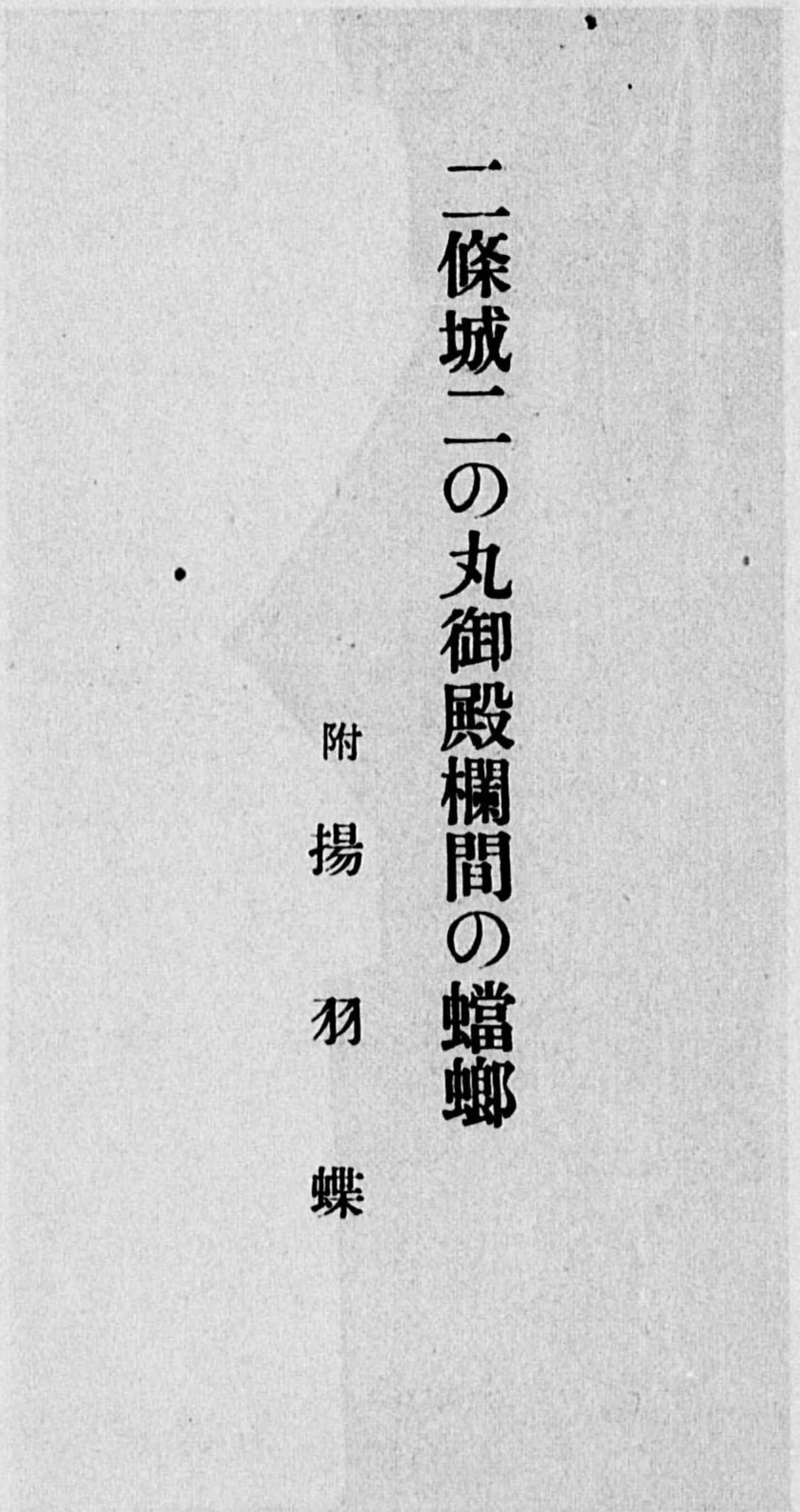
右、七二。嚴嶋神社末社荒胡子神社本殿全景

左、七二。同部分

(右圖昭和六年三月三十一日・左圖同十一年八月二十四日)

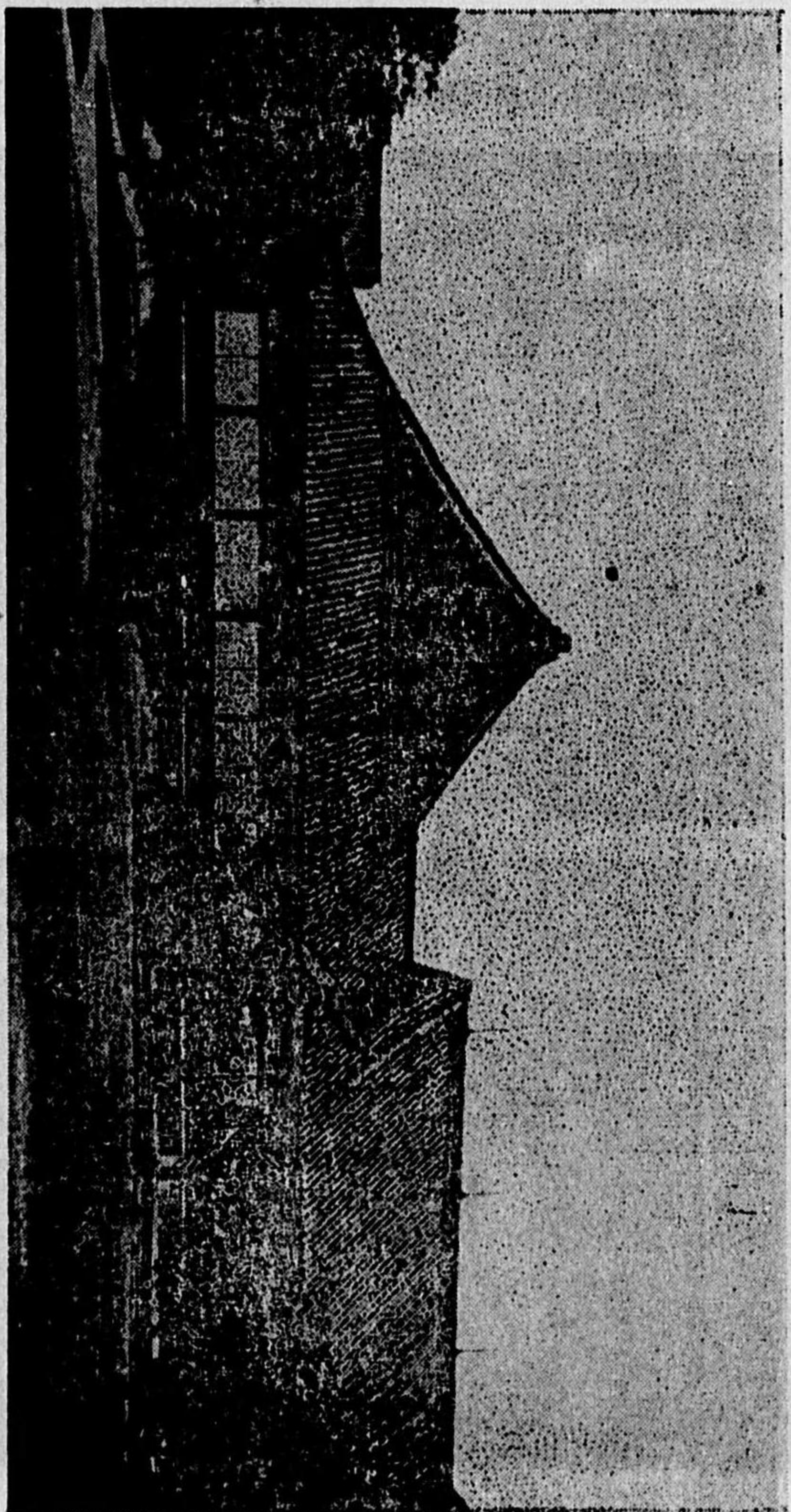
# 二條城二の丸御殿欄間の蟬螂

附揚羽蝶



二條城二の丸御殿欄間の蟬螂

二條城



六一。二條城二の丸御殿大廣間南面（昭和十七年十二月十日）  
正面の入母屋造が即「大廣間」で、南方の庭園からの眺め、「牡丹に蟻螂」及び「雞頭に蟻螂」の欄間は何れも南側にある。左方遠景の屋根は「黒書院」。右方遠景のたては「式部」最右端は「遠侍」屋根の一部。

京都市技師で二條城の事務所に勤務し、同所に於ける諸建築物を全責任を以て調査研究して居られる藤原義一工學士は、私がある時ある用事のため、二の丸御殿其他の建築物を見學に行った時、いろいろの話から欄間の彫刻を丹念に調べあげたものを出して、この様に種類もあるといひながら、ゆつくりと見せてくださった。夫を一つ一つ見て行った所、大廣間（六一）の欄間彫刻控の中に、「雞頭に蟻螂」とか「牡丹に蟻螂」とかいふのがでてきた。試に蝶蝶はありませんかときいてみたら、二つ位はありましたとの返事に、私は大分うれしくなってきた。

最早大分以前（大正九年）の事であるが、私は其當時發行されてゐた【建築新報】といふ雑誌へ「裝飾に應用せられたる昆蟲」といふ題で、何か下らない事を書いたが、其時以後も怠らず注意をしてゐたら、昆蟲類は古いところでは古埃及時代から、新しいので英國倫敦市の商店の看板に至るまで、日本には

江戸時代小型の美術工芸品に可なり見出された。最近私が非常に感心したのは、時代は相當に古い口徑約三寸五分、胴徑約五寸の鐵製菊文小霰釜に、その取手としての環をつける所に、どういふものか蟬の蛹——恐らく終齡仔蟲が土の中から這ひ出してきて、釜へ上りだしたところに見立たらしい——をつけたのである。丁度翅に當る部分は、環を通すため孔があけてあり、自然脚としては前肢と後肢のみで、中肢は孔のためか缺いてゐる。東大寺の有名な蟬の錠(奈良時代)や、鎌倉以降佛堂等の扉の締り金物(樞)のつまみに蟬を用ひた例はいくらかあるが、どれもこれも成蟲なのに、蛹は全く珍例である。また南米ペルー、ポリビアあたりから出土した農民藝術ともいふべき土器に、蜻蛉・蛾・虵・蠅等の様な模様をつけたのが、紐育市の博物館陳列館の一部に陳列してあつたのが私の興味を惹き、陳列棚の硝子の外からではあつたが、できるだけ寫生をしてきたものや、スミソニアン・インスチテューション発行の雑誌に掲げてあるもの等

を集め、いつか一度纏めて見ようと思ひながら、つい其儘になつてしまつてゐた際だから、是非其欄間の昆蟲を見るべく、昭和十七年十一月十一日・十四日・二十日及び十二月十日と四度出かけ、其都度藤原氏に多大の御迷惑をかけ、一方ならぬ幹旋を願ひ、怪げな寫生をしたり、拙い寫眞をとつたり、一通り法螺は吹けるだけの材料を集めたが、偶々雑誌【西日本】の編輯者から、昭和十八年一月號の原稿を要求されたので、随分縁は遠いが差向き手許にあつたこの表題の原稿を渡しておいた。夫には寫生圖を二枚(六五・六六)入れておいたが、今更申す迄もなく、實物とは相當の距離があるから、寫眞も入れてここに書き直すことにした。

漢字で「蟻螂」とかいたのが、「カマキリ」のことである。日本全國に二十以上の方名があるさうだが、代表的標準名、昆蟲學者の用ひてゐる和名「カマ

キリ」なら恐らく誰にでも判るであらう。現在の分類では、昆蟲類のうちの直翅目のうちの蟻螂科に屬してゐる。此蟲が極端な女尊男卑なのは、古來幾多の實例で證明されてゐるし、苟も蟲けらの事を書いた本にはきまつて載せてあるから、此頃は大概誰でも知つてゐるであらう。夏の間は實に活潑で、身體の置所のない茹る様に暑い日に、高い樹の上からバタバタと蟲の大きなはばたきが聞こえてくる時は、殆んどきまつて雌、翅ばたきと同時に大聲で騒ぎたてるのは雄、のアブラゼミが強力な大形の雌の蟻螂に、一對の鎌で兩翅のつけ根をしつかりとおさへられ、頭から少しづつ喰はれてゐる時の苦しみの現はれで、あの固い皮を蟻螂がたべる時には、細い枯枝を折る様な、微少なパチパチといふ音がはつきりときこえる。體積からいつたら、自分と何れか大きいかといふ程度で、而も随分翅力の強いのを、はがひ締めにするのだから、夫は恐らく「カマキリ」の大型の雌でなくてはできまい。私が毎年夏期にこの様な場面を實見

する際は、いつもきまつてかうである。さうして一度彼女が蟬の躰を確保したが最後、雷鳴があらうが空襲があらうが、自身の食慾を満足させる迄は、決して離す様な事はしないのである。

私は未だ彼女が「クマゼミ」を捕つたのを見た事はないが、あの變形した一對の前肢の力は、大變なものだから、恐らく蟬仲間では最強力のものの一とも思はれる「クマゼミ」と雖も策の施しやうはあるまい。被捕獲者は單眼も複眼も、頭から胸から腹へと、順序よく手際よく捕獲者の腹中に収められるに連れて、力は次第に弱つて行き、初めには非常な勢ひで振動したのが漸く微動となり、遂に全然動かなくなつて了ふのを見てゐるのは、何といつてもつらいもので、氣のどくとも何とも言ひ様がない。彼女の鎌の力があく迄強いのは、見様によつては當然で、生存競争に打勝ち自己を保存し、従つて種族保存の大目的を達せんが爲めには、一對の鎌によるより他に方法がないからである。糊口の

資を得る商賣道具は、鋭利且つ強力でなければならぬ。

晩春初夏の候、卵から孵化したばかりの子供は、不完全變態だから親と同じ様な形をしてはゐるが、至極小さくて可愛いので大好きである。併しながらやはり柅檀は二葉よりとか蛇は寸にしてとかいふ比喩の通り、夫相當に活動をしてゐるのだらうが、追剝強盜の現場を見た事もないので、いつ迄もあの位の大きさであらばよからうと思つてゐる。ところが成蟲になつて可なり老成して綠葉の間に靜止してゐるとき、近くへでも行かうものなら、あの正三角形の様な頭を曲げて、何者かと誰何する如く睨みつけるところは、例ふるにもものない憎憎しい面相である。彼若くは彼女の複眼の中央には微少な黒點が見えるので、顔は一層陰險である。

然るに永い夏もいつしか過ぎて秋となり、更に初冬の候ともなれば、死に後れたのが霜の朝、垣根や庭木に逆にとまつてゐるのを見るが、寒いのに餌はな

し、腹が減つて動くこともできないのか、いつ迄もただちつとして姿勢を崩さずにあるだけだから、たとひ近所へ行つても、するさうな三角形の顔をこちらへ向けてみる事もない。夫がいつも定まつて雌であるのは、大事な仕事が残つてゐるので死ぬ事もできないのであらうが、洵に悲惨の極である。夏の間を歌で過し、秋になつて食物がなく、びっこを引き松葉杖をつき、蟻の家へ物乞ひに行つた「バッタ」どころの騒ぎではない。正三角形に近い憎憎しい顔で睨みつけられた事等は忘れて了ひ、何とかして助けてやり度い様な氣がするが、御承知の通り生き餌であり、夫等が殆んど死絶えてしまったのだから、何とも致し方はない。

其活動期に於ける動作を考へると、まるで嘘としか思はれない。微賤なる一昆蟲の身でありながら、龍車に向ふとまで言はれてゐる様に、何物も恐れぬ面魂で、體色に應じて綠色の葉又は褐色の枯枝の間等に身を置き、虎視眈眈終



日獲物を狙つてゐる忍耐力は、到底眞似のできない所である。而して一度好機到來と見るや、兩鎌と翅とをひろげ、猛然獲物を襲ひ、一撃の下にこれを殪して了ふのであるが、此蟲の此等の行動が彫刻家の注意を惹き、建築裝飾の一部に用ひられたしたのは、室町時代以降らしいのである。

我國に於いて昆蟲が建築及び工藝品の裝飾に應用せられたのは、いつ頃からかを考へてみると、どうも奈良時代後期——例の銀製「蟬」型の錠 からの様に思はれる、蟬・蝶・蜻蛉等は割合に昔からあるが、蟻螂に至っては私の狭い見聞によると、室町時代と認められるのが最古で（二〇・二四）、以降江戸時代に及んでゐる。左に試に其時代と應用の場所とを記してみると、

## 室町時代

郷社多治速比賣神社本殿向拜手挾（大阪府泉北郡久世村大字和田）

## 桃山時代

二條城二の丸御殿欄間、二種（京都市）

## 江戸時代

官幣大社石清水八幡宮透塀欄間（京都府綾喜郡八幡町）

別格官幣社東照宮透塀（静岡縣静岡市根古屋）

の五種を擧げ得るのみである。未だ他にもあるに違ひないとは思ふが、知らないから記し得ない。此等の彫刻に現はれたる蟻螂は、静止状態のは殆んどなく、何れも歩いてゐるか又は將に攻撃をしようとしてゐる瞬間の姿勢を刻んである。この點に於いては、彫刻家の觀察は頗る銳利である。

時には認識不足で、鎌脚の關節が一つ不足してゐるため、甚だ不自然な無理な形のもあるにはあるが、大部分は其様な事はない。殊に二條城二の丸御殿大廣間南側椽上の欄間のは、さすが場所が場所だけに、申分のない出來榮である。

大廣間の一郭は四方に椽が廻つてゐるが、東側九、南側十三、西側十五、北側十一の一種の格狭間形輪郭内に、頗る精巧な彫刻を入れ、何れも極彩色をして、夫等を箴欄間の中へ、其箴欄間の幅さに應じて、一・二・三・四個を配した、謂はゆる「狭間飛入彫物」(六二)のうちの、南側東から第六及び第九のものに、勢よく刻んだのが見出されるのである。腹部だけはあかく、他の部分は緑を主に彩色がしてあるのも亦寫生的である。

此所には此等二種の蟻螂の寫眞(六三・六四)と、其寫生(六五・六六)とを凸版にして掲げておく。寫眞も寫生も共に高い脚達の上に乗って試みたのであるが、其脚達が中古の品で、少しばかりぐらつく上に、立てば高過ぎ腰をかければ低過ぎ、三脚をたてるには上が狭過ぎ、兩方の目的に適すべくもなかつたが、先づ何とかして似たものを辛くもつくり得た。寫眞の方は少し見上げになり、寫生の方は水平の位置から見たものではあるが、斷る迄もなく大分工合

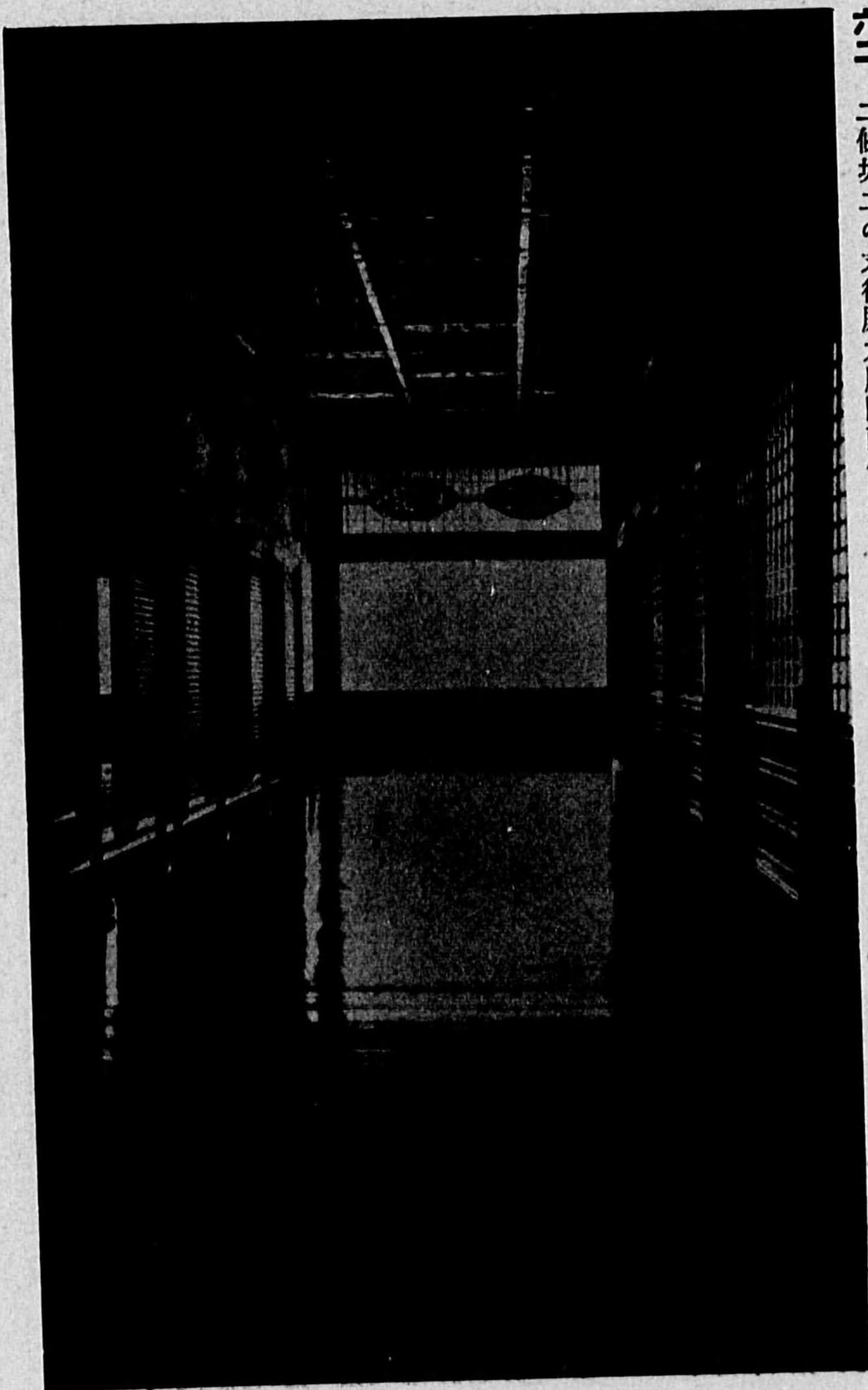
がよくない。然らばやり直せばいいのであるが、實は準備は一人ではできず、欄間の後方へ黒布をはるのも、脚達を持出すのも、反射をかけるのも、總て人手を煩すのだから、遠慮をしたのである。併し拙い事は拙いに相違ないのだから、事情を知らない人に攻撃されるのを防ぐため、一通り申譯をしたのである。とにかく彫刻は大體この様なものである事だけは確かである。

蟻螂其物は寫生的でよくできてゐる。あの細い第二第三對の脚を實物の通りに刻めといったところで、夫は到底出來ない相談である。強ひてさうしようとするなら、觸角と共に針金で造らなければなるまい。夫が木彫である限り、多少寫實に遠い點があつても少しも差支はない。蟻螂の實物の何倍かの模型標本をつくるのなら、どこ迄も誇張は不都合であるが、これは目的が異ふのだし、又眼に遠い高いところで、保護色を帯びてゐて下からは到底見えもしないし、これでよろしいのである。

其一。雞頭に蟻螂(南側東より第六格狭間様輪郭内)(六三・六五)

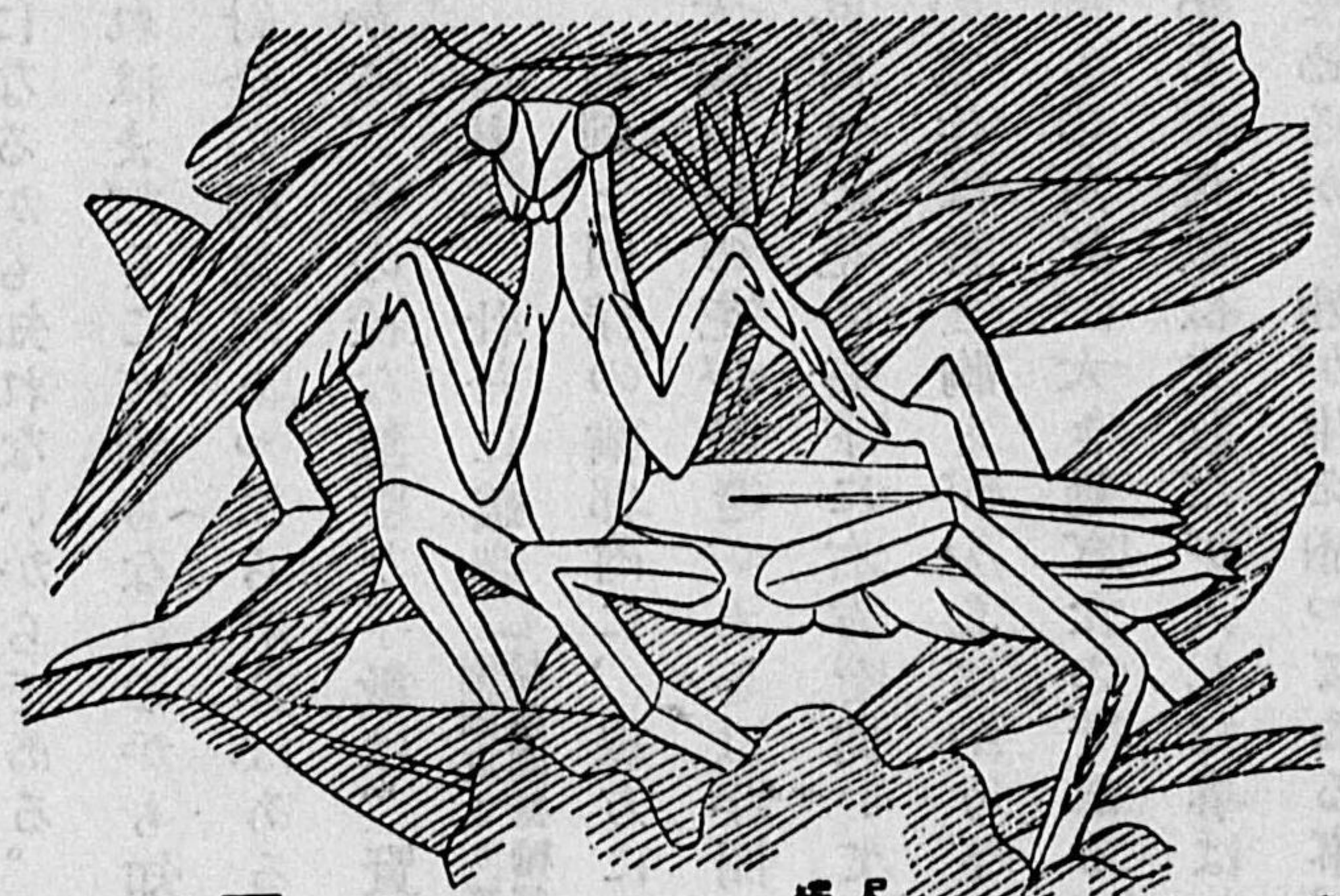
格狭間様の輪郭内に雞頭數株があり、白と紅との美しい花をつけてゐる。其殆んど中央の上部に近く一疋の「カマキリ」がある。腹部は横向きで頭胸部は正面向きとなり、兩鎌を充分に擴げてゐるが、此鎌は甚だ寫生に遠く、附節と脛節と一緒にして了つたものだから、細長い締りのないものができてしまった。第二第三脚も、關節に少し變な點もあるにはあるが、頭・胸・腹(翅)・尾端等、實に叮嚀親切に刻んである。

蟻螂が雞頭の花の間を、右から左へ歩いてゐた時、突然左方に獲物を見つけたので、最早活動期も終に近づいてはゐるが、まだまだ體力は頗る旺盛で、上半身即胸部と其強力な武器とをこちらへ向け、將に獲物に向つて跳びかからうとしてゐる所らしい。一般には斯様な場合、前後翅を半ば開張し、充分敵を威嚇する姿勢をとるので、一つ間違へば獲物を失ふだけではすまず、重大な結果

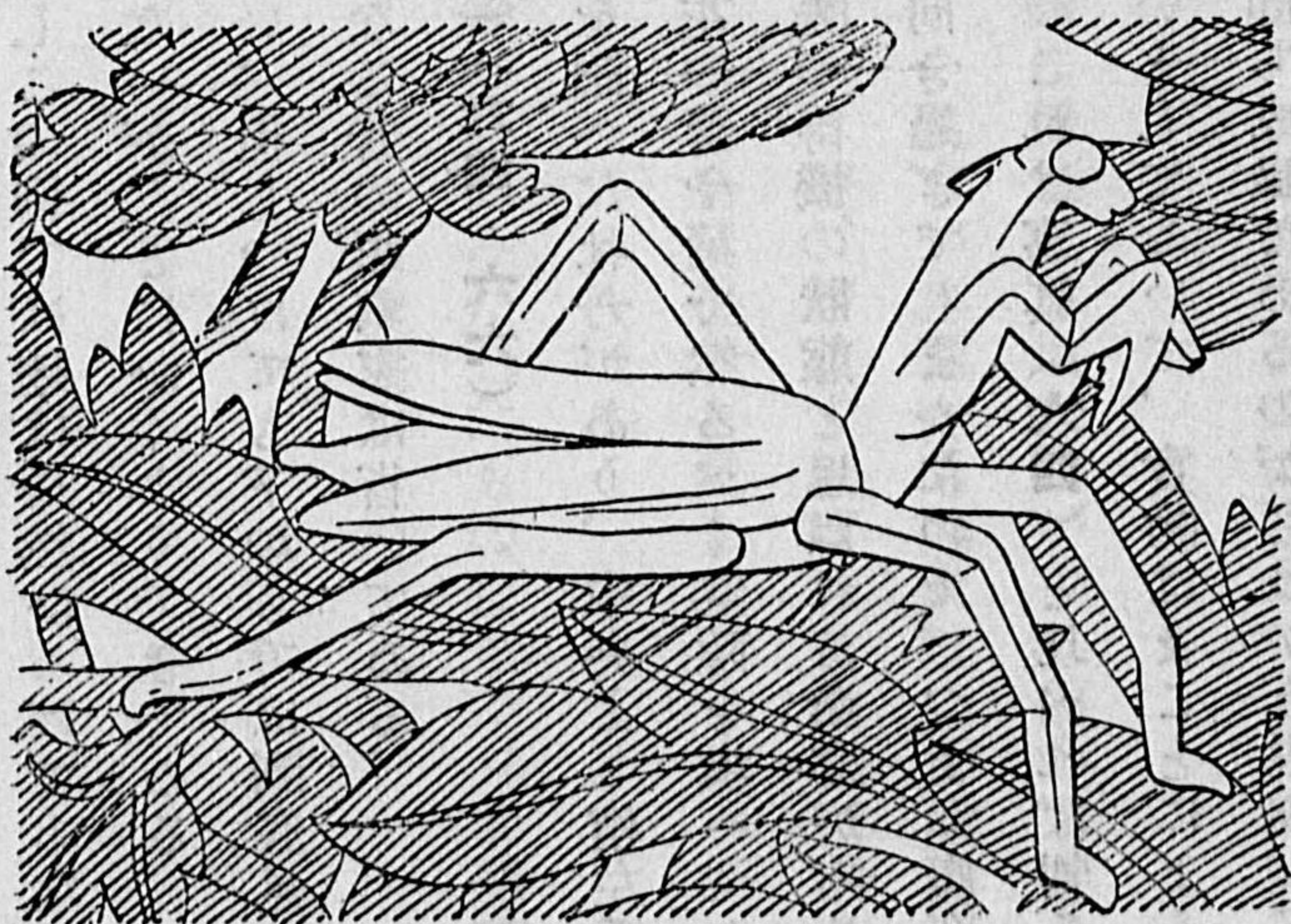


六二。二條城二の丸御殿大廣間西側廣椽

(昭和十七年十二月十日)



昭和十七年十一月二十日 縮尺



上、六五、「雞頭に蟻螂」(昭和十七年十一月十三日寫生)  
 下、六六、「牡丹に蟻螂」(昭和十七年十一月十三日寫生)



二條城二の丸御殿大廣間南側廣椽  
 欄間部分，二種】

上、六三。「雞頭に蟻螂」(昭和十七年十一月二十日)  
 下、六四。「牡丹に蟻螂」(昭和十七年十一月十一日)

になるかも知れないからである。併しこの例では翅は全然ひろげてゐない。これはまだそこ迄到らないのかも知れないが、とにかくよくできてゐる。これで針金の觸角があつたら申分はあるまい。但しつけても下からでは到底見えないから、その様な無駄な手数は、賢明なる昔の彫刻家は省いてゐる。

其二、牡丹に蟻螂（南側東より第九格狭間様輪郭内）（六四・六六）

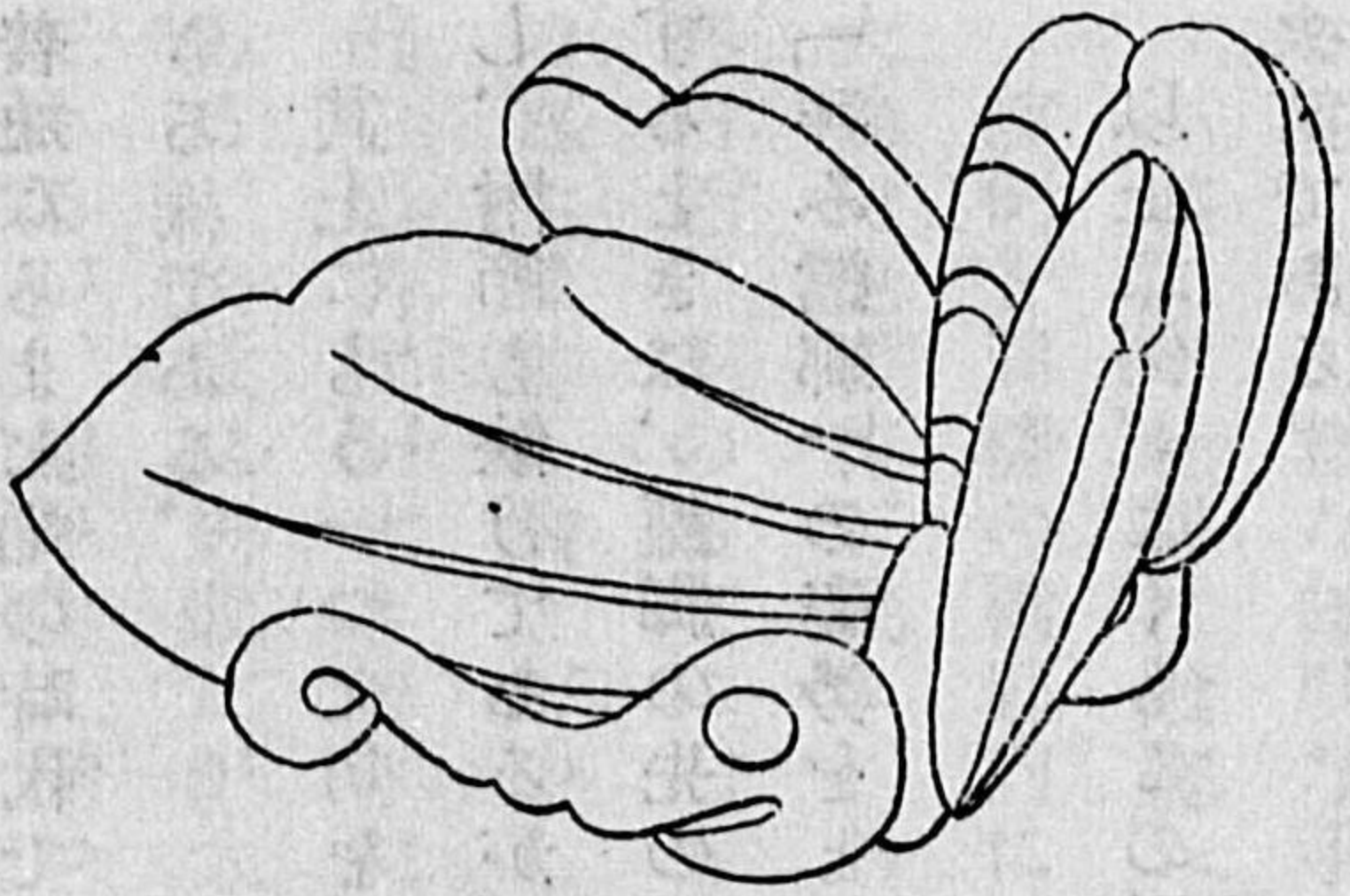
前例と同様の輪郭内に、根方に笹を添へた牡丹があり、中央より稍左上に大輪白色の花が咲き、あとは半開の花や蕾や葉で然るべく空隙を填めてある。其白色の花の右下に右方を向いて、先づ待機の状態と思はれる蟻螂がある。私の寫生は首と胸とが少しばかり下を向き過ぎてしまったので、つまり腹部と胸部との角度が大き過ぎたのであるが、これは寫眞（六四）と比べれば判る筈である。失敗は失敗だが大した事はないとしておいて、實物はまことによくできてゐるが、翅が生え揃つてゐる事、即ち成蟲であるのがどうかと思ふ。どうも

普通ならまだ蛹の時代ではあるまいか。よくはできてゐるが、大分氣が早や過ぎる様である。

其上にもう一つ文句をつければ、鎌に變形した第一肢が少し短かすぎる様だし、附節も缺けてゐるが、實は刻めといふ方が無理かも知れない。蟻螂が歩行するとき、鎌脚の先の附節の爪を用ふるが、靜止すれば夫を合せ、謂はゆる「拜み蟻螂」の姿勢をとる。だからこの場合は後者と見える。

以上二例、よくもこの様に巧に一木から刻みだしたものだ、只管感嘆する次第である。

附揚羽蝶



七〇の一。

遠侍椽欄間揚羽蝶の一(昭和十七年十二月十日寫)

折角立派な欄間を彫刻するのだから、一疋蝶を捕へて研究すればよかつたらうのに、さうしなかつたと見え、この様な滑稽極まる顔面を刻んで了った。吻は象鼻の如く先端巻いて孔をつくり、口を其下に刻み、複眼は比較的小さく、頭部は圓く觸角がないから、實に面白い顔である。

揚羽蝶は遠侍の南側の椽上、即正面の車寄から上つて直に左側の東から西へ第一の格狭間の様な輪郭内と(六八・六九)、大廣間椽東側欄間南から北へ第三の格狭間式輪郭内(六七)とに、前者は鈴蘭に二疋、後者は牡丹

に一疋、何れも便化したのがゐる。翅や其斑文等の便化は寧ろ當然で、又さうあるべきだが、頭部殊に吻の形が、何ぼ何でも誇張し過ぎてゐるのが頗る面白

七〇の二、牡丹に揚羽蝶の木鼻(掛鼻)

九・七〇の二。

此所に掲げた挿圖の一例(七〇の二)は、大きさ約一尺×一尺×七寸(厚)の木鼻で、某建築に用ふるため新に彫刻したものであるが、翅が背から生じてゐるところは少なからず感心しかねる。併し蟲躰の方は左程變でもないと思ふ。七〇の一に示した桃山時代の揚羽蝶と比べると、大分合理的になつてゐる。今左に試みに蝶がいつ頃から建築裝飾に用ひられ



(昭和十八年五月二十日・園造氏)

二條城二の丸御殿欄間の蟻螂

たか、記憶にあるのを書いてみると、

一、墓股の脚内、牡丹に揚羽蝶

鎌倉時代。長保寺多寶塔(和歌山縣海草郡・濱中村大字上)・浄土寺多寶塔(尾道市)・春日神社本殿(京都府綴喜郡加茂町大字鬼並)。

(滋賀縣栗田郡大石村大字富川)・御靈神社本殿(京都府綴喜郡加茂町大字鬼並)。

二、格狭間式輪郭内、其一、牡丹に揚羽蝶

桃山時代。二條城二の丸御殿唐門(京都市)・同大廣間椽欄間(京都市)

同。

其二、鈴蘭に揚羽蝶

二條城二の丸御殿遠侍椽欄間(京都市)

三、飾金具、蝶化牡丹唐草

桃山時代。醍醐寺三寶院殿堂(京都市)・醍醐寺五大堂須彌壇(醍醐寺山上伽藍、焼失)・金剛

寺金堂須彌壇(大阪府南河内郡長野村)・同多寶塔須彌壇(同上)。

四、瓦當文様

桃山時代。姫路城(姫路市)・妙心寺塔頭天球院塀鬼板(京都市)

五、石燈火袋

江戸時代。宇佐神宮石燈(官幣大社・大分縣宇佐郡)

位であるが、工藝品其他に用ひられてゐるのを數へあげると、もつといくらかもある、例へば神輿の金具等は其一例である。ここでは夫等に觸れないで、欄間の蝶に就いて記載を試みることにする。

其一 鈴蘭に揚羽蝶(六八—七〇の1)

車寄から遠待にあがつて直に左手の廣椽、即南側の椽の上方には、他の部分と同様に、箴欄間の中の格狭間式の輪郭内に、いろいろ美しい彫刻を入れた欄間が竝んでゐるが、それ等のうちの最東端のものは、下に小さい笹を添へた鈴蘭に蝶が二疋はつてゐる(六八)。一は殆んど中央に左を向き、一は右手に稍や左に向いてはゐるが、先づ正面である。さうして前者は後翅に「尾」を刻み

だしてあるが、脚と胴體とは例によりいい加減に不自然極るほり方がしてある。後者は後翅の後方が薄暗く、随分奥へ引込んであるから、脚達の上で足元に氣をとられながらでは、充分に見届けがたく、従って尾の有無は判明しない。

此等二疋の蝶は實に愉快極る面相をしてゐる、といふのは吻——渦になつて下唇鬚の間に卷込まれてゐる——が象鼻の様に前方に突出してゐて、口は別に其下方に刻してある事である。殊に後者(即向つて右の方)の分は、「吻」が全く象鼻化し、其先端には圓形の孔があけてあり、眼は退化して小さくなり半球形に飛び出し、其下方には上顎と下顎とを有する少しあいてゐる様な口がほつてあるから(六九・七〇の一)、それは實に面白い顔をしてゐる。而も鈴蘭の花は何れも下を向いてゐるのに、蝶は上の方に居ながら口器(吻)を殆んど全部伸ばしてゐるので見ると、相當に食意地のはつてゐる種類らしい。大體あの圖體であの吻で、鈴蘭の花の蜜を吸はうといふのが無理である。この取合はせは、圖案

としては面白いが實際とは大分かけ離れてゐる様に思はれる。

### 其二 牡丹に揚羽蝶(六七)

同じく二の丸御殿大廣間東側椽の欄間、南から三つ目の格狭間にあるが、何分光線が不充分で薄暗く、且つ後ろが紙貼障子だから甚だ見憎い。朝早く行つて椽に光線が直射してゐる時、反射でもかけなくてはよく見えまい。とにかく大廣間の椽の欄間のうちには、合計四十八個の格狭間式輪郭をもつた極彩色彫刻を入れてあるうち、揚羽蝶は後にも先にも唯一疋である。

格狭間も慕股も、共に中心線から左右は同形である。然るに慕股内の「牡丹蝶」は殆んど鎌倉末に限られ、いつも左右相稱の平面的圖案的で、且つ原始的彫刻である。然るに室町には殆んど見出されず、桃山以降はきまつて「猫」が居り、さうして左右相等しからざる立體的繪畫的で、彫刻としては大に進化してゐるので、換言すれば鎌倉末に發生した「牡丹蝶」が、桃山になつて全



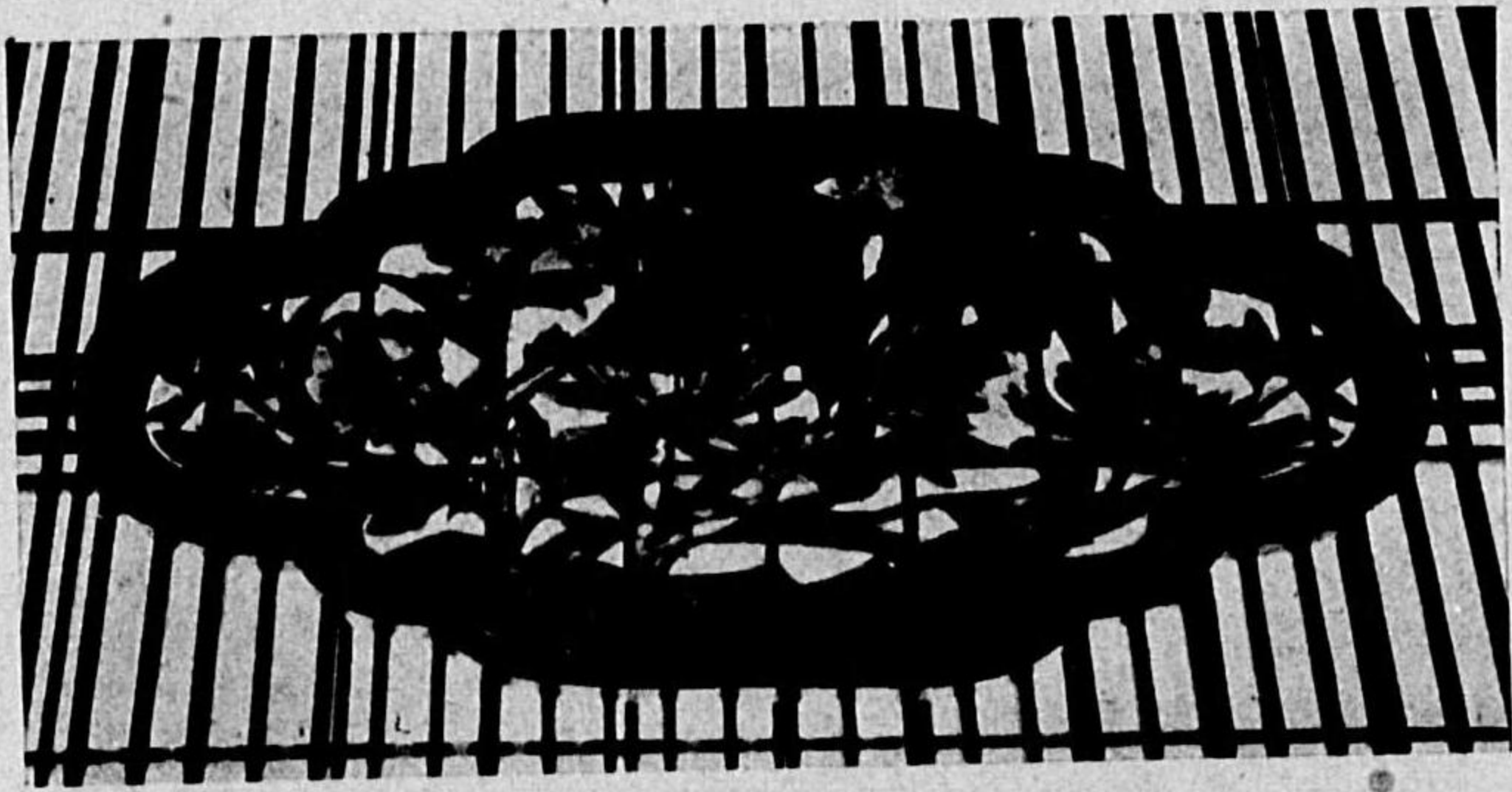
く見違へる様になったのである。鎌倉や室町では、未だ欄間がこの様に發達をしてはゐないから、従つて「狹間飛入彫物」の様な式のものはないが、今ここには格狹間式輪郭内には「牡丹」と「蝶」とだけで「猫」のゐないのと、其蝶も鎌倉末の墓股脚内の彫刻式ではなく、中央の花の上に大きな便化した揚羽蝶を一疋浮彫にしたのが、公式を外れてゐて大に面白い。さうして蝶はやはり左向きである。

此彫刻に於いては蝶が中心飾をなしてゐる。今では變色して了つてゐて判然しないが、當初は花と葉と蝶とで、とても美しく色がつけてあつたのであらう。曩に記した蜻蛉でも、同様に中心飾にしたのであらうが、何分保護色を帯びてゐるので、殆んど居るか居ないか判らない。だから擬装の標本にはよささうだが、中心飾としては大して役立つてゐない様である。併しこの揚羽蝶は、夫がジャコウアゲハか何かでない以上、こんな所にあるのは損である。さうして此

蝶も吻を一ばいに伸ばしてはゐるが、前例程の甚だしい誇張もなく、胴體も勿論寫生には遠いが、後翅には「尾」もあり、全體としての出來はよろしい。圖は小さくて判然しないかも知れないが、はっきりさせるため蝶の周圍を黒くしておいた。

二の丸御殿唐門の正背面共、控柱上の部分には、牡丹に二疋の揚羽蝶が飛んでゐるところがほつてある。つまり揚羽は全部で四疋ゐる。四疋共さうかどうか、全部町嚙に見たのではないから、誤つてゐるかも知れないが、少なくともそのうちには、やはり吻は象鼻の様に前に出で、其下に普通の口がほつてゐるものもある。當時の彫刻家は、蝶の口器に就いては、全然注意をしなかつたのであらう。だからいつどこにあつても、蝶の頭部は象鼻の様なもの下に、別に上顎と下顎とを有する普通の口をつけたのかも知れない。

(昭和十七年十一月三十日稿・同十八年三月一日補)



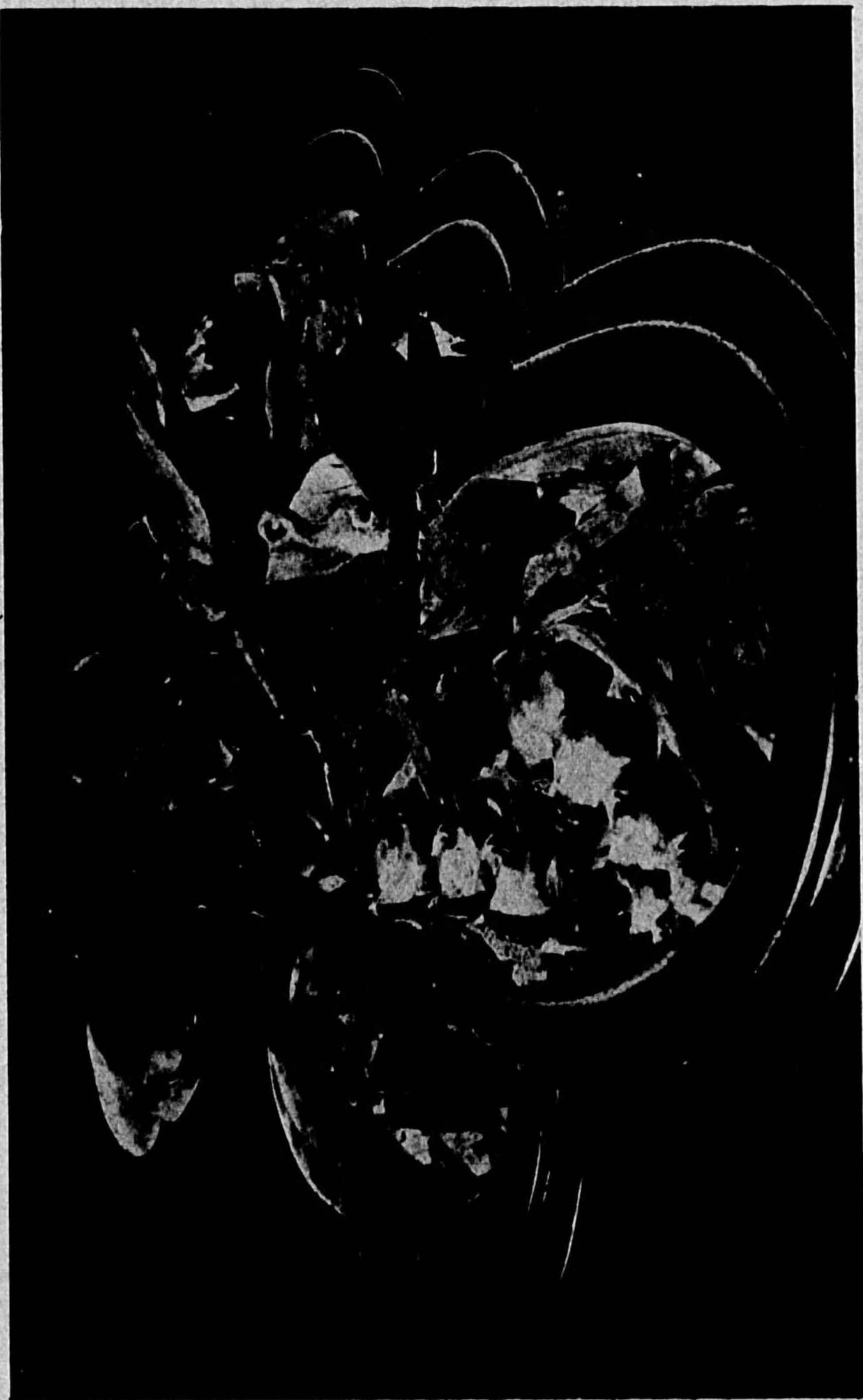
上、六七。二條城二の丸御殿大廣間東側  
廣椽欄間の一「牡丹に揚羽蝶」

下、六八。二條城二の丸御殿遠侍南側  
廣椽欄間の一「鈴蘭に揚羽蝶」

(兩圖共昭和十七年十一月二十日)

上圖は左向きに一疋、中心飾をなしてゐる。東側の薄暗い場所  
で、逆光線で甚だ見憎い。下圖は尙ほ暗く、反射光線を利用しな  
ければ殆んど見えない。これは蝶二疋、一は中心に他は右手にゐる。

官幣中社嚴嶋神社末社荒胡子神社本殿



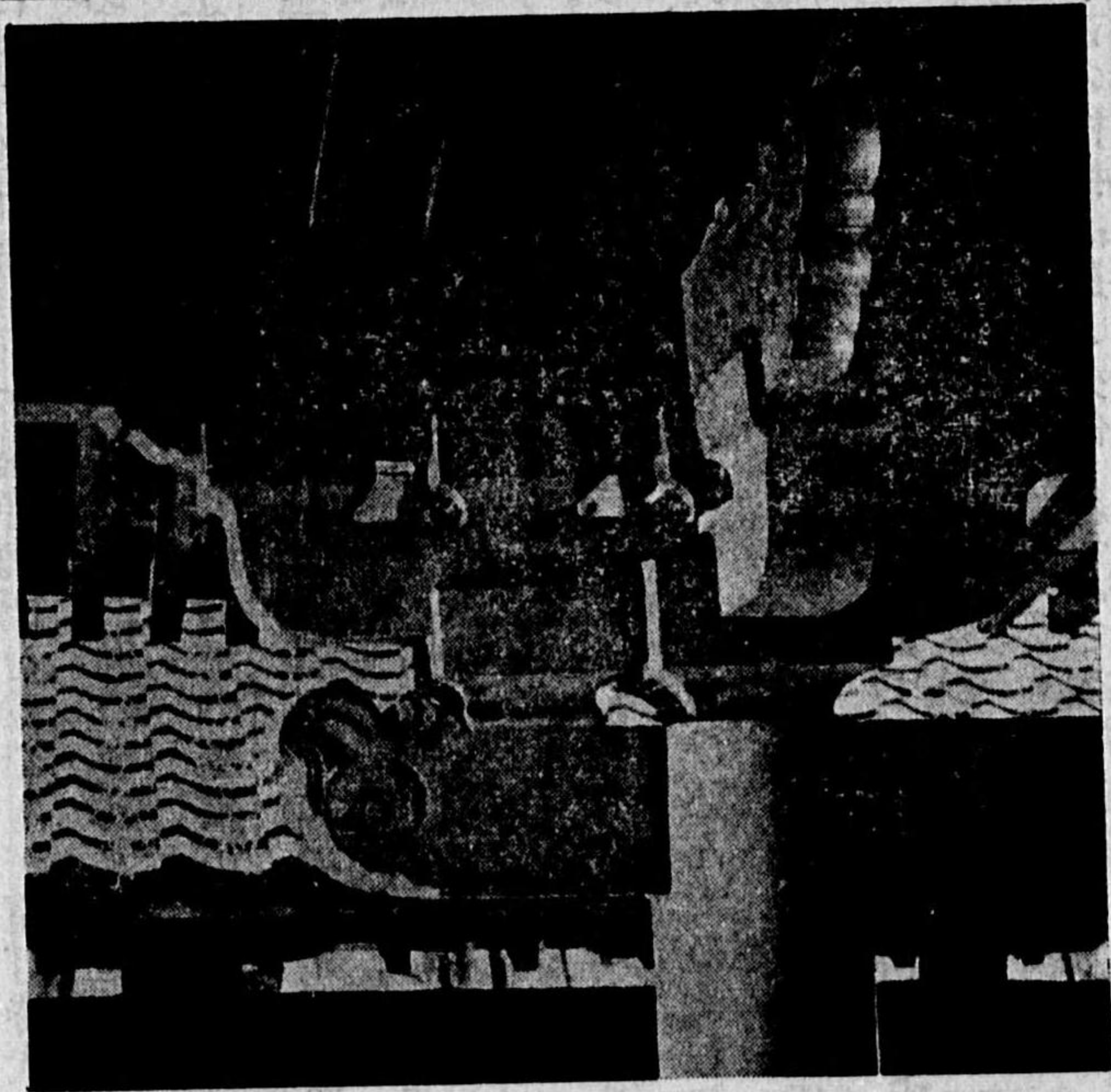
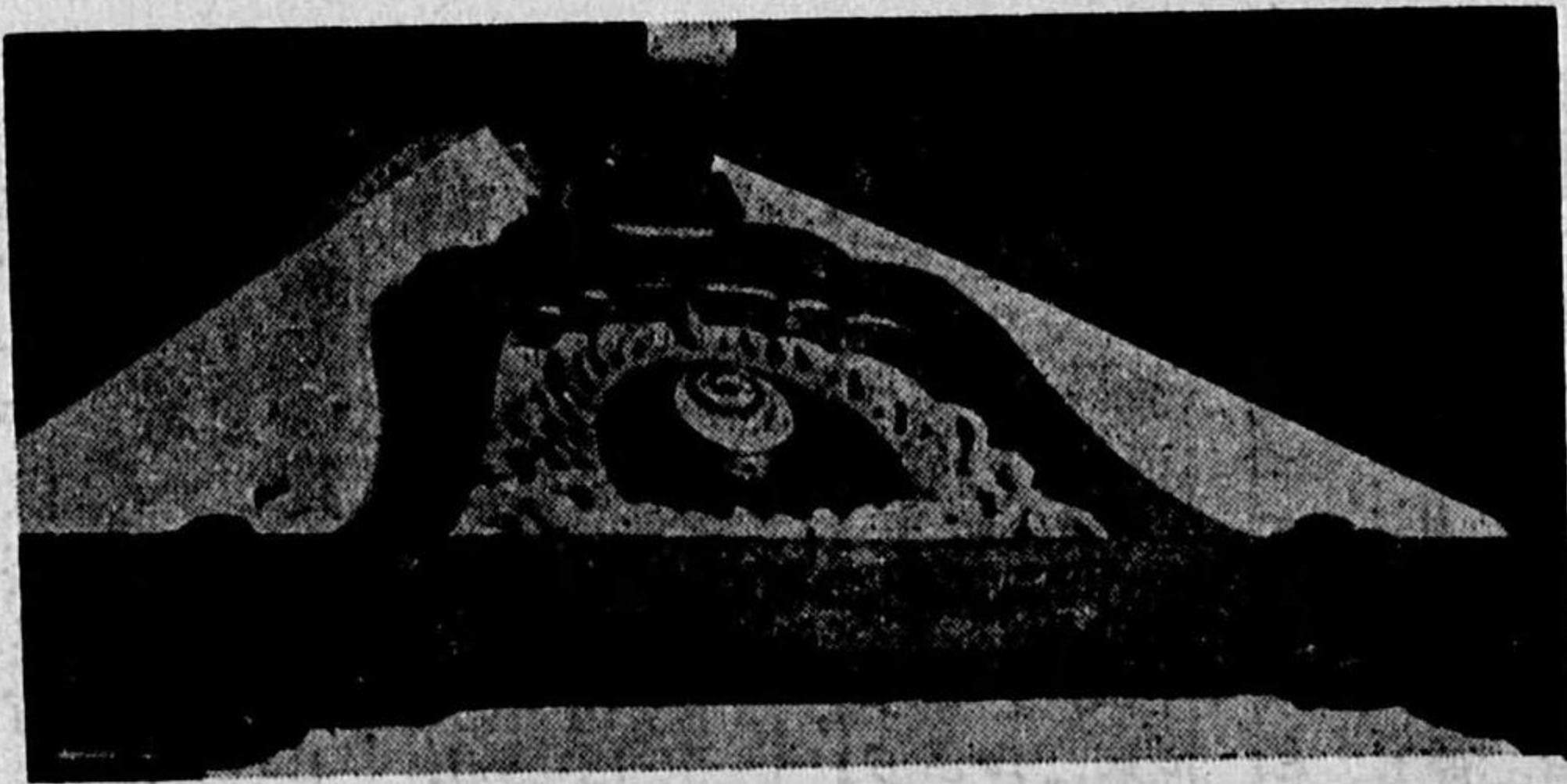
六九。遠待南側欄間の蝶を主とした寫眞

(昭和十七年十二月十日)

荒胡子（アラエビス）神社は客神社の左斜後方に、西南面して建つ小社殿で、五重塔の眞下に位置してゐる。明治三十七年二月十八日、特別保護建造物に指定されたが、其解説に

創建年代不詳、仁治元年の文書に其名見えたり、天正十九年十一月毛利輝元再建、當時の棟札を存す、小建築なれども其葦股及彫刻其他の手法頗る美にして一間社流造の好標本たり、

とある。これが元になったと見え、【日本古建築精華】・【日本案内記】・【日本古美術案内】等、何れも天正十九年建立説が書いてある。私は何回か嚴嶋神社に參拜し、其度毎に必ず荒胡子神社にも參つたが、やはり桃山だと思つてゐた。だから昨年十一月、常庵會の人人と同行した時も、桃山時代のものとして話を初めたところ、禰宜の野阪元定さんから、この建築は先年修理をした時、室町時代の棟札が発見されたと同つた。「室町の棟札の発見は岡田君のお手柄です」と傍らの岡田技師を省みて言はれた（七一―七四）。



上、七三、荒胡子神社本殿葦股（昭和十一年八月二十四日）  
下、七四、同 向 拜（昭和十一年八月二十四日）

先年、今では奈良市に編入されたが、不退寺南門を誰でもが室町時代の建築だとばかり考へてゐたのに、修理解體して見たら、例の中央大墓股上の、化粧棟木に接せる實肘木の上端に「正和六年正月廿四日」の墨書があつたので、鎌倉時代の確證を得、小生は早速訂正をしたりした事があつたが、今度も早速さうせねばなるまい。私は野阪さんの言葉が終ると同時に岡田さんにいつですかと尋ねた。

「嘉吉ですよ。修理の時野棟木にはつてあつた新しい棟札をはがしたら、下からでて來ました」ときいたので、「今の今迄桃山と思ひ込んでゐましたが、お聞き及びの通り嘉吉の棟札がでた以上、たとひ天正十九年の再建としても古い材料も残つてゐたと見てよろしい、それでは改めて室町時代とします」といったものの、少しばかりきまりがよくなかつた。  
京都へ歸つてから、嘉吉の棟札は長い文句ときいてゐたので、田さんへ手

官幣中社嚴嶋神社末社荒胡子神社棟札写

奉造<sup>五</sup>意<sup>亥</sup>御社<sup>檀</sup>檀<sup>宇</sup>

右鳥天長地久御願  
諸人快樂別者信心念大<sup>多</sup>

久御願圓滿天下泰平國王豐饒殊者社頭安  
念大<sup>多</sup>主惡病自在<sup>災</sup>子樂一切所願皆令滿足

小者社頭安穩與隆佛法社教力神官息<sup>災</sup>延命  
皆令滿足故也 嘉吉元年<sup>辛</sup>正月九日<sup>初</sup>申願者<sup>為</sup>里郎<sup>左</sup>衛

延命人法繁昌  
大<sup>三</sup>藤原松右衛門尉友國  
里郎左衛門尉宗氏

官幣中社嚴嶋神社末社荒胡子神社本殿

右から左へ順につづく。杉杵板、長四尺一寸三分、幅二寸三分。  
(厚二分乃至二分五厘)

紙を出し、できたら寫しを送って戴き度いと御依頼をしたところ、早速寫してくださった。少しばかり異った文字もある様だから、出来るだけ似た字をかいて凸版として掲げておく(七五)。杉杵板、長四尺一寸三分、幅二寸三分とあった。其寫しは略ぼこの割合をもった細長い紙に、充分の注意をもって一點一劃苟もせずといった調子に書いて戴いたので、大に参考になったが、棟札の上部が一直線か多少山形になってゐたか、厚さはどの位であつたか、更にまた修理はいつ始まつていつ終つたか、其程度はどうであつたか、等も知り度かつたので、先方へは御迷惑至極で恐縮はしたが書面を以てお尋ねしたところ、十二月二日附で詳細御通知を戴いた。参考になるから抜書をしておく

- 一、修理期間。昭和十四年七月十日着手、同年十月六日竣工
- 一、修理程度。屋根檜皮葺全部葺替、千木勝男木鬼板及箱棟の大部取替(舊材の一部は小屋裏へ保存す)

階段及椽板 叩き落しの上布着せ下地、朱漆塗

勾欄研落しの上紙着せ下地朱漆塗

大床下墨研ぎの上中塗上塗(朱漆)

胡粉塗の個所全部剥ぎ落しの上塗替

其他漆塗の個所は漆拭立

極彩色の個所は其儘手を入れず

一、棟札の打付ありし場所

野棟木下端

一、其上に打付ありし新しき棟札

明治十七年甲申舊五月十二日

一、棟札の厚さ

實測しあらざるに付確實なる寸法判明せざるも記憶に依れば約二分乃至二

分五厘

一、棟札の上部

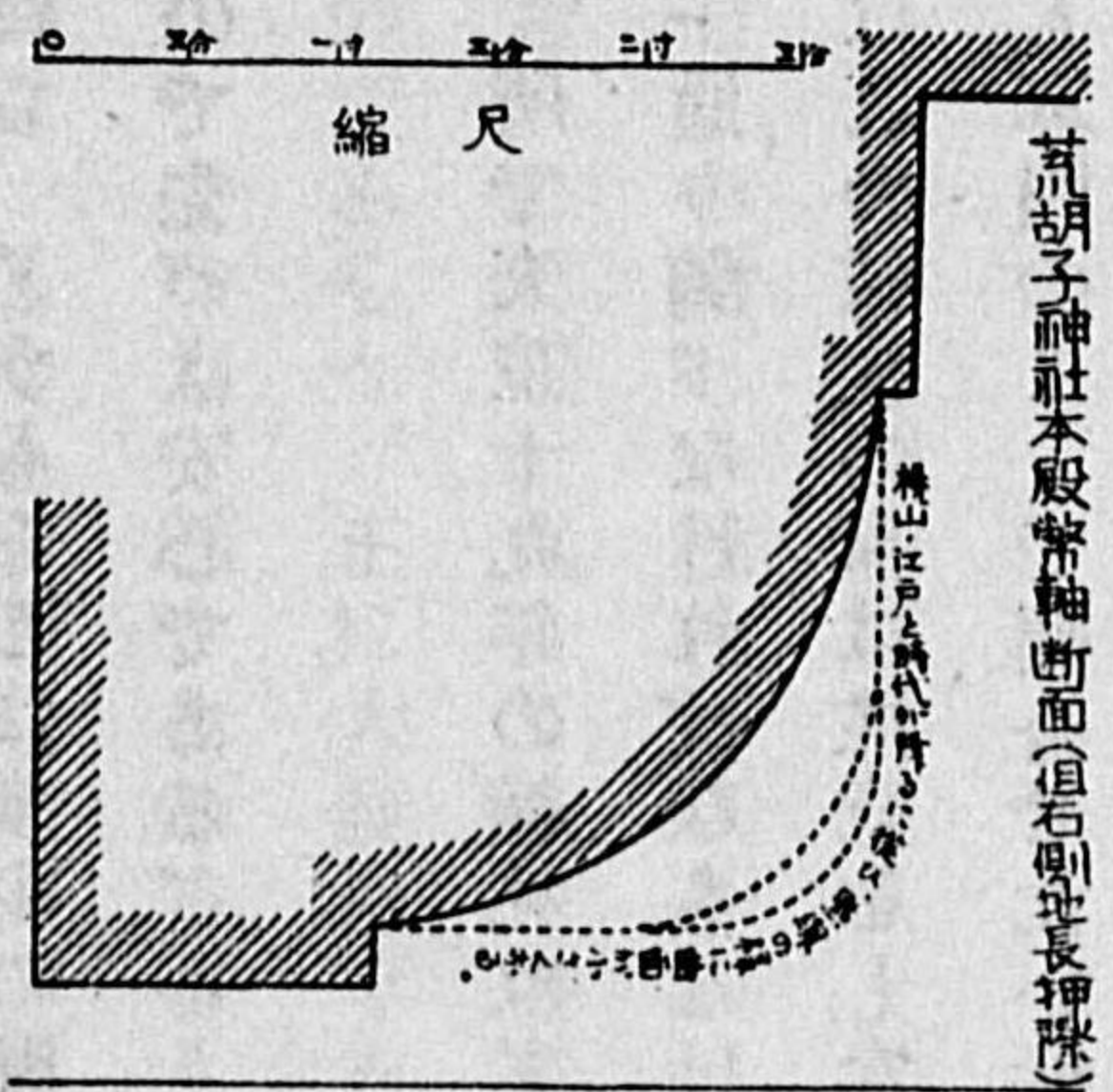
「形と記憶す

以上で修理の程度はよく判る。屋根の檜皮葺替に際し、野棟木下端に明治十七年の新しい棟札がはりつけてあり、更に其上にもう一枚、棟木下端との間に古いものの端が見えてゐたので、上のをはがして見たら下から大變なものが出たのであらう。正に大発見である。この様な棟札があった時は、長さとは幅さとはかりでなく、厚さを知る事も必要だし、其上が平たいか山形か、上幅と下幅と異なつてゐるか同じか、つまりいくら細長くとも長方形か、或は又上が山形で下幅が狭くなつてゐるかといふ様なことは、棟札の形式の變遷を知る上に必要である。私の乏しい経験では、鎌倉は勿論、室町でも未だ長方形であり、今日

見る様な(即上が山形で下幅の狭い)のは桃山位からと心得てゐる。岡田さんが細心の注意を以て書いてくださった字は室町と見られるが、これで札の形が山形で下狭ときたら、どうもそこに多少の疑が残されるのであるが、「形と記憶す」とあつたので先づは安心である。

所で天正十九年の棟札はどうなつたか、「當時の棟札を存す」とある以上、一通り調べなければならぬ。既記の通り筆者は何回も參拜してはゐるが、實はこの棟札の事は注意をしなかつたので、社務所で尋ねた事もなかつた。他にも専門のことで問合せたい件もあつたので、もう一度岡田さんへ書面で伺つてみた。自分で出かけるに限るが、今の場合到底夫はできかねたから。さうしたら三月八日附で「天正十九年の棟札は、早速社務所へ行って彌宜さんへ伺つてみたが、神社の棟札を寫したものを綴込んだ帳面のうちにも、社務所にある見

易い古文書中にもないから、心がけておいて見當ったら至急知らせる」といふ意味のお返事を戴いた。これで見ると、元はあったのが、何かの都合でなくなつた——あるかも知れないが急に見出せない——のかも知れない。



七六

建築の細部の繪様線形、つまり木鼻・手挾  
 臺股等、桃山にしてはよすぎるとして、正面  
 出入口の幣軸の断面はどうなつてゐるだらう  
 か、實は一度も注意をしたことがなかつたの  
 で、序に其断面の實測をお願いしたら、七六  
 に掲げた様なのを送つてくださった。勿論桃  
 山へ入つたからとて、直に連子窓の額縁や幣  
 軸の断面が、きまつて新しい形をとるとは限らないが、これ等は何も知らずに  
 見たのでは、どうしても桃山とは思へない。室町以前とするのが穩當である。

旁天正説は正しいとしても、差向き此建築はもう一時代くりあげて、嘉吉元年  
 即ち室町時代中期より以前のものにきめた方がいい様である。

(昭和十八年三月十一日稿)



圓光寺本堂柱の銘文

圓光寺は滋賀縣野洲郡野洲町大字久野部にある。野洲驛で下車、停車場前をつき當り、左に曲って六七町ばかり——だと思つてゐるがもつと近かつたかも知れない——行くと、左手に一町ばかり入ったところに大きな寺の本堂が見えるのが、即此である。

昭和十七年二月十三日、私はN師の來訪を受けた。一月三十日から二月十二日迄、私もある突發事件のため不在であつたが、其不在中に京都で突發したある事件のためN師は私が歸宅した頃を見はからひで枉駕されたのであつて、圓光寺の件ではなかつたが、序だからといふので、先日同師が此寺を尋ねた際、發見された銘文について話された。同師はほんの寫生した文字を示されたのと、僅に「康元」の文字の拓本だけを見せてくださった後で、自分は近日もう一度用事で行くから、君が若し行つて見る氣があるなら、序に案内をしようと申出られた。



七七. 圓光寺本堂全景(昭和十八年二月十九日)

寫眞にすると大分よく見えるが、實物は見劣りがする。銘を刻んだ柱は正面中の間の向つて左手の柱の上部で、正面は吹放しになつてゐるから、さうして入つて見ることは自由だから、行けば直に見ることができる。圖の右方の石層塔は重美で、康元の刻銘があるといふ。此石塔の背景は元の鎮守大行事神社で、

其本殿は國寶である。

仍て見學は二月十九日ときめ、N師と一緒に行つて頂く事にした。大きな本瓦葺の堂(方五母屋)が遠方からいい目標になり、畠の中に建つてゐるから直に判る。N師の調べによると、「寺記に康元元年丙辰八月、九州の高西氏が後深草天皇の勅命を奉じて再建、文安三年佐佐

木政頼修理、元龜の兵燹を免れ、寛永元年内部を改造し、舊圓光坊の諸佛を併安し、大佛瓦工江川氏をして屋根柿葺を本瓦葺にした。寶永元 天保九、慶應四、明治十四修理」とある。いつの時の修理か知らないが、折角の銘文のある柱の銘を刻んだところへ長押を取付けてしまったので、上の方に「康元」と辛ふじて見え、長押の厚さ五寸ばかりの間はかくれて了ひ、其下にまたいくらか文字がでてゐる始末（七八）。随分思ひ切つてひどい事をしたものである。

七八 圓光寺本堂柱刻銘

（昭和十八年二月十九日手拓）



「後補」「長押」の文字の間の垂直白線は、後補長押のつき目を示す。

本堂の正面は全體吹放しになってゐるが、在銘の柱は正面の石段を登り、外陣と内陣との境、中央の間の向つて左手の柱に、外を向いた方に刻してあるから、

入つて見れば直に誰人にも見えるのである。後補の長押から上に大きな文字で

康元

と見え、長押の下に

二 十丙手金

三 十六壬上棟

同十八甲戌柱立

とある。「康元」はいいが、長押から下の文字に少しばかり文句がある。抑も「康元」といふのは、今を距る六八七年前で鎌倉初期なのだから、全體がこの時のものだと申分はないが、現状は此時と推定できる圓柱と、はっきり言へないが舟肘木が二三本位残つてゐるだけで、あとはよくもこの様にかへてしまつたと思はれる位、勝手に模様變をしてしまったのだから、どうも何とも手のつけ様がない有様である。其上に「康元元年」は即「建長八年」で、建長八年の十月五日に康元と改め、更に康元二年三月十四日に「正嘉」と改元されてゐる。

だから二年に亙つてゐるとはいふものの、事實は僅かに五ヶ月と九日で、まる半年に足りないのであるから、近頃の元號でいへば大正元年の様なもので、極めて短いのであるのにも係らず、美事な文字で柱に刻まれてゐるのだから、寧ろ珍品である。夫だのに無残に長押で康元の下を五寸ばかり隠して了ひ、どうも判断のできない様にしてしまったのは、何といつても惜しい次第であるが、左にできるだけ検討をしてみようと思ふ。

割書の左の方は、長押の下から「」の様な文字が少し見えてゐる。これは「乙」の下か「巳」の下か何か判らないが、其下の「同十八<sup>甲</sup>在柱立」とあるのを考へる事にする。先づ初めの「同十八<sup>甲</sup>」とは何か。前記の通り康元と改元されたのは十月五日だから、十一月以前には先づ其元號を用ふる事はあるまい。夫から康元二年四月以降も恐らく新元號の「正嘉」を用ひたらうから、さうすると康元元年十一月から同二年三月迄として、各月の朔日の干支は

元年 十一月<sup>子</sup> 十二月<sup>午</sup>

二年 正月<sup>亥</sup> 二月<sup>巳</sup> 三月<sup>亥</sup>

さうすると、何月かの十八日が「キノエイヌ」に當るのは、朔日が「ヒノトミ」でなければならぬ。さうすると「同十八<sup>甲</sup>」の「同」は「康元二年二月」といふ事になる。

次に其下の「在柱立」の一番上の字は「石」だが、夫が左によつて居り、ある文字の偏だけが残つたか、或は初めから偏だけしか刻まなかつたかであらう。併しつくりが消滅したとも思はれないから、さうすると何故偏だけほつておいたかが判断がつかない。或は「礎」の字をほるつもりであつたか。「礎」の上に「柱立」をしたとすれば、石へんだけでも、どうにか意味は通じなくもないやうに思はれる。

次に割書の右の方「二十<sup>丙</sup>手金」であるが、「刀」は「寅」の代りによく用

ひられたとして、これもある年のある月の二十日の干支が「ヒノエトラ」に當る日を探すと、いくらでもあらうが、常識を以てして康元二年に最も近いのを探すと、ある月の朔日が「ヒノトヒツジ」(丁未)でなければならぬ。それは建長五年八月か正嘉二年九月にしかない。それがどちらも工合がわるくて間に合はないとすると、日の干支を間違へたと考へるより仕方があるまい。尤もこれを「二月十日<sup>丙</sup>とみると、やはり「康元二年二月」で丁度よくなる。

其下の「手金」であるが、「手」はいいとして次はどうも「金」の字を左へよせてほつたらしい、従つて細く長いから、恐らくこれも偏だけで、傍をやめたらしい。此も別に磨滅した痕跡もないし、どうも初めからほらなかつたと思はれる。つまりまともにほれば「手鋦」となるので、「ちような」である。手鋦初を何年何月かの二十日に行ったのであらう。手鋦初よりも先に立柱式を舉行する事はあり得ないから、この「二十」を「二十日」とはみられない。さう

すると「二月十日」が正しいことになる。即二月十日に手鋦初の式をやり、同十八日に立柱式を舉行したに違ひないと考へる。

其次即最後に「三 十六<sup>上棟</sup>」だが、「三」の下に字がないけれども、これは「月」の字があるのであらうとして、「十六」の下にも「日」の字を考へ、十六日が「ミズノエトラ」になるためには、其月の朔日が「ヒノトキ」(亥丁)でなければならぬ。さうすると康元二年一月か三月(丁亥)しかない。三月十六日とすると正に干支も合ふから、多分夫でいいのであらう。立柱式と上棟式との間が餘り短いようだが、總て用意しておけばできない理由はない。だから今さう假定すると、これで何とか此の數字の解決はできる。

要するに此刻銘は康元といふ字が大きくて立派であるだけで、いつ頃の無理解な修理——田舎の大工には罪はない、時の住職がいけないのである——に

より僅か幅五寸の長押ではあるが、折角の刻銘に疵をつけて迄、途中で切斷してしまったために、何が何だか判断のできない様にしたのは、惜みても餘りある次第、同時にまた文字も石偏や金偏ばかりにして傍を忘れてやめたのか、或は又略したのか、洵に中途半端のものになってしまった。強て想像を逞くすれば、「康元二年巳」だらうと思ふのである。つまり「二年」と割書の「丁」の字が後補の長押で隠されて了ったのだらう。併し私はどうも専門違ひで、これ以上穿鑿ができかねる。識者の高教を待つ。

(昭和十八年三月三日稿)

朝鮮全北

# 金山寺石鐘

金山寺と呼ぶ寺で可なり有名なのが内地にある。場所は岡山縣御津郡で天台宗。併しここでは朝鮮三十一本山のうちの一、全羅北道金堤郡水流面金山里にある大寺を指したので、其境内にある舍利塔に就いて、外國人の書いたもの、どうした次第か大きな誤りがあるから、知らずに讀んでさう信する事のない様に、其書物の挿圖と寫眞とを掲げて、一筆記しておかうと思ふのである。

金山寺には朝鮮に現在唯一の三重の大建築なる彌勒殿がある。この彌勒殿に向つて左の高地に、二重に石壇を造り、上壇中央に方形の大なる基礎を置き、上に舍利塔があり、この二重の石壇の前に五重石塔が立ってゐる。新羅時代に屬するもので、既に早く寶物に指定され、金山寺石鐘として登録されてゐる。二重の大石壇は姑く措き、中央の石塔のみを考察してみる。基礎をなせる方形の石は、方約六尺八寸五分、高さ約六寸五分、其四隅に獸



七九. Sari-thap or "Urn-pagoda", 9th century A. D.  
アンドリアス・エックルト著【朝鮮美術史】附圖複寫

面(八一・八四)——私の見た書物には何れも鬼面とかいてあつたが、これは獸面といつた方が適當である。併し獸面がつけてあつても鬼瓦と呼ぶ流義なら、これも鬼面で勿論差支はない——を刻み出し、其中央安置の舍利塔の周圍には、この礎

上に美しい蓮花瓣を陽刻してある(八一・八二)。

舍利塔即石鐘は、少しく背を高くした普通の石鐘の様に、傾斜側の少しく外方に張出した截頭圓錐體の如き形で(八〇・八一)、其上に九龍首を刻み出した石を置き、其上に蓮座を重ね、上は寶珠に終つてゐる。九頭の龍を刻んだ石は、誰が見ても明らかに龍であり、如何にしても他のものと見違へることはできない位、格段な形式であること、八一・八三等を見て知るべきであるのに、これをどういふ風に見違へたものか、子供の顔と思つたらしいので、而も挿圖迄明らかに人頭にしてあるのみならず、臺石上の蓮瓣も、謂はゆる四隅の鬼面も随分いい加減で、ひどい繪にしてある(七九)。其解説は次の通り。但し著者はアンドリアス・エックハルト (Andreas Eckardt) 書名は【朝鮮美術史】(A HISTORY OF KOREAN ART, 1929)

However uncertain is the date of the last described monument and the

reason for which it was put up, that shown in Fig. 122 (七九) is a genuine Buddhist sepulchral monument of the Silla (新羅) epoch. Like many commemorative pagodas, this stone bears the name Sari-thap (舍利塔) or "urn-pagoda," and comes from the Kum-san-sa (金山寺) or "Mcnastery of the Golden Mountain" in northern Tjellato (全羅道). The stone slab, which takes the place of a pedestal, is flanked by four animals' heads. A round oval-shaped block of stone, whose only decoration is a hoop at the bottom, rises from a rose-shaped centre piece and is topped by a frieze of ten children's heads, which give a fastal appearance to the whole memorial. The whole is crowned by a dome consisting of three stones laid one on the top of the other. This description of the monument is brief, but the work impresses of itself with all its simplicity, there are few moments in



the Far East which leave a deeper impression behind. A monumental beauty, but an atmosphere as of an unrealised dream, lingers round the whole.

(同書第70-71頁一部抜き書き)

右の引用文中、括弧内の漢字は私が勝手に入れたものである。其臺石は側面に動物の頭が刻みだしてあるとしたのは、鬼面とするよりよろしいと思ふ。併し舍利塔が薔薇状の中心部——とでも譯すか、原文は「ローズ・シェイブド・センター・ピース」だが——から出てゐて、さうして「十人の子供をほった繪様帯で上部が裝飾してある」としたのはどういふ次第か。間違ようとしても間違ふ事はできない龍を子供と思つたのは、過失とすれば致し方はない。誰人でも態態誤認すべく努力するものはないのだから。其上に著者は數を一つ餘計にしてゐる。九を十としたのは數へ方がぞんざいだからである。而も其「十人の子供の顔のために全體が大變賑かに見える」に至っては、随分ひどいでたらめ

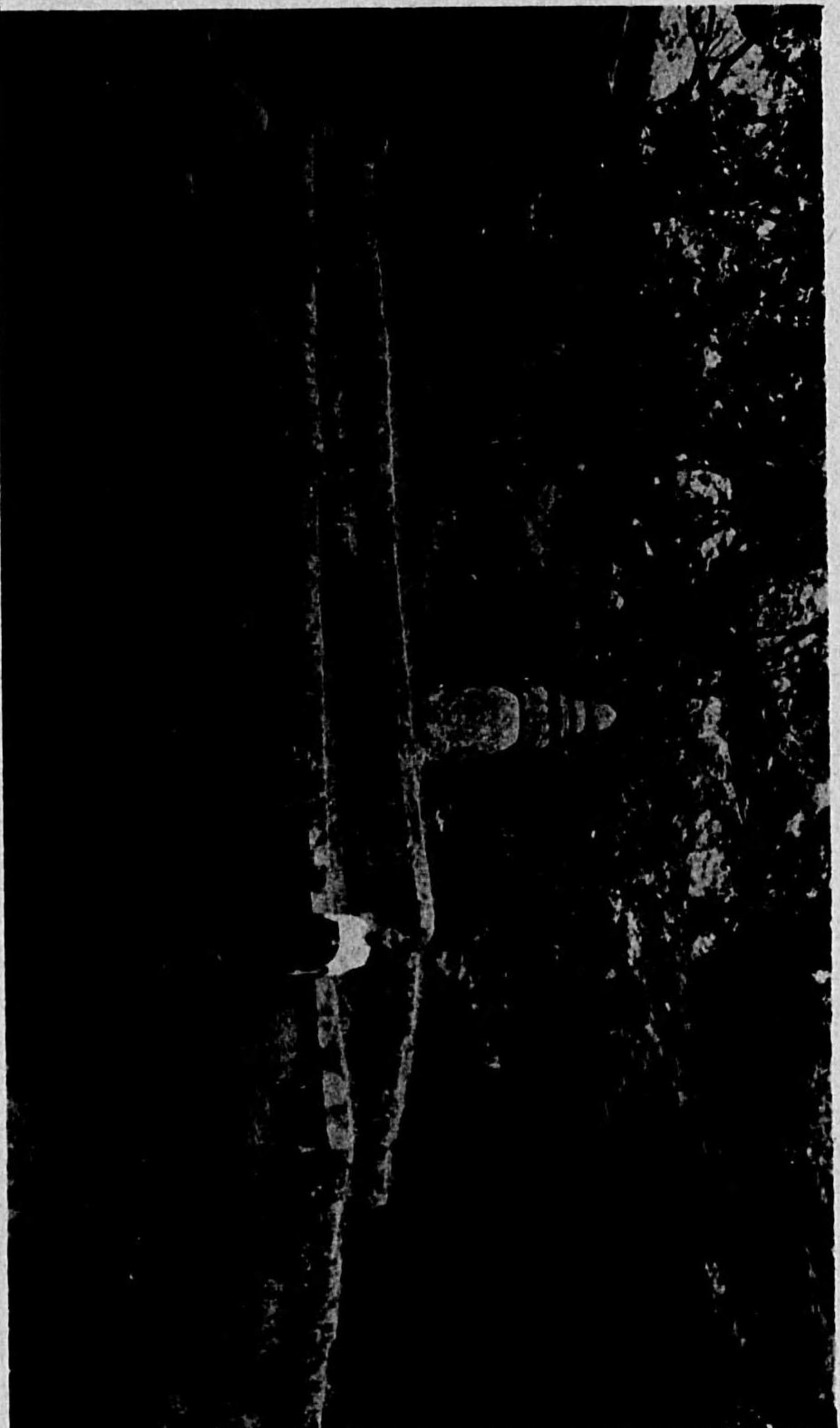
で、實物の九龍頭は何れも眞面目で嚴格な顔をしてゐる。

蓮花と薔薇との見違は外國人に有がちな誤りかも知れない。筆者は嘗て印度<sup>\*</sup>所在のベドサ窟殿の記事を讀んでゐる間に、内部佛塔相輪頂上につけてある花を指して「薔薇様の裝飾」としたのを見つけ、小さい寫眞版の挿圖によつても、夫が一見蓮花であることが判るのに、何故薔薇の様な裝飾(rose like ornament)としたのだらうと思つたが、更に實物を見るに及んで、たとひ後補のものであるにせよ、紛ひ様の無い蓮花であつたので、どうも普通の西洋人には判らないのだらう。かういふ所へ蓮を用ふのは、佛教徒にとっては當然過る位當然であるから直に氣がつくと同時に、耶蘇教徒等にとっては全然見當がつかないのかも知れない。エッカルト氏はどういふ職業の人か私は知らないが、これだけの

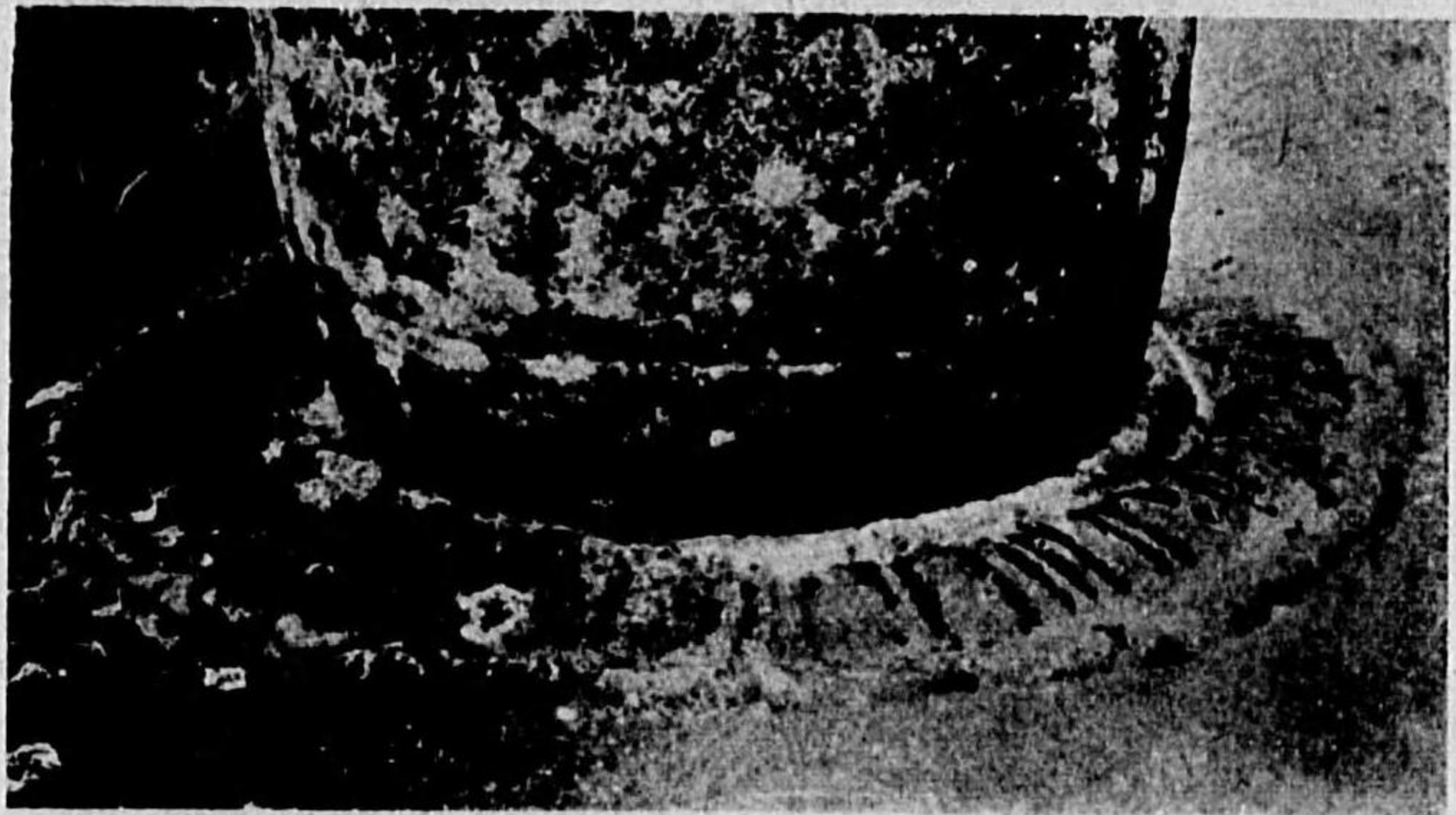
\* R. S. Wanchopp; BUDDHIST CAVE TEMPLES OF INDIA, p. 34

立派な書物を書いたのだから、いづれ相當長期間滯鮮したのであらう。果してさうならもう少し研究すればよかつたのに、他の部分はいいとしても、金山寺石鐘では少し失敗したのは氣のどくである。

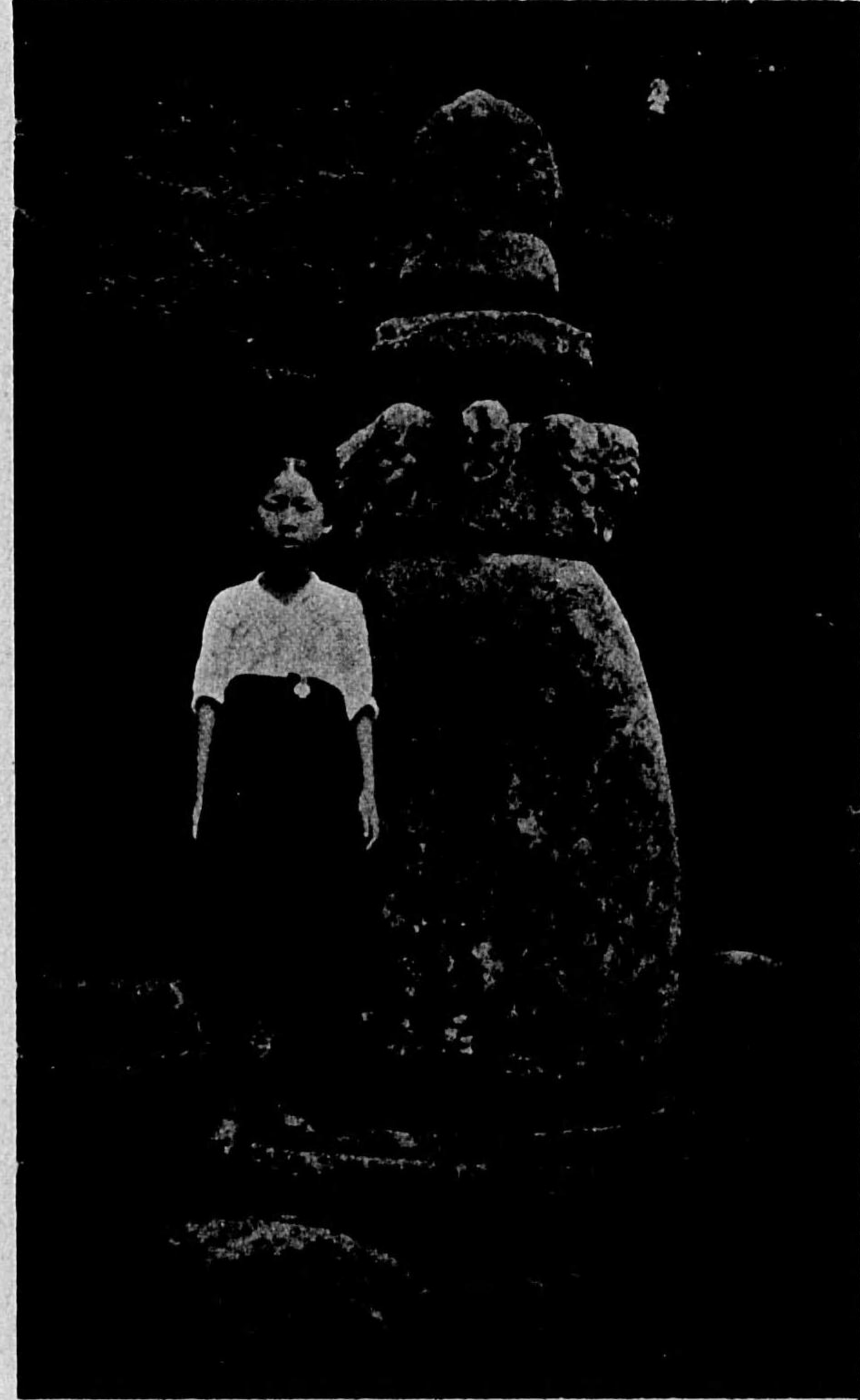
(昭和十八年三月三日稿)



100。朝鮮全北金堤、金山寺舍利塔全景(昭和五年九月四日)  
舍利塔は石鐘型で、大なる二重の基壇上に建つてゐる事此圖の如し。



下, 八二。金山寺舍利塔基部蓮座詳細  
上, 八三。同 上部龍頭詳細  
(兩圖共昭和五年九月四日)



八一。金山寺舍利塔近景

(昭和五年九月四日)

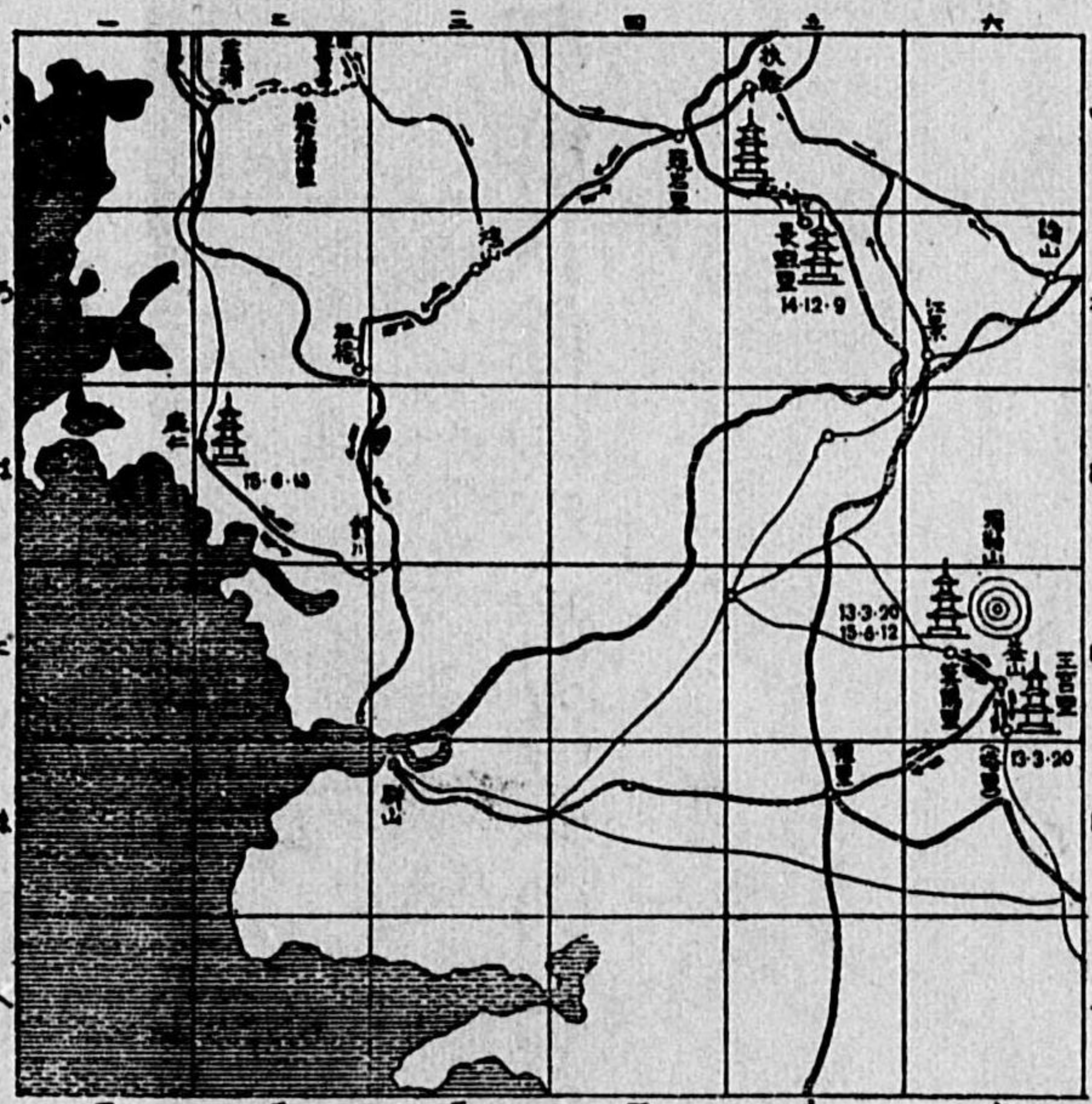


八四。金山寺舍利塔礎石四隅の獸頭(物差は曲尺の一尺・昭和五年九月四日)  
四隅の獸頭は「Animal's head」には違ひないが、明らかに厩化獅子である。

## 朝鮮扶餘の平濟塔系の石塔に就いて

（以下は非常に淡く印刷された本文が読み取れない）

朝鮮扶餘の平濟塔系の石塔に就いての地圖



八五

此地圖は石塔の所在と塔基の關係を示したものに過ぎない。昭和十八年三月九日刊

朝鮮に於ける百濟國の舊都扶餘には、當時の石造五重塔なる平濟塔が、唯一基畑中に建つてゐるのは、此地を訪問した旅人は誰でも知つてゐるであらう。此種の石塔は裡里驛に近い彌勒塔及び王宮塔以外に、近頃二基發見され、幸にはほんの一通りであつたが見學ができたから、初めの三基は既に嘗て雑誌【四天王寺】へ書いたけれども、後の二基

と合せて五基を圖示して、改めて紹介をしておく事にした。

## 一、平濟塔 (八五、い)

私は大正十四年九月初めて朝鮮へ行った折、扶餘へよつて此塔を見學しただけで、次は昭和十三年三月十九日、青陽から論山迄乗合自動車で走つた時、車の上から文字通り瞥見しただけで素通りをして了つたが、其翌年の四月二十九日は無量寺から扶餘邑に出でて松屋旅館に一泊し、翌三十日、十四年目で再度の見學ができたのであつた。

近頃では詳密な實測圖ができてゐるといふ事だし、又總督府在勤の年少氣鋭の技術家によつて詳細な研究が遂げられつつあるさうだが、夫等は餘りに専門的であり、大衆向といふ事はできないから、ここに紹介するのを控へ、其外觀

に就いて大體を記しておかうと思ふのである。

八六・八七でみる様に、此塔は初重特に大きく、隅柱(形の石)も太く背高く、第二重以上は各重遞減の割は多い。其全形は、現在は柵をしてあるので、夫が邪魔になつて見られない。以前は木柵であつたから稍やがまんができたが、今はセメントの柵になつたので、愈よ見たところが拙くなつた。

初重四方には銘文が刻してある。唐の高宗顯慶五年(百濟國義慈王二十六年、唐將蘇定方が十三萬の兵を率ひて百濟を伐ち、新羅は世子及び金庾信を五萬の兵に將として派し、夾撃して遂に百濟を亡したので、其顛末を此塔の初重四方に刻したのである。南面左方(向つて右)の柱形に篆書で二行に「大唐平百」「濟國碑銘」と題が掲げてあるから、略して「平濟塔」と呼んでゐるので、初めから「ヘイサイタフ」といふ名ではない。近頃この附近を發掘し、當初この塔を中心としてあつた寺の門・金堂・講堂等の址が判つたとか判りかけたとか、風の便りに

聞きはしたが、私が最後に行ったのが昭和十五年の六月で、此時は例の有名な軍守里廢寺の發掘が一通りすんでゐた位で、まだこの附近には手がつけてなかつたから、私は實地をまるで見てゐないので何も知らない。私は單に野中——詳しくいふと扶餘郡扶餘面東南里——にセメントの殺風景な柵に圍はれた秀高にして氣品の高い一基の石塔が建つてゐるのを知つてゐるだけである。其稀代の逸品の初重一面に、蘇定方が其功を記念するために、いはば文字等を刻して臺無しにして了つたといへよう。

此塔はあつた場所が場所だけに、随分前から其美術品としての價値は知られてゐた。三國時代の代表的石塔として、雷名天下を風靡してゐたか、兒童走卒車夫馬丁迄が敬意を表したかどうか、そこ迄は聞き洩したが、具眼の士は何れも讚嘆の聲を放ち、口を極めて褒め稱へたのであつて、未だ嘗て銘文をほつたりしたために、其美的價値を減殺したといふ話はきいた事がない。

夫所ではない。其方面の専門家の話によると、銘文の字はとても立派な書體ださうで、たとひ夫が草書であらうと行書であらうと、白文の漢文の方が英語の讀本等よりは遙により易いといつて、寺等へ行くと庫裡の襖に書いてある文字、我我だと一字だか二字だか判断のつかない様な文句を、一いきに讀んでしまはれるので、いつも驚異の眼を睜り、滿腔の敬意を表してゐるOさんが、さる所で偶然この平濟塔の話がでた時、隣りに坐つてゐた私に向ひ「唐代は一般に書が非常な發達を遂げた、殊に楷書は到底他時代の追隨を許さない、あれだけの字はとても眞似しようとしても、できるものではない。行書や草書にしても、例へば「不」の字を「ふ」とかくが、その「ふ」の字の曲つたところの曲線は、唐代のは鎌倉時代の海老虹梁の如く、何といつても締りのある立派な曲線だが、他の時代のは同じたとへを以てすれば江戸時代の夫の様で、だらしない拙劣極る曲線しか書けない。夫は何といつてもおそろしいものだ。だから

平濟塔の銘文だつて大したものだよ」と言はれた。このお方の本職は海に關係した技術方面だが、古建築にも頗る造詣が深く、殊に日本建築史に精通して居られるので、私によく判る様に話してやらうといふ思召から、「ふ」の字の曲線の説明に海老虹梁を持出されたらしいので、これは小生にも實によく判つた。文字の方面には全くの素人だし、白文訓點と來た日には生來の苦手だし、猫に小判で平濟塔の刻文を見ても全然判らないが、その様に立派な字だから、さうして夫が新しく刻されたものでなく、大分古色がついて一見文字の有無さへ判然しない位だから、今では反て貴重な銘文として、大に役立ってゐるのであらう。さう考へると文字を刻して臺無しにしたどころではなく、劉仁願碑殘闕と共に大段的の價値を有するものといへる。次回行く機會があつたら一つ大によく觀て來るつもりである。私も此銘文の標題だけの拓本を所持してゐる。まるで判らないながらも、初めて行つたとき、泊つた翌朝暗いうちに起きて、松

屋旅館からバケツへ水を入れて下げて行き、どうかかうか一人ですった記念品である。

各重軒の出は多く、軒口は薄く軒反りも適當で、まことに申分のない輕快な形をしてゐる。石で刻んであるのに、よくこの様に軽く見える様にできるものと、感心をするばかりである。慾には相輪があつたらば、どの位よからうと思ふ。夫は金銅であつたか石造であつたか、どちらにしても合理的だが、自由に想像してみると、金銅製の美事なものであつたのかも知れない。少しひまができて、さうして完全に近い實測圖でも得られたら、推定復原を試みたらばといふ考へが、今の所では少しばかりある。

八六は今からざつと十九年前の寫眞だが、三年前に行つた時は、近くに新しい碑閣ができたり民家が建つたり、あたりの趣は大分變つてゐた。どうも古を偲ぶのには、近所は淋しいに限る。此塔は基壇が一重だし、軸部の上、庇との

境に料栱に當る線形があつたり、さういふところに注意すると同時に(八七・八八)、軒の隅の所から少し入つた交會線上に、小さい穴があけてあるのを見逃してはならない。この穴から昔金銅の風鐸を下げたのである。

圖に於いて民家と塔との中間にある石像は、唐將蘇定方の像といつてゐるが、右手は肩からとれて了ひ、首も亡くなつたので平たい石を代りに置き、不思議な帽子を冠せてある。大部は破損してゐるが、格狹間が所所に残つてゐる位が先づ眼のつけ所であらう。寶物第何號、朝鮮總督府と刻んだ立石が、どうも調和がとれない。

## 二、長蝦里廢寺三重石塔(八五、ろ)

忠清南道扶餘郡場岩面長蝦里



此石塔の存在を知ったのは昭和十三年十一月の末で、朝鮮寶物古蹟天然記念物の第四回保存會總會にかけられた時で、私が最初の最後に見學し得たのは其時から殆んど滿一年の後なる昭和十四年十二月九日、扶餘邑の有力者で古い在住者Tさんに案内をして頂いたからであった。九日は土曜日で、朝は大變な霧であつたが間もなく晴れ、やがて曇りあとは晴曇をくりかへし、遂に雨となつた可なり寒かつたが、幸に無事に見學を了し、寫眞もとる事ができた。

朝九時半Tさんと一所に松屋旅館を出發した。乗物はなく片道約二里全部徒歩。初めの間はよかつたが、時刻の進むに連れ、下は氷つたままで地面の上の霜がとけだしたので、其歩きにくい事は言ひ様がなく、細い田舎道は一步を誤れば迂つて轉ぶし、兩側の畑の中へ入れば解けた土が足首一ぱいについて、ツツクの運動靴では殆んど歩けないし、随分に困らされた。

往路は邑内を出て約半里進んでから途を左にとつた。中井里部落の東端を通

り、約三十町を進み錦江の北岸に達し、渡河(勿論橋はなく渡船によるのである)してから更に二十四五町行くと、道路左手の畠中に目的の塔が見えた。だから邑から約二里とは、まことに適當な見當である。併し渡河後は迂る所が多い上に、甚だ判り難い。Tさんは時時流暢なる鮮語で、そこいらにある女でも子供でも、誰にでも尋ねてみて行けた位だから、話しのできない我我には、一人では先づ望みはない。だから最もよろしい方法は郡廳の其方面の係員に連れて行って貰ふことである。とにかく目的の塔の下に立つて感激しながら仰ぎ見た時は、正に十一時四十五分であつた。渡船(生憎船は反對岸にゐたのを呼んだので無駄な時間もかかったが)の時間も、迂らない様に努力した時間も入れて二時間十五分を費して達したので、距離の割合に時間はかかつた。見る方向によつては、倒れさうで随分あぶない有様、斜塔の代表たるピザのゾオモの夫などは、到底及ぶべくもない有様であつた。

八九は其全景であるが、錦江の南岸から長蝦里の部落を通過して南方へ約十町、

舊の塔里の高地の西、道路に向へる緩斜面に唯一基たつてゐるのを西方からとつたもので、高地は丁度背景になつてゐる。先づ塔を一通り観察し、此あたり一面に散布してゐた瓦片を物色した。文様のあるのは見つけなかったが、百濟時代と認められるのも相當にあつた。滞留一時間と四十五分、一時半に歸途につき、往がけと少し道をかへ旺浦里に向ひ可なり急歩したが、遂に途中で降りだし、三時五十分になつて邑内についた。夜に入つて雨も一層劇しく風も吹きだした。明日の天候が何とも見當がつかないので、豫ての希望を達し得た事を随分喜んだ。

塔の形は小さいながら圖で判るであらう。平濟塔によく似てゐて、少し細長なる比例をもつてゐる、つまり少しくきゃしゃなだけの差である。此塔の内部から梵文陀羅尼斷片、象牙箔押阿彌陀如來立像、木製箔押小塔三、等々の遺物が出たさうだが、夫等の多くが高麗時代のもつと認められるので、「本石塔ノ

造立年代ニ關シ參考トナスヲ得」と議案にかいてあるが、かういふものは後にも入れる事もできるし、塔其物は相輪を失つてはゐるが、私はやはり百濟末期位のものとしてゐる。總高約二十八尺。

歸途に渡河した時、Tさんは自轉車で邑内から駈つけて待つてゐた使者から一通の手紙を受取つたが、夕食のひまもなく即夜二三の人と共に急用のため京城へ出發の事になつたさうな。あの用事が朝きまつたのだと、此日は塔へ案内をして頂く等は思ひもよらない。さうすると自然郡廳へ迷惑をかけなければならなかつたらう。Tさんはさぞおつかれで、申譯はないと思つたが、私は洵に幸であつた。

### 三、庇仁面城北里廢寺石塔(八五。は。の二)

忠清南道舒川郡庇仁面城北里

此石塔も亦、昭和十四年十一月十七日、京城に於いて開會の保存會第五回總會の席上、寫眞により當局の説明をきいたので、是非とも見學を致し度く思ひ、翌昭和十五年六月十三日になって、前回同様扶餘邑のTさんを煩し、好晴に恵まれて目的を達し得た事は、今になっても洵に楽しい思ひ出である。

舒川行は長蝦里程簡單ではない。先づ扶餘邑から錦江西岸の窺岩里(八五。い。の四)迄。ここで鴻山(窺岩里から約四里。八五。ろの三)行の車へ、更に鴻山で板橋驛(鴻山から約三里。八五。ろの二)行の車へ乗り換へ、板橋驛から舒川驛迄は汽車へのるのである。舒川驛から邑内迄十一町だといふ。車はあるさうだが、餘程敏捷に行動をしないと取残され

て歩かなければならない。舒川邑から更に車で庇仁面の城内里(舒川から約四里)迄行くのだから、扶餘邑からだと汽車をぬいても合計十一里ある。先方で相當の間見學をして、十一里の道程を往復するには、車の都合が餘程うまく行かなければいけない。いけなければ舒川で一泊するか、汽車の都合がつけば群山へ出て一泊か、どちらかにしなければなるまい。今の状態では個人として車を雇ふことは到底むづかしいから、當分の間は随分時間が無駄になる覺悟をしなければなるまい。

私がTさんに案内をして戴いた時は、舒川驛に下車したら七分後れてゐた。連絡の車はなかったので、邑内迄歩いたら十五分かかった。そのためか當然連絡すべき庇仁方面行の十時にでる乗合自動車は既に發車してしまつた。これでは目的を達して扶餘迄歸る見込はないと思はれたが、Tさんと土地の有力者と相談の結果かどうかよく知らないけれども、ともかくも別に車を出すときいて

一安心をした。やがて其車といふのは大型の乗合車であつたので、唯二人のるのにこれはどうも大き過ぎると思つてゐたら、Tさんと私とだけではなく、有志らしい人が二人、警部の様な服装をした警察官と、平服の刑事巡査のやうな人(この人は舒川縣で私に何かきいたが、Tさんが代つて答へてくださった、多分其人らしかった)とのつてきた、だから合計六人であつた。警察官は何のために行つたのか、何かあの方面に用事があるので好機を捕へたのか、或は私の服装を見て怪しいとでも思ったのか、その邊は知らないが、扶餘邑及び其附近で誰一人知らぬものもないTさんでも、舒川では無力なのか知らと考へて見たりした。

車は大型のに僅に六人を乗せて十一時十分に車庫を出た。若し十時の間に合つてゐたら、もう先方へついてゐるのにと思はざるを得なかつた。この様な場合には時間が惜しくて仕方がない。其一時間と十分後れた車は、入念にも途中故障を起して、更に二十五分を無駄にしてつた。だから漸くにして目的地

についた時は、十二時が五分過ぎてゐた。夫からざつと一時間半に亙り、ゆつくり観察をしてから、Tさんと私と二人は塔の前の農家で湯を貰つて晝食を始め、他の四人は城内里迄引あげた。

私等は食後休憩一時間、二時半から二十五分間に三枚の寫眞をとつた。塔の前には刈り残した麥が少しあつたが、これは警察官から話して貰ひ、食事中に全部刈り取つたから、思ふ様な寫眞を撮る事ができた。此邊にも一面に百濟時代と見える瓦片が散布してゐたので、長蝦里同様寺址といふ事が容易に推定できたのである。

此塔(九〇)に關しては、第五回保存會議案に次の様にかいてある(米突にて記すは便宜尺に直しておいた)。

總高サ約二十尺四寸五分ノ五層石塔ニシテ初層ハ方一尺六寸餘、四隅ニ柱形ヲ有シ簡單ナル持送ヲ以テヤヤ出ノ多キ薄手ノ檐ヲ受ケ第二層以上モ同ジ趣ニシテ塔身低ク各層ノ屋蓋モ低平ナリ、現在第

四屋蓋ヲ缺キ頂ニハ露盤ヲ具フ。

塔身ノ屋蓋ヲ受クル持送モ簡素ニシテ且屋蓋ノ反リノ極メテ緩ヤカナルハ扶餘平百濟塔ノ式ヲ踏襲セルコトヲ示スモタダ彼ニ比シテ剛健重厚ノ氣風ナク秀高輕快ニシテソノ點扶餘長蝦里石塔ト趣ヲ一ニスルモノアリ。

當局の説明によると、此塔は新羅末か高麗初期位であらうとあつた。解説中に「現在第四屋蓋ヲ缺キ」とあるのでみると、上の最小な笠を第五重と見たらしい。併しながら現在第三重上の部分がこれでは落付もよくないのみならず、上の笠も第五重にしては少しく小に失する様であり、其上の露盤らしいものは反てこの謂はゆる五重目に比して割合に大きくはあるまいか。其上に最上の笠は第一乃至第三重に比して軒の反り方も少し異なる様であり、旁私は今のところ第三重以上は他の塔の殘缺が混入したと見られるので、最上部の露盤は第三重の笠の上に直に乗せても、それで充分形がとれやしないかと思つてゐる。以上は實物を見たときの考へであるが、ほんとうは實測でもしてみないと、はっ

きりした事は言へないのは勿論である。併し今假りにさうとしてみると、これは初めから三重塔であり、やはり百濟時代に建てられた寺の三重塔が、九輪以上を失つたが、幸に塔身は長蝦里石塔同様によく保存され、今日に及んだと見てよくはあるまいか。新羅には新羅時代の様式がある。いくら百濟の舊都に近いからとて、その時代の亡國の式を模さないでもよからう。だから私はやはり古いものとしておくのである。

午後三時二十五分庇仁發舒川行の乗合で歸途についた。夫からあとには此朝來た道を反對に、汽車の連絡も萬事都合よく、六時四十五分扶餘へ歸着をした。全くTさんの一方ならぬ厚意で、無事見學をすました事を喜んだ。

#### 四、彌勒塔 (八五、に)

全羅北道益山郡金馬面箕陽里

彌勒塔へ初めて行ったのは昭和十三年三月二十日で、第二回は十五年の六月十二日であった。随分以前から一見したく思ってたが、機会がなかったのと、不案内(行ってみれば何でもなかったが)なのでやめてゐた。併し最初の時は幸に總督府のOさんが、京城府發の時から同行し、修徳寺・長谷寺を経、彌勒・王宮の二塔迄すっかり案内をしてくださったので、何の心づかひもなく、全くOさんに依存といふ様な都合で目的を達することができた。

此時分は未だ樂に車を雇ふ事ができた。だから前夜一泊した裡里驛前の明治旅館から、金馬面箕陽里の彌勒塔への分れ道まで車を飛ばした。漸く見物人も

來る様になつたせゐるか、寺では塔の周圍に柵をつくり、料金をとつて見せるつもりらしく、いろいろの工風をしてゐる最中であつた。私共は塔の周圍を何回か歩き、又初重内部へ出入をして充分見學をした後、箕陽里の部落迄歩いたが、瓦片は一面にそこいらに散布してゐたし、又礎石等もあちこちにあつた。

大體この箕陽里といふのは、彌勒山の南麓にあるのだが、其部落の南方に大きな寺址が三つある。さうして今でも多くの礎石を残し、幢竿支柱は二基もある(九一)。彌勒塔は三つの寺址のうちの一つが、隆盛であつた時代に建てられた石塔で、背景の山とまことによく調和してゐる。九一・九二は寺址及び石塔の全景を見せたもので、九一に於いては右端は塔、其左の大きな二本の直立した石は幢竿支柱、左端に小さく見えてゐるものも亦、もう一つの寺址の幢竿支柱である。九二の山は彌勒山で、前景はいふ迄もなく箕陽里の民家、左端は石塔と前圖左端の支柱の近景である。

此所に掲げた二圖と、以前に雑誌【四天王寺】に「朝鮮の佛塔」といふ題で記した時、そのうちの圖19に示した石塔の全景と、都合三圖でこの鮮内唯一の珍奇な大石塔の所在地の佛は、机上でも大概判断できると思ふが、是非行つて見たければ、今はいくら金持でも自動車は雇へまいから、宿屋へ話をして驛の人力車を往復できめて、乗って行くのが最も樂に見學し得る唯一の方法であらう。山を背景にした寫眞がとりたくて第二回に行つた時は、最早益山邑迄の乗合自動車も日に一回(午前十時發)となつてゐたので、これでは半日ですます事はできない。とにかく當分の間は非常に不便になつて了つたのである。

塔は随分ひどくなつてゐて、今漸く南面を存するだけである(九三)。東面はざつと半分だけ残つてゐるが、西と北とはまるで何もない。去る大正四年、其時以上に其崩潰を防ぐ目的で、西北面をセメントで段形にかためて了つたから、悪口をいふと埃及國はサッカーに於ける段塔を、できるだけ拙く且つ殺風

景にした様なものを造りあげたのであつた。だからこの方面からどうにも見られたものではない。何とも形容の致し様のないものになつて了つた。どうもこれは少しばかりひど過る様である。總督府には古蹟調査係といふ様な立派な機關があり、故S博士を筆頭に、Oさんの様な天才の經驗家——Oさんは其方面に餘りに秀でてゐるので、ある向ではおそろしいため敬遠されてゐたとかいふ評を耳にした事もある位の大家——があるのに、何といふ沒趣味な非美術的修理をしたものか。

そこで早速案内をしてくださった當のOさんに、餘りひどいではありませんかと抗議をしたら、其答に曰く、この修理は總督府でしたのには違ひないが、營繕課で引受けて施工したもので、古蹟係のものは誰も知らなかつたと。

役所といふものは洵に不思議極る所で、一方には斯道の専門家が居るのに、他方には素人ばかりといふ様な場合でも、其居ない方である事を引受ければ、

たとひ他にどの様な専門家が居ようとも、一切相談なんかしないで勝手に仕事をやるのださうである。だから鮮内に唯一基礎に現存してゐる古の大石塔を、埃及國サツカラに於けるステップ・ピラミッドの様にしてしまつてすましてゐるのであらう。内地の國寶建築の修理に當り、夫が檜皮葺とか柿葺とかの場合、保存期限や火災に對しての顧慮から、銅板を檜皮葺に模したものを以て葺きかへるのさへ不都合と考へてゐる。改めて述べる迄もなく、國寶建築とあるからには、たとひ後補といふ事が明らかであるにしても、夫を除去したり復原したりするのは大に考へなければならぬ。

勿論勝手になんかしない、國寶保存會の會議にかけて、其承認を経てから實行するのだといふ。これは當然である。當然ではあるが、建築専門の委員の間に先以て内諾を得、然る後總會の議にかけるのは、他の例からみても想像できる。果して然らば推敲に推敲を重ねた上での決議だから、萬が一にも誤りのあ

る筈はないのであらう。さうきめておいて、醍醐寺金堂の向拜をとつて了つたり、信濃國分寺三重塔や山口の古熊神社並に平清水八幡社の本殿の屋根を、檜皮擬の銅板で葺いたのは、最も不都合な怪しからん修理だと思つてゐる。向拜はあつても少しも差支がないのみならず、あれである程度の沿革も判るし、又檜皮は檜皮にしておくべきで、腐朽したら葺き替へればいいのである。夫位金は何とか工面をすれば出せるだらう。どうしても出せなければ當該社寺に負擔させればよからう。といふ様な理窟も言ひ度くなる。

近年迄に修理を終つた國寶建築のうちで、私が見學したものに就いていへば、ある程度の模様替をして夫が決して不都合でも不合理でもないのみならず、まことにうまく出来てゐると思つたのは、奈良縣生駒郡富雄村の靈山寺本堂向拜である。拙い江戸時代の虹梁と獅子の木鼻をとつて了ひ、鎌倉様式の夫を以てしたのは正に適當な取扱で、模様替は總てこの調子であり度いものである。



議論が横道へ入ったから、もうやめるとして、さて此塔の場合は、朝鮮寶物保存規則が發布される以前であり、ただ崩れかかった古塔が残って居ただけであつたにせよ、この様な修理は餘りにも心なき次第であらう。新しい頭で古いものを取扱はれては、全く助からない。

私は頗る率直に無遠慮に、甚だ失禮を省みず思ふ所を述べたのであるが、一方からいへば斯る荒療治をしたればこそ幸に崩潰を免れたのかも知れない。さう考へると決して悪口等は言へた義理ではない。そんなにこの修理が氣に入らないなら、君ならどうするかといふ問を出されたとして、私は今何等の解答は致しかねる。豫算もあるし、期間もあるし、いろいろの條件があるのであらう、だから夫等を皆考に入れて批評しなければいけない。ただ私はできたものに對して、勝手氣儘な批評をしたのみである。假に最初に豫算と期間とを示されて相談を受けたとしても、やはり段塔式修理しか出来なかつたかも知れない。此

修理に當り、各重に入れた臨時の束に何れも「大正四年」と刻みつけてあるのは、左程目立たないからよろしい。

初重内部は十字形に通路があり、中心には石の方形心柱——支柱の役をしてゐる——が立ってゐる。當初は此四方に四佛でも安置してあつたかも知れない。南と東とに残つてゐる出入口も、扉はとうの昔に失つたとして、少し狭められてゐる様に思ふ。塔は當初七重又は九重らしかつたとの事であるが、若し九重とすれば、最上層は随分軸部の幅が狭いものになる筈で、出来はするが見た所は面白くあるまい。九重のものとして當麻寺西塔相輪によく似た形の上ののせた復原圖を、以前どこかで見た様な記憶があるが、絶対に賛成はできかねる。やはり七重の方が合理的だし、上の相輪にしても、金屬であつたか石造であつたか、元より断定はできない。當麻寺西塔（東塔に<sup>しても</sup>）式の相輪でいいかどうか、餘程考へものである。

創立は新羅初期といふ説があるが、もう少しあげて三國時代末期位に考へてはいけないだらうか。

## 五、王宮塔 (八五、<sub>六</sub>に)

全羅北道益山郡王宮面王宮里

昭和十三年三月二十日に彌勒塔を見に行った歸途、益山邑から自動車を雇つて行った。益山邑の南方約二十町、全州街道の東側の小高い所の松林の間に立つてゐる。基壇の石は全部取除かれ、相輪亦後補と見えるが、塔身は可なり良好の状態にある (九四)。

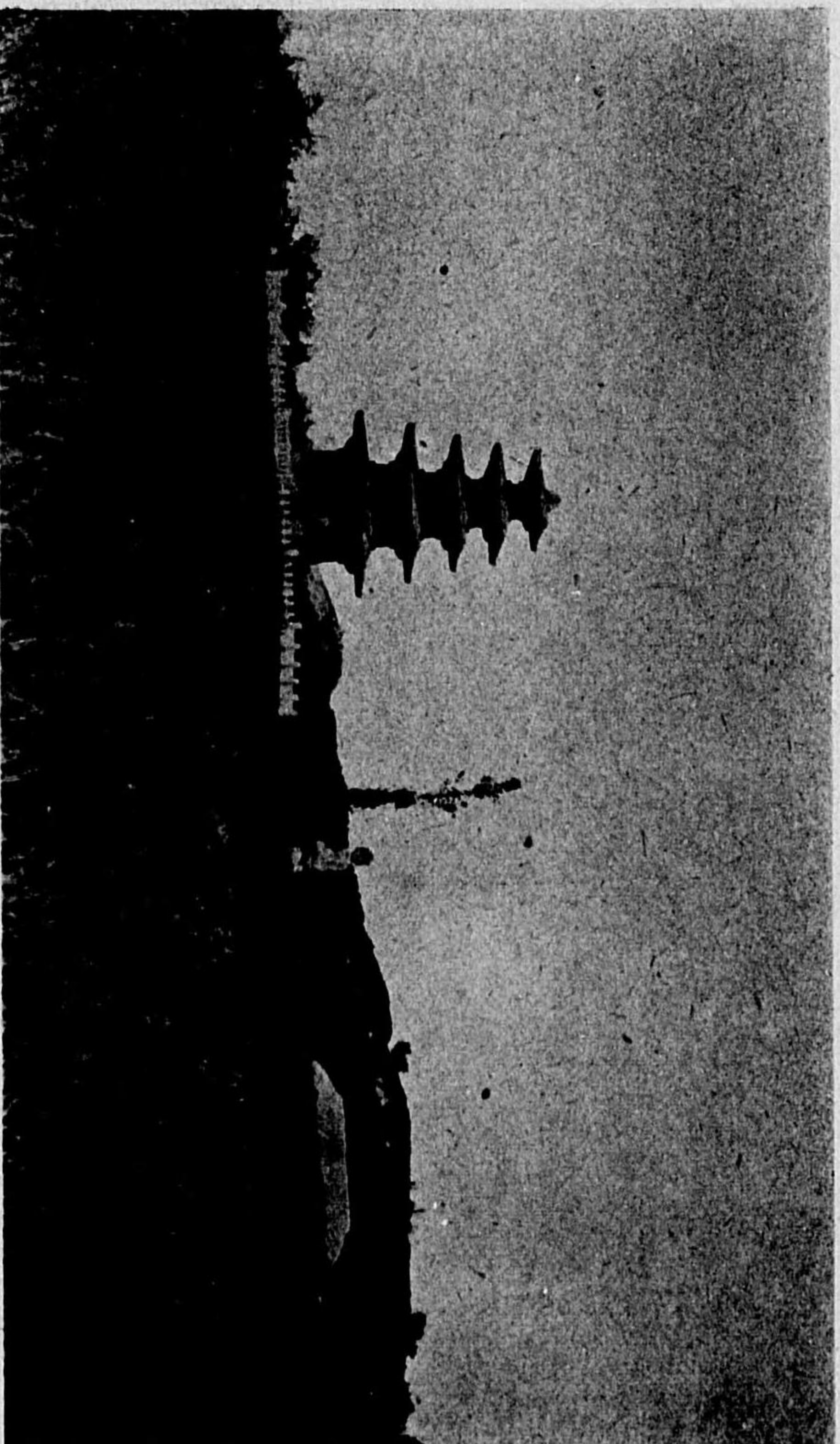
普通新羅統一時代と認められてゐる石塔に比べると、あらゆる點に於いて相當の相違がある。従來は彌勒塔と同じくこの時代の初期説が有力であつた様だが、其様式から見ると、彼を繰上げるとすれば、此も亦自然さうした方が穩當になる。精密な實測圖でもあれば、或はまた其圖上で何か見出すことができるかも知れない。併しこれは當分見込がないとすると、ざつと見たところの判斷、頗る怪しげな非學術的ではあるが、繰上説に賛成をしておく。

由是觀之、以上の五石塔は多少の早いおそいはあつても、何れも三國時代又は其末期を距る遠くないものと考へてよからう。このうち長蝦里のと庇仁里のは、まださう人も行つてゐまいし、少しやっかいではあるが、五萬分之一地圖には出てゐるから、少し努力すれば行けない事もあるまい。私は幸にこの二つをTさんの誘導で實見し、寫眞にもとる事ができ、従つて圖示して讀者諸君の一祭に供する次第である。ただ殘念ではあるが、圖版に制限があり、其全景を示したに止め、細部を掲げ得なかつた。此等の諸塔は何れも屋蓋の隅の下端、

又は軒口に小さい穴があけてあり、當初はそこから多分金銅の小風鐸を下げたことが想像できる。その様な小さい部分は、とてもここに収めた圖には現はすことはできない。

尙ほ又この様な石塔は、ことによつたら扶餘邑から程遠からぬところの寺址に、可なり良好の状態に保存されてゐるか、或はひどく壞れた殘闕が畑の間に残つてゐるかも知れないが、田舎の農民達はそんな事には氣がつくまい。古石塔や石燈に就いて特別の興味を有せられる元の舒川の警察署長のKさん、今は忠北清川の保安課長に榮轉して居られるが、いろいろ便宜がおありであらうから、どうかお氣付のがありましたら、手帳へつけておいて頂き度い。そのうちには面白い數例を加へ得るのではないかと思はれてならない。

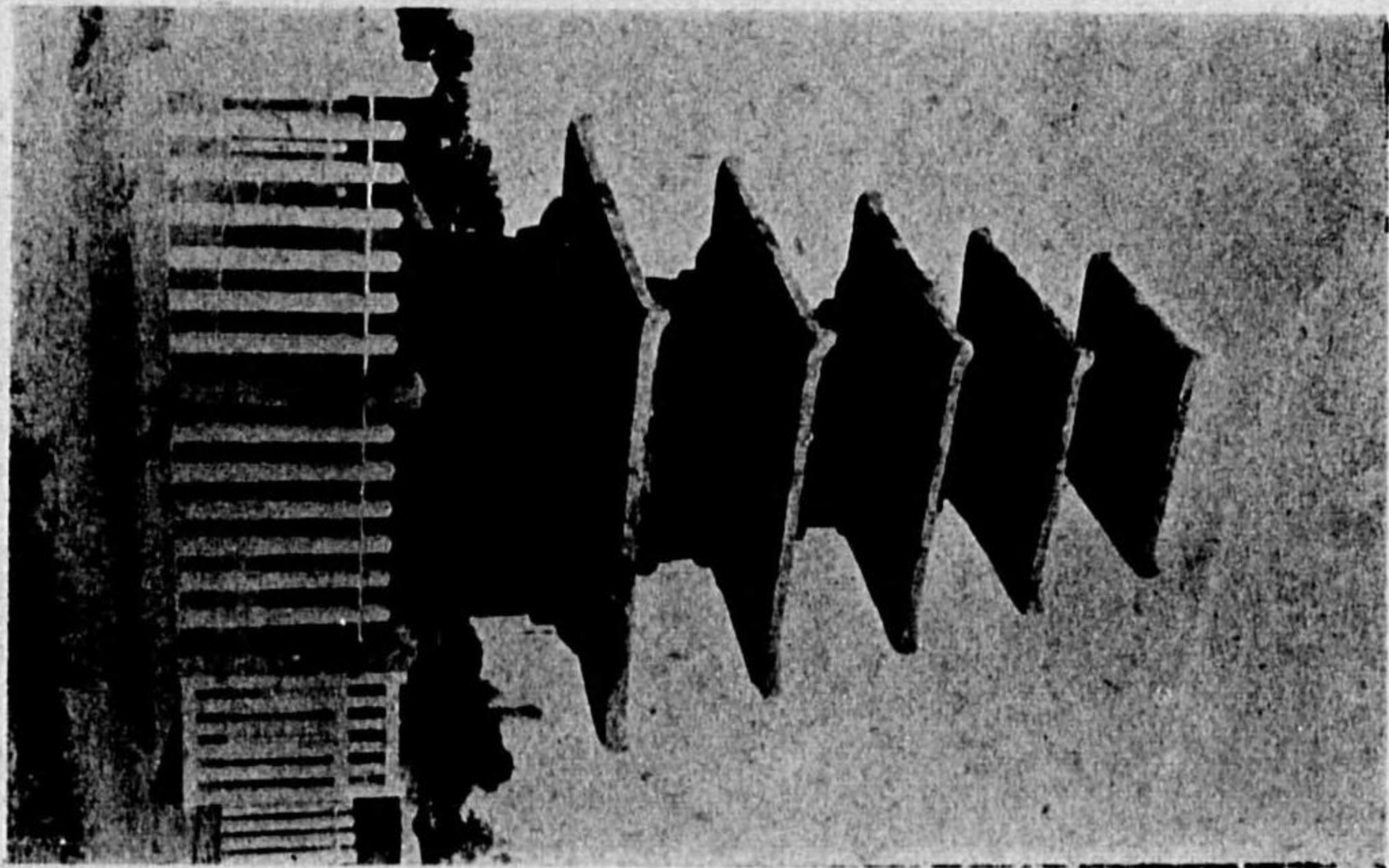
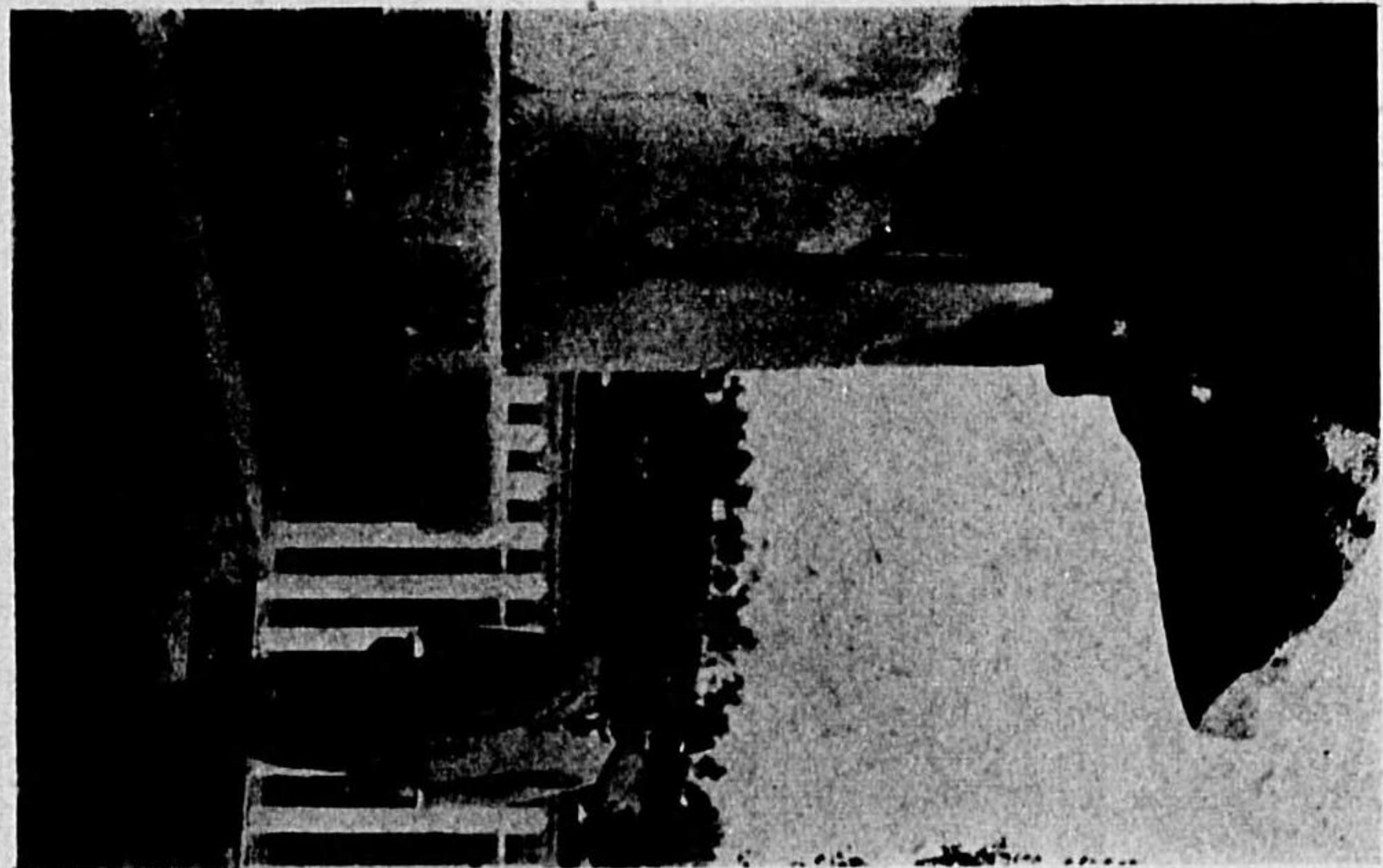
(昭和十八年三月十二日稿了)



八六。平濟塔全景(大正十四年十月三日)  
石塔と右方民家との中間、樹木右下のは唐將蘇定方の像と傳ふるもの。



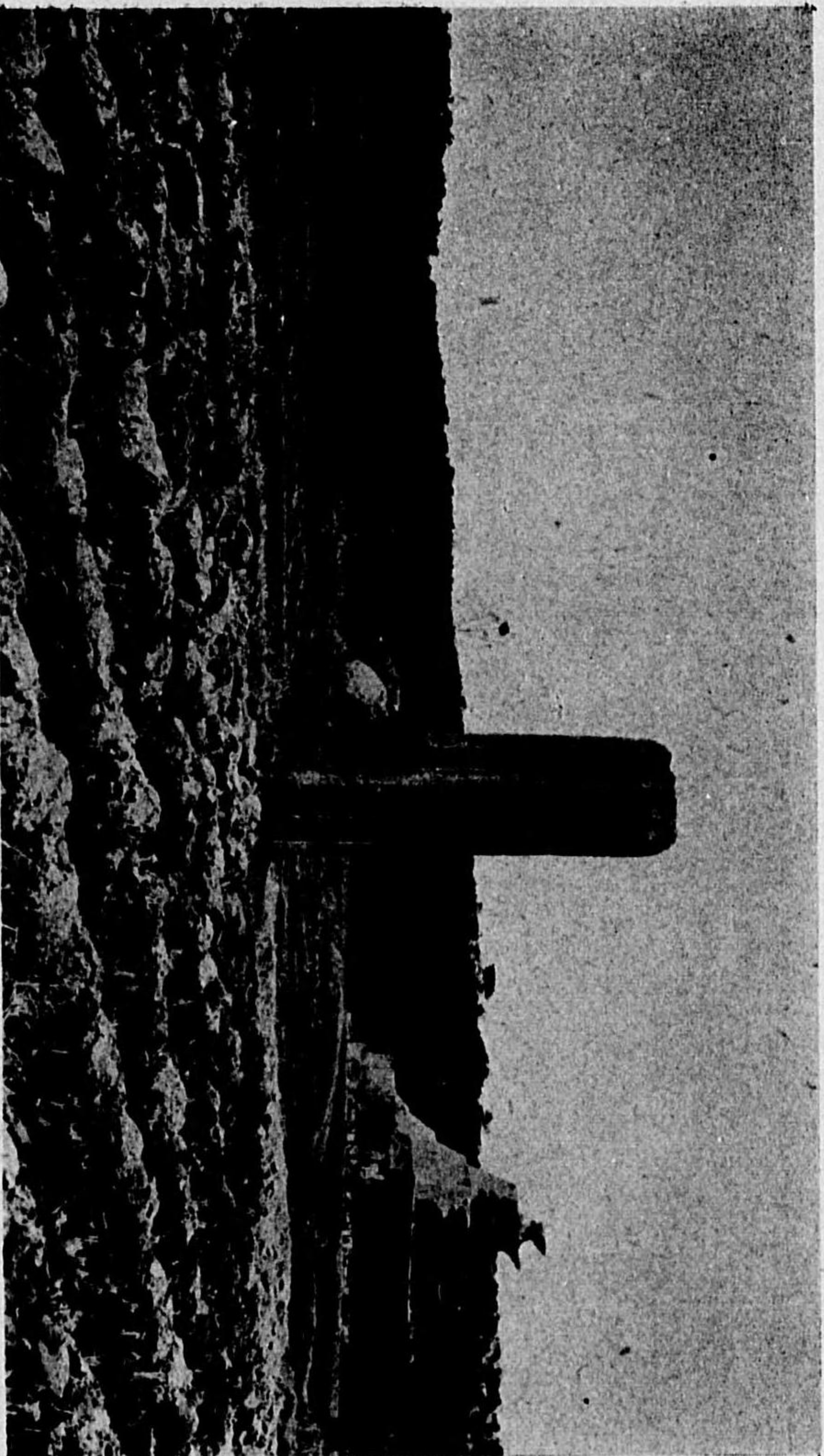
九三。彌勒塔（昭和十三年三月二十日）  
 彌勒塔を東南方からみたところ。圖では光線のあたってゐる方が南。各重補強の東には「大正四年」と刻してある。



右、八七。平濟塔近景（大正十四年十月一日）

左、八八。同 部分（大正十四年十月一日）

三國時代に於ける石塔の様式を遺憾なく發揮してゐる。左圖は壇上積一成の基壇を見せるのが目的。



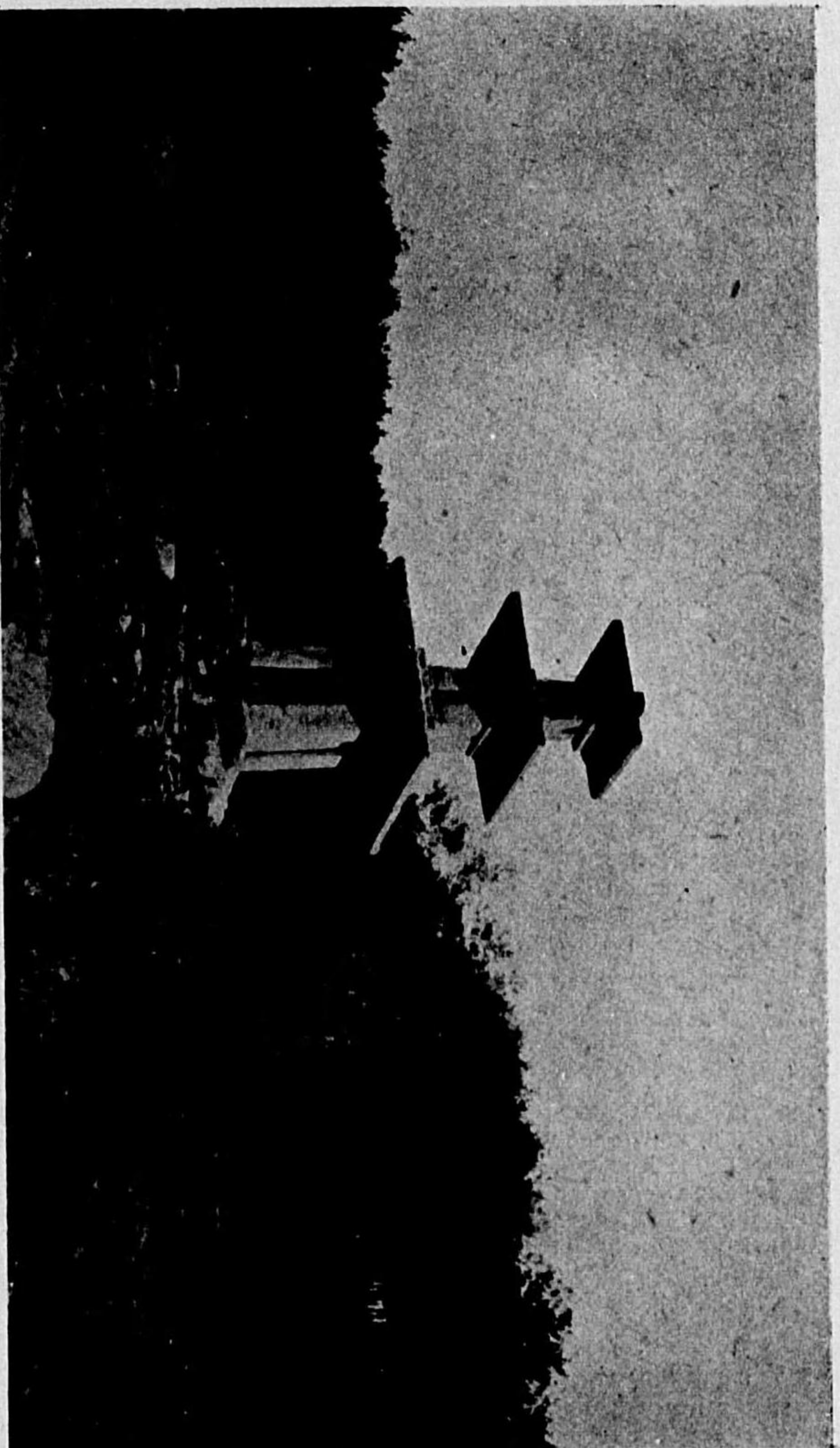
九一。陵彌勒寺址全景 其一 (昭和十三年三月二十日)

全北益山郡金馬面箕陽里に大きな陵寺址があり，彌勒山(次圖)を背景として大石塔一基と，(次頁へ)



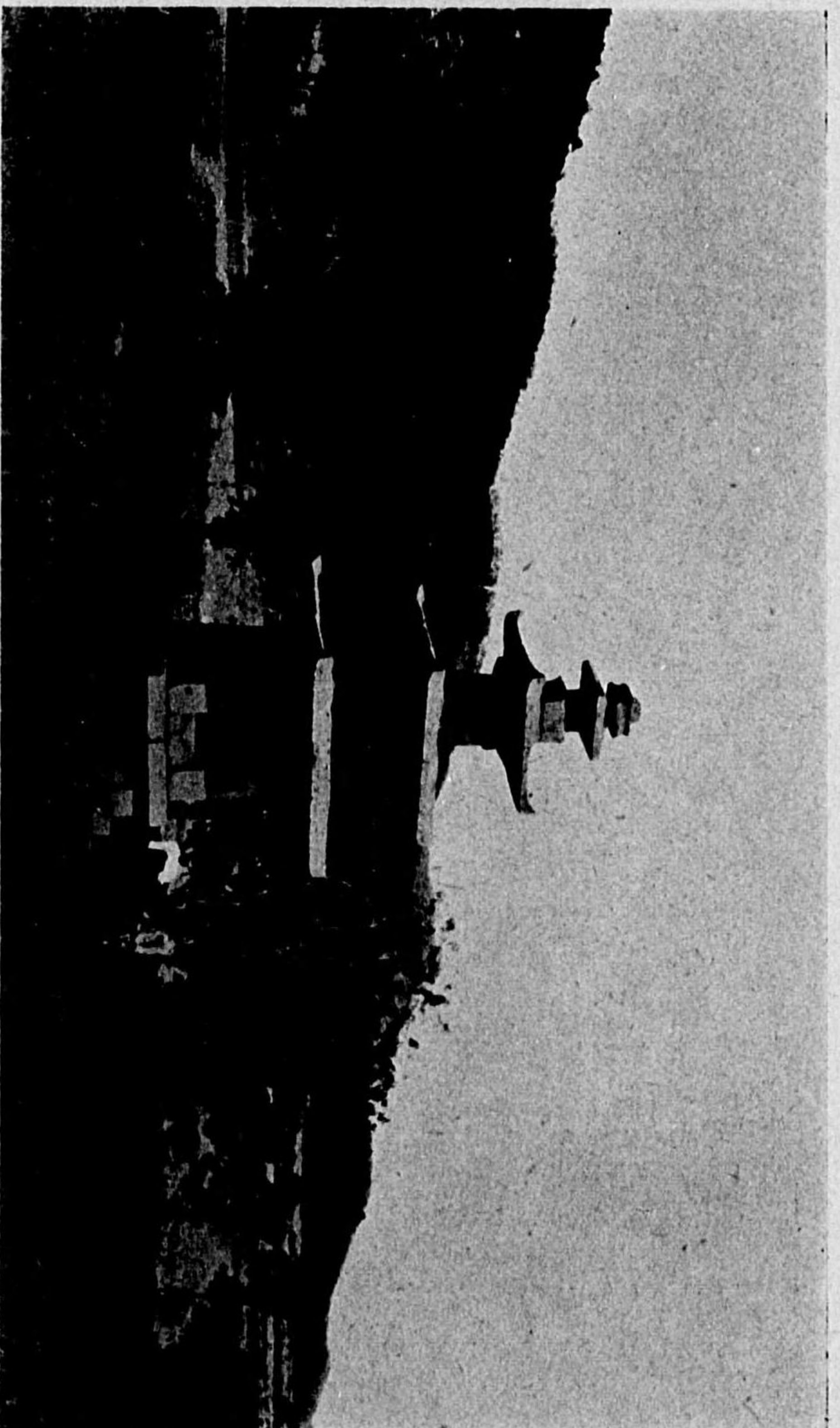
九二。陵彌勒寺址全景 其二 (昭和十五年六月十二日)

(前頁より) 幢竿支柱二基を存してゐる。寺としては絶好の位置。



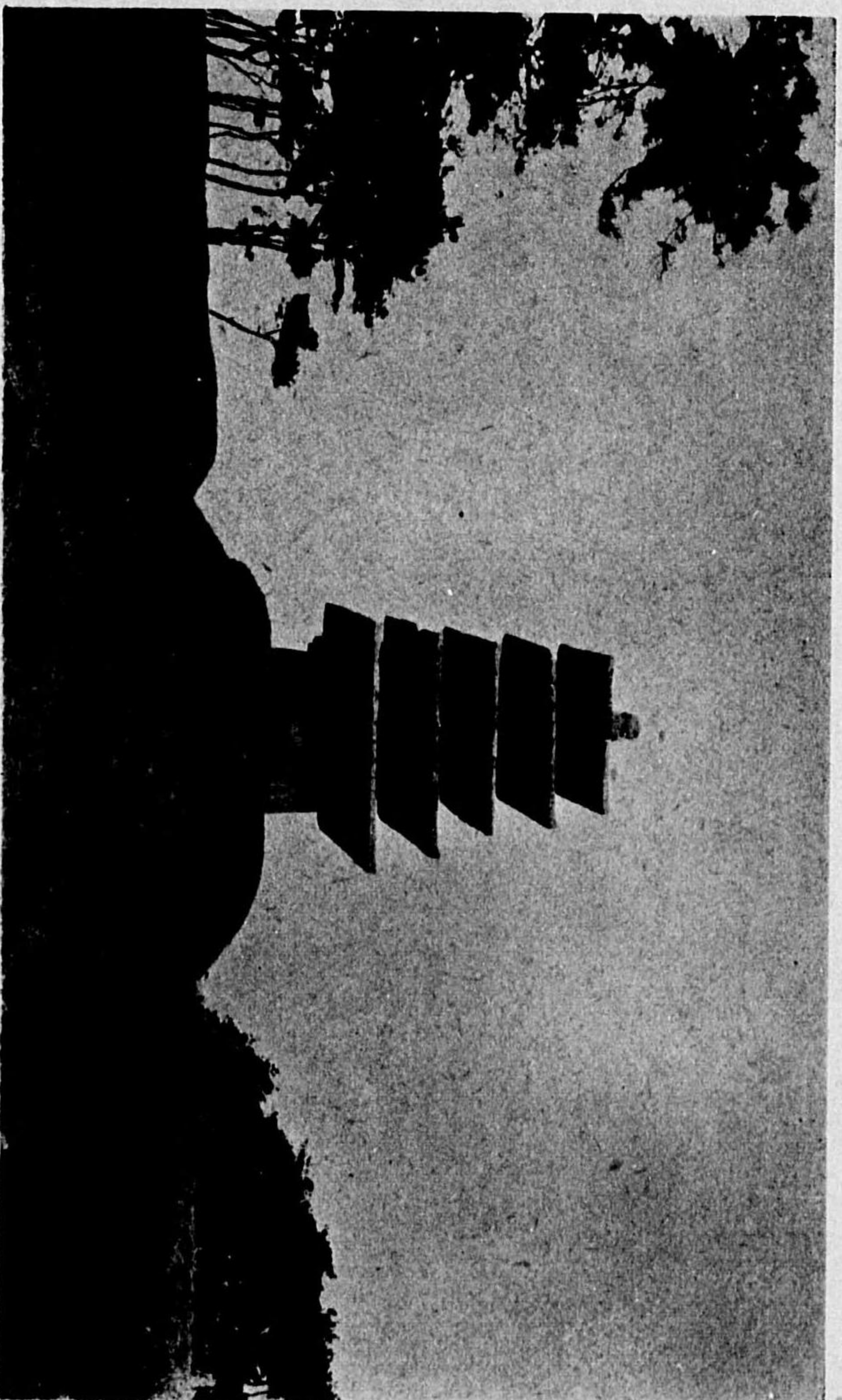
八九。長蝦里陵寺三重石塔（昭和十四年十二月九日）

此石塔は「長蝦里の部落を通過して南方へ約十町……道路に向へる緩斜面に唯一基たつてゐる」。



九〇。城北里陵寺石塔（昭和十五年六月十三日）

元は五重であつたらうといふ説もあるが、私は初めから三重塔だと思つてゐる。



九四。玉宮里石塔（昭和十三年三月二十日）

京城府

朝鮮ホテル

私は豫てから、内地に於ける洋風ホテルの建築に就いて、實は大に關心をもつてゐるので、日本建築の細部を應用したものに、どれだけの作品があるかと注意を怠らないが、今迄見たのでは、遺憾ながら思ふ様なものは先づない。位置としては、奈良ホテル等は理想的のものの一であらうが、遠慮のないところ、あの車寄でうんざりさせられ、次に廣間へ入って梯子段を昇らうとすると、勾欄親柱の擬寶珠で、これはこれとは一先づあきれれる。全體を正面から見たところはいいとして、棧瓦葺が安っぽい上に、鴟尾の形に締りがなさ過ぎる。春日神社一の鳥居の前を西に曲り、荒池の中を横切つてゐる道路からの眺めは、どうも感心ができない。

京都市から餘り遠くない、平地ではあるがある景色のいいところに、最近といつても彼是十年位にもならうか、新しく建てられたホテルの遠景が日本式なので、今度こそは待望の建築であらうと、私かに視察の機をねらつてゐるうち、

浪人をしてゐたK君がある大藩の用人に召抱へられたので、平素親しい間柄のものだけ——といったところで其時は唯二人しか都合がつかかなかつたが——で晚餐でも共にして内祝をしようといふ事になり、このホテルで祝賀會を開催した。つまり祝が半分と、建築の視察が半分と、半半といふ様な考へで、愈よ某年某月某日の午後三人で出かけた。

先づ車寄せのところ意外の感に打たれた。これは不幸にして見ないうちからの想像が當りかけたのである。夕食迄には未だ時間が充分あるので、濡椽に設けられた多くの机の一を占領し、景色を鑑賞しながら紅茶を飲む事にした。随分ゆったりした気分になつたので、不圖椽の天井に眼を注いだところ、視野に入った第一のものは繫虹梁であり、その形にも大分考慮の餘地がある様に三人の意見が一致したのであつたが、これが二度目の驚きであつた。

茶をすましてから庭へ下り、散歩をしながら大建築を外から眺めた。吉備津



神社本殿の横向きの様な大きな入母屋造が二つ並んでゐた。結論としては、此建築の鑑賞は遠方からに限るといふ事になった。つまり全體としての外観は洵に結構だが、細部には賛成致しかねる點が多々あるので、右の様な結論になったのである。

次の一例はホテルの建築ではなく、ある純日本建築の設計圖——これは圖だけで遂に實現せずにはまったが——に就いての批評である。ある時ある大きな都會のある大きな寺に於いて、北支から支那事變へかけての戦病没者の位牌を安置する目的で、いはば忠靈堂とか表忠堂とでも名づくべき性質の建築を建立する様に決り、其話が其寺の幹部級の坊さんの間に持上った折、偶もある日本建築に餘り縁のない建築家が、其設計は是非自分が試みるといつて圖を引いたさうだ。ところが寺院當局のある人が、其圖について私に忌憚のない批評を求められたので、固辭したが是非といふ事であつたから、私は其人にだけ腹藏の

ない意見を述べた。

其圖は全體としても大して感服はできなかつたが、殊に詳細圖として料や肘木を少し大きくかいてあつたのを見ると、□□□寺□堂の夫といふ事が一見明らかでない位、明治の末にある會で發行した圖版のまる寫しだと察せられたのであつた。私は其由を其人に話し、これでは設計者に日本古建築の曲線の性質が判つてゐない證據を、自分から示してゐる様なものだといった事があつた。

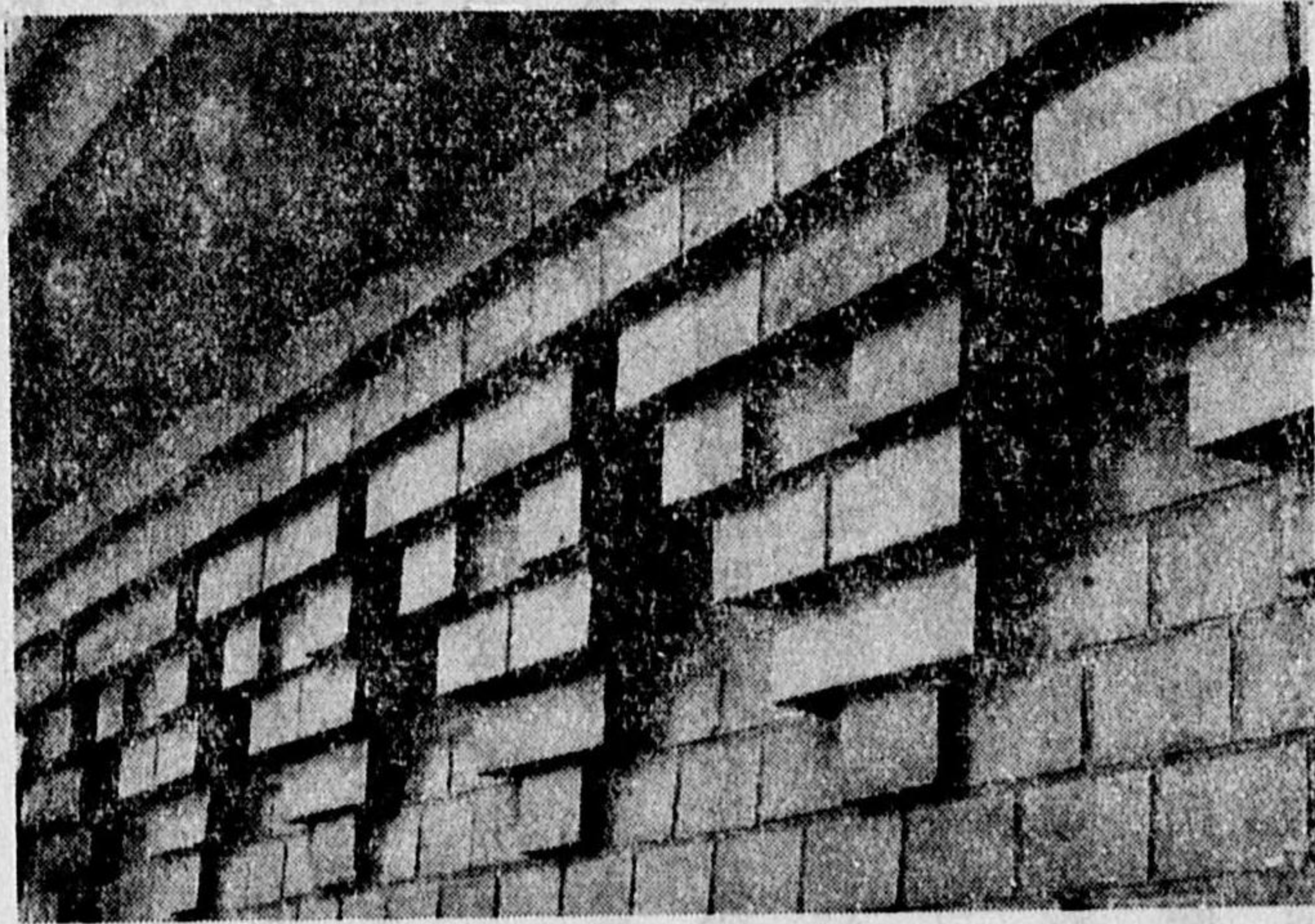
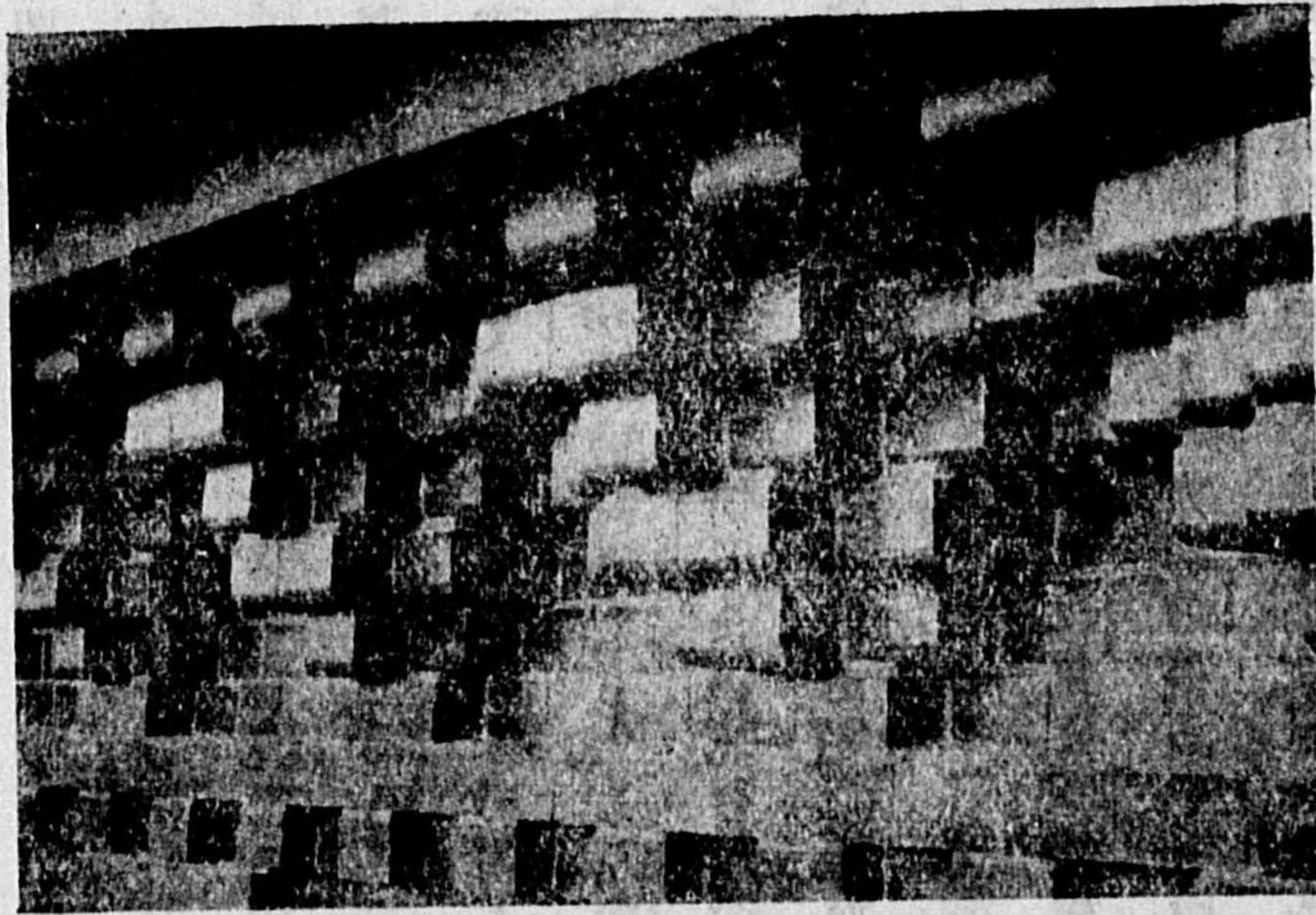
此様な例を擧げてゐてはきりが無い。全形は何とかしてお茶を濁せるが、細部になつてくると、曲線の性質の研究等は全然できてゐないため、圖版が唯一の虎の巻といふ、まことに心細い状態の下に設計施工されるのだから、いつ迄たつても駄目である。世間の人は眼あき千人眼くら千人とよくいふが、少なくとも日本建築に關しては總てが眼くらといつてもいい位で、建築家とある以上、西洋建築でも日本建築でも、凡そ建築といへば何でもできると思つてゐるらし

い。丁度醫學博士といへば、病理學者であらうが解剖専門家であらうが、診て貰へばあらゆる病氣は治るものと心得てゐるのと同じで、さう一人で何もかもできるものではない。依頼者も認識不足であるし、建築家の方でも苟も多少の良心があるならば、自分の専門以外のものは、自分は不適任だといふ理由で斷はればいいのに、自分の腕を誤信し過信し、いい氣になつて鵠建築を捏あげる——若くは自分でやった様に見せかけて、實は人にやらせる——のだから、拙いもののできた責任は雙方で半分づつ持たなければならぬ。圖版と首っぴきばかりしてゐたのでは、似たものはできようが、ほんとうの立派なもののできる筈は到底あり得ない。

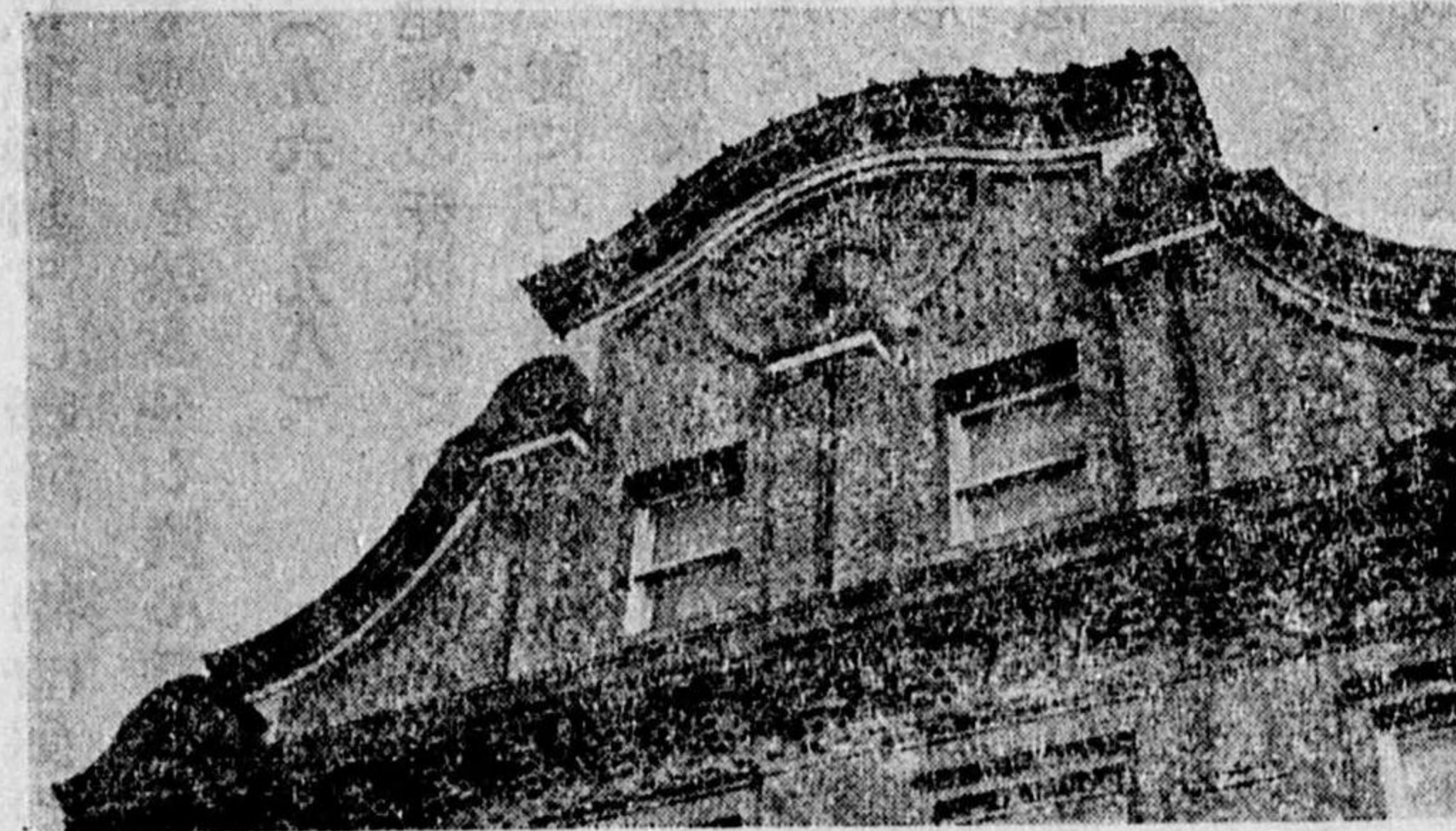
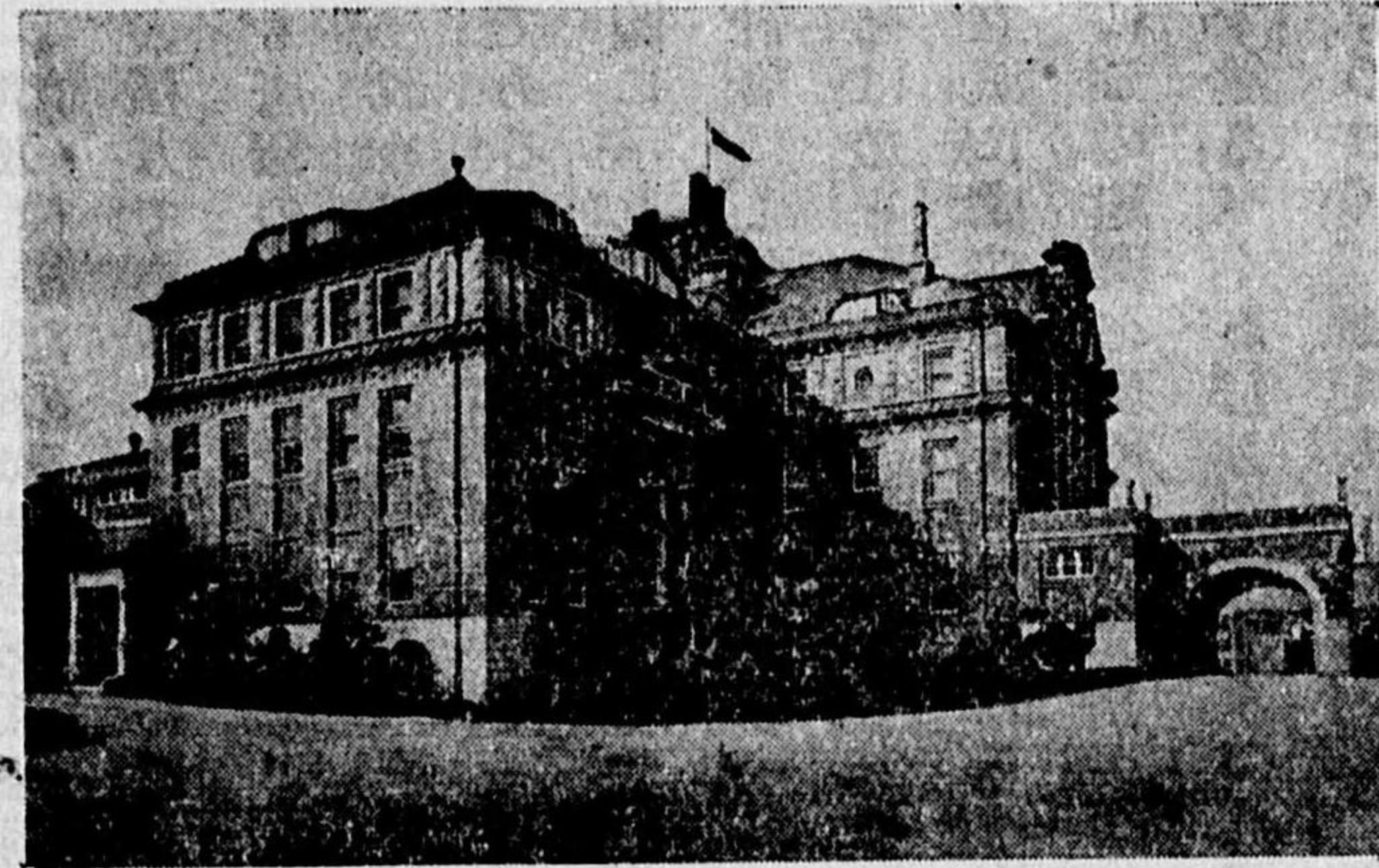
然るに私がいつも感心してゐるのは、京城府にある朝鮮ホテルの本館である(九五)。大體が燒過煉瓦を積んだ建物で、壁面等に普通の煉瓦を嵌入して文

字だの模様だのを現はし、全景も中中よろしいが、特にうまいと思ふのは蛇腹の積方である。胴蛇腹も軒蛇腹も煉瓦を然るべく積んであるが、夫がどうしても唐様の詰組に見えるのである(九六—九八)。

改めて述べる迄もなく、朝鮮建築の軒枳料に和様がある筈はなく、全部唐様であるが、其唐様詰組の要領を、實に巧に煉瓦を積んで、表現してゐること挿圖に示した如くである。此ホテル建築は獨逸人の設計とかきいてゐるが、其設計者にこれだけの手腕があつたか、或はまた現場監督者の提案か、その邊のこととは知らないが、とにかく少し形の變つた煉瓦を用ひ、唐様建築の軒を模して立派に成功した隨一で、恐らく他に類例は見出せないであらう。私は遇ふ人毎にこの建築を褒めるが、どういふものか誰も大して賛成しないで、口先や鼻先で然るべくあしらつてゐるのは不都合である。誰が設計しようと、うまいものはうまく、拙いものは拙いのである。或は黒くなつた燒過煉瓦をデコボコに積



下、九七。朝鮮ホテル洞蛇腹（昭和十三年三月十一日）  
上、九八。同 軒蛇腹（昭和十三年三月十一日）  
（前頁より）この兩蛇腹の詳細を示したが、どうしても此等が唐様詰組に見えるから不思議である。此等の寫眞は總てホテル當局の承認を得て寫したもので、内密でそっと撮影したのではない。



上、九五。朝鮮ホテル全景（繪葉書複寫）。

下、九六。朝鮮ホテル正面部分（昭和十三年三月十三日）。

上圖は正門を入った邊からみたところで、ホテルの客室に泊り客が自由に使用する様に備へてある繪葉書を複寫したもの。車寄せの上方を見せたのが下圖であり、これは軒蛇腹を主に寫したものである。この軒蛇腹は建物の四方の軒を全部とり巻いてゐるが、洞蛇腹の方は上圖でみる通り所所きれてゐる。次頁には（次頁へ）

みだした唐様擬ひの蛇腹なんか、見馴れないので變に思ふのかも知れない。

見なれないものは、變に見えるのが當然である。この煉瓦積出唐様蛇腹でも見馴れないから變梃なのであらう。建築家以外の人が気がつかないのは當然過る位當然として、扱て建築家で何人氣がついてゐるか。或は一人もないかも知れない。氣がついた人でも、こんな變な積み方をしないでいいだらうといふのかも知れない。併しまあ氣を落つけて虚心坦懐冷靜な眼でみるならば、實際うまくできてゐることは否定できない。

見なれないものが變に見え、餘程思ひ切らなければ賛成も肯定もしかねる一例を掲げておく。方形の平面をもったあらゆる日本建築は、軒の出が隅に於いて平よりも妻よりも多い、どれ位多いかといへば、いふ迄もなく約四割、換言

すれば平と妻との軒の出を夫夫1とする、隅は $\frac{1}{2}$ になるからである。だから隅は鐵材でも入れて補強しない以上、當然下ってくる。だから古建築の軒の隅は皆下がって垂れてゐる。體裁もよくないし、危険でもある。捨てておく事もできないから支柱を入れる。法隆寺金堂や五重塔の様な貴重な建築になると、支柱でも龍を巻きつかせたり、暴夜物語にありさうな壺から出た鬼をほったり、できるだけ裝飾をしてゐるし、又修理前の東大寺南大門の様な途方途轍もない大きなものに於いては、一本ではもたないから、太い大きな柱を三本たてて、途中を然るべく貫で結び、充分力になる様にしてあつた。とにかくかういふ風に支柱を入れると、夫がしつかりときいてゐて、最早下らない。下りはしないが、左りとて一度下がってしまったものは、解體修理でもして組み直さない以上、決して上がらない。だから外觀は頗るだらしがなく、みつともない。腰の曲った老人が杖をついて立ってゐる様である。